

官報

号外

平成二十一年五月八日

○第百七十一回 衆議院會議録 第二十九号

平成二十一年五月八日(金曜日)

議事日程 第二十号

平成二十一年五月八日

午後零時三十分開議

- 第一 農地法等の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第二 バイオマス活用推進基本法案(農林水産委員長提出)

○本日の会議に付した案件

議員辞職の件

日程第一 農地法等の一部を改正する法律案

(内閣提出)

日程第二 バイオマス活用推進基本法案(農林

水産委員長提出)

都市再生特別措置法及び都市開発資金の貸付け

に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

午後零時三十二分開議

○議長(河野洋平君) これより会議を開きます。

議員辞職の件

○議長(河野洋平君) 議員中森ふくよ君から辞表が提出されております。これにつきお諮りしたいと思ひます。

まず、その辞表を朗読させます。

(参事朗読)

辞職願

今般 一身上の都合により衆議院議員を辞職いたしました。ご許可願ひます。

平成二十一年五月八日

衆議院議員 中森ふくよ

衆議院議長 河野 洋平殿

○議長(河野洋平君) 採決いたします。

中森ふくよ君の辞職を許可するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(河野洋平君) 御異議なしと認めます。

よつて、辞職を許可することに決まりました。

○議長(河野洋平君) 日程第一とともに、日程第二は、委員長提出の議案でありますから、委員会の審査を省略し、両案を一括して議題とするに御

異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(河野洋平君) 御異議なしと認めます。

日程第一 農地法等の一部を改正する法律案

(内閣提出)

日程第二 バイオマス活用推進基本法案(農

林水産委員長提出)

○議長(河野洋平君) 日程第一、農地法等の一部を改正する法律案、日程第二、バイオマス活用推進基本法案、右両案を一括して議題といたします。

委員長の報告及び趣旨弁明を求めます。農林水産委員長遠藤利明君。

農地法等の一部を改正する法律案及び同報告書
バイオマス活用推進基本法案

(本号末尾に掲載)

(遠藤利明君登壇)

○遠藤利明君 ただいま議題となりました両法律案につきまして申し上げます。

まず、農地法等の一部を改正する法律案につきまして、農林水産委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、我が国の食料及び農業をめぐる諸情勢の変化にかんがみ、食料の安定供給を図るための重要な生産基盤である農地について、転用規制の強化等によりその確保を図るとともに、農地の貸借に係る規制の見直し、農地の利用集積を図る事業の創設等その有効利用を促進するための措置を講じようとするものであります。

本案は、四月三日本会議において趣旨説明及び質疑が行われ、同日本委員会に付託されました。委員会におきましては、四月七日石破農林水産

大臣から提案理由の説明を聴取した後、九日から質疑に入り、二度にわたつて参考人からの意見聴取を行うなど慎重かつ熱心に審査を重ね、四月三十日質疑を終局いたしました。

質疑終局後、本案に対し、自由民主党、民主党・無所属クラブ及び公明党の三党派共同提案により、耕作者みずからによる農地の所有が果たしてきている重要な役割も踏まえることを農地法の目的の規定に明記するとともに、農業生産法人以外の法人等による農地の貸借に係る許可の要件として、法人の業務執行役員のうち一人以上の者が農業に常時従事すること等を追加する等の修正案が提出され、趣旨の説明を聴取した後、討論を行い、採決を行った結果、修正案及び修正部分を除く原案はいずれも賛成多数をもつて可決され、本案は修正議決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議が付されました。

以上、御報告申し上げます。

次に、バイオマス活用推進基本法案につきまして、提案の趣旨及び内容を御説明申し上げます。本案は、バイオマスの活用の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進すること等を目的とするものであり、その主な内容は、次のとおりであります。

バイオマスの活用の推進は、地球温暖化の防止、農山漁村の活性化、エネルギー供給源の多様化等に資することを旨として行われなければならないこと等の基本理念を定めるとともに、政府は、バイオマス活用推進基本計画を策定しなければならぬこと、また、政府は、バイオマス活用推進会議を設けることとしております。

以上が、本案の趣旨及び内容であります。本案は、四月三十日農林水産委員会において、全会一致をもつて委員会提出の法律案とすること

に決したものであります。

なお、本委員会におきまして、バイオマス活用推進に関する件を本委員会の決議として議決したことを申し添えます。

何とぞ、御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願い申し上げます。(拍手)

○議長(河野洋平君) これより採決に入ります。

まず、日程第一につき採決いたします。

本案の委員長の報告は修正であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河野洋平君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり修正議決いたしました。

次に、日程第二につき採決いたします。

本案を可決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(河野洋平君) 御異議なしと認めます。よって、本案は可決いたしました。

○谷公一君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

内閣提出、都市再生特別措置法及び都市開発資金の貸付けに関する法律の一部を改正する法律案を議題とし、委員長の報告を求め、その審議を進められることを望みます。

○議長(河野洋平君) 谷公一君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(河野洋平君) 御異議なしと認めます。

よって、日程は追加されました。

都市再生特別措置法及び都市開発資金の貸付けに関する法律の一部を改正する法律案
(内閣提出)

○議長(河野洋平君) 都市再生特別措置法及び都市開発資金の貸付けに関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。国土交通委員長望月義夫君。

都市再生特別措置法及び都市開発資金の貸付けに関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書
(本号末尾に掲載)

〔望月義夫君登壇〕

○望月義夫君 ただいま議題となりました法律案につきまして、国土交通委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、地域の住民や地元企業等が主体となつたまちづくり活動や公共的な空間の適切な整備、管理等を通じて、町の魅力や活力の維持向上を促進し、地域の活性化を図るための措置を講じようとするもので、その主な内容は、

第一に、まちづくり会社等が施行する都市開発事業や公共施設等の整備に対する都市開発資金の無利子貸付制度の創設について定めること、

第二に、歩行者デッキや地下通路等に関して、都市再生緊急整備地域や都市再生整備計画の区域内の一団の土地の所有者等による歩行者ネットワーク協定の締結について定めること

などであります。

本案は、去る四月九日本委員会に付託され、翌十日金子国土交通大臣から提案理由の説明を聴取し、二十一日質疑に入り、本日質疑を終了いたしました。

ました。質疑終了後、採決いたしました結果、全会一致をもつて原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議が付されました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河野洋平君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(河野洋平君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(河野洋平君) 本日は、これにて散会いたします。

午後零時四十三分散会

出席国務大臣

農林水産大臣 石破 茂君
国土交通大臣 金子 一義君

○議長の報告

(通知書受領)

一、去る四月二十八日、麻生内閣総理大臣から河野議長あて、次の通知書を受領した。

閣総第二六三号

平成二十一年四月二十八日

内閣総理大臣 麻生 太郎
衆議院議長 河野 洋平殿

私は、平成二十一年四月二十九日(水)午前十時羽田空港発、四月三十日(木)午後十一時五十分同空港着の予定で、中華人民共和国訪問のため出張しますので、御通知いたします。

一、去る一日、麻生内閣総理大臣から河野議長あて、次の通知書を受領した。

閣総第二六六号

平成二十一年五月一日

内閣総理大臣 麻生 太郎
衆議院議長 河野 洋平殿

私は、平成二十一年五月三日(日)午前十時羽田空港発、五月六日(水)午後二時四十分同空港着の予定で、チェコ共和国及びドイツ連邦共和国訪問のため出張しますので、御通知いたします。

(勸告書受領)

一、去る一日、人事院総裁谷公士君から次の勸告書を受領した。

国家公務員法、一般職の職員の給与に関する法律等の規定に基づく一般職の職員の期末手当等についての報告及びその改定についての勸告

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る四月二十八日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

総務委員

辞任

補欠

今井 宏君	猪口 邦子君
川崎 二郎君	井澤 京子君
谷 公一君	山本ともひろ君
古屋 圭司君	長島 忠美君
渡部 篤君	西本 勝子君
井澤 京子君	川崎 二郎君
猪口 邦子君	今井 宏君

長島 忠美君		古屋 圭司君		議院運営委員	
西本 勝子君		渡部 篤君		辞任	
山本ともひろ君		谷 公一君		あかま二郎君	
辞任		補欠		浮島 敏男君	
杉浦 正健君		北村 茂男君		安井潤一郎君	
北村 茂男君		松本 文明君		菅野 哲雄君	
松本 文明君		谷川 弥一君		あかま二郎君	
谷川 弥一君		杉浦 正健君		藤井 勇治君	
国土交通委員		補欠		保坂 展人君	
辞任		浮島 敏男君		菅野 哲雄君	
亀岡 偉民君		馬淵 澄夫君		安井潤一郎君	
長安 豊君		亀岡 偉民君		藤井 勇治君	
浮島 敏男君		長安 豊君		保坂 展人君	
馬淵 澄夫君		補欠		一、去る四月三十日、議長において、次のとおり 常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名し た。	
安全保障委員		浮島 敏男君		厚生労働委員	
辞任		馬淵 澄夫君		辞任	
山内 康一君		亀岡 偉民君		大野 松茂君	
福田 峰之君		長安 豊君		川条 志嘉君	
補欠		山内 康一君		木村 義雄君	
福田 峰之君		補欠		高鳥 修一君	
山内 康一君		福田 峰之君		とかしきなおみ君	
予算委員		山内 康一君		富岡 勉君	
辞任		補欠		萩原 誠司君	
杉浦 正健君		杉田 元司君		三井 辨雄君	
園田 博之君		土井 真樹君		福島 豊君	
中馬 弘毅君		大島 理森君		小里 泰弘君	
三原 朝彦君		伊藤 忠彦君		小野 次郎君	
筒井 信隆君		小宮山泰子君		近江屋信広君	
中川 正春君		西村智奈美君		木村 勉君	
前原 誠司君		津村 啓介君		佐藤 鍊君	
伊藤 忠彦君		三原 朝彦君		下村 博文君	
大島 理森君		中馬 弘毅君		丹羽 秀樹君	
杉田 元司君		杉浦 正健君		末松 義規君	
土井 真樹君		園田 博之君		坂口 力君	
小宮山泰子君		筒井 信隆君		福島 豊君	
津村 啓介君		前原 誠司君		補欠	
西村智奈美君		中川 正春君		安井潤一郎君	
				上川 陽子君	
				農林水産委員	
				辞任	
				飯島 夕雁君	
				岩永 峯一君	
				補欠	
				安井潤一郎君	
				上川 陽子君	
				河井 克行君	
				徳田 毅君	
				中川 泰宏君	
				永岡 桂子君	
				上川 陽子君	
				木原 誠二君	
				杉村 太蔵君	
				西本 勝子君	
				岩永 峯一君	
				徳田 毅君	
				中川 泰宏君	
				永岡 桂子君	
				河井 克行君	
				飯島 夕雁君	
				三ツ林隆志君	
				安井潤一郎君	
				文部科学委員	
				辞任	
				中森ふくよ君	
				松浪 健太君	
				予算委員	
				辞任	
				小野寺五典君	
				大野 功統君	
				木村 隆秀君	
				下村 博文君	
				葉梨 康弘君	
				大島 敦君	
				逢坂 誠二君	
				細野 豪志君	
				馬淵 澄夫君	
				池坊 保子君	
				江田 康幸君	
				新井 悦二君	
				赤澤 亮正君	
				赤池 誠章君	
				小川 友一君	
				木原 誠二君	
				木村 隆秀君	
				下村 博文君	
				小野寺五典君	
				土屋 正忠君	
				広津 素子君	
				小川 友一君	
				新井 悦二君	
				町村 信孝君	
				西村智奈美君	
				津村 啓介君	
				寺田 学君	
				西村智奈美君	
				赤羽 一嘉君	
				池坊 保子君	
				江田 康幸君	
				福島 豊君	
				大野 功統君	
				葉梨 康弘君	
				馬淵 澄夫君	
				逢坂 誠二君	
				細野 豪志君	
				大島 敦君	
				池坊 保子君	
				江田 康幸君	
				福島 豊君	
				大野 功統君	
				葉梨 康弘君	
				馬淵 澄夫君	
				逢坂 誠二君	
				細野 豪志君	
				大島 敦君	
				池坊 保子君	
				江田 康幸君	
				福島 豊君	
				大野 功統君	
				葉梨 康弘君	
				馬淵 澄夫君	
				逢坂 誠二君	
				細野 豪志君	
				大島 敦君	
				池坊 保子君	
				江田 康幸君	
				福島 豊君	
				大野 功統君	
				葉梨 康弘君	
				馬淵 澄夫君	
				逢坂 誠二君	
				細野 豪志君	
				大島 敦君	
				池坊 保子君	
				江田 康幸君	
				福島 豊君	
				大野 功統君	
				葉梨 康弘君	
				馬淵 澄夫君	
				逢坂 誠二君	
				細野 豪志君	
				大島 敦君	
				池坊 保子君	
				江田 康幸君	
				福島 豊君	
				大野 功統君	
				葉梨 康弘君	
				馬淵 澄夫君	
				逢坂 誠二君	
				細野 豪志君	
				大島 敦君	
				池坊 保子君	
				江田 康幸君	
				福島 豊君	
				大野 功統君	
				葉梨 康弘君	
				馬淵 澄夫君	
				逢坂 誠二君	
				細野 豪志君	
				大島 敦君	
				池坊 保子君	
				江田 康幸君	
				福島 豊君	
				大野 功統君	
				葉梨 康弘君	
				馬淵 澄夫君	
				逢坂 誠二君	
				細野 豪志君	
				大島 敦君	
				池坊 保子君	
				江田 康幸君	
				福島 豊君	
				大野 功統君	
				葉梨 康弘君	
				馬淵 澄夫君	
				逢坂 誠二君	
				細野 豪志君	
				大島 敦君	
				池坊 保子君	
				江田 康幸君	
				福島 豊君	
				大野 功統君	
				葉梨 康弘君	
				馬淵 澄夫君	
				逢坂 誠二君	
				細野 豪志君	
				大島 敦君	
				池坊 保子君	
				江田 康幸君	
				福島 豊君	
				大野 功統君	
				葉梨 康弘君	
				馬淵 澄夫君	
				逢坂 誠二君	
				細野 豪志君	
				大島 敦君	
				池坊 保子君	
				江田 康幸君	
				福島 豊君	
				大野 功統君	
				葉梨 康弘君	
				馬淵 澄夫君	
				逢坂 誠二君	
				細野 豪志君	
				大島 敦君	
				池坊 保子君	
				江田 康幸君	
				福島 豊君	
				大野 功統君	
				葉梨 康弘君	
				馬淵 澄夫君	
				逢坂 誠二君	
				細野 豪志君	
				大島 敦君	
				池坊 保子君	
				江田 康幸君	
				福島 豊君	
				大野 功統君	
				葉梨 康弘君	
				馬淵 澄夫君	
				逢坂 誠二君	
				細野 豪志君	
				大島 敦君	
				池坊 保子君	
				江田 康幸君	
				福島 豊君	
				大野 功統君	
				葉梨 康弘君	
				馬淵 澄夫君	
				逢坂 誠二君	
				細野 豪志君	
				大島 敦君	
				池坊 保子君	
				江田 康幸君	
				福島 豊君	
				大野 功統君	
				葉梨 康弘君	
				馬淵 澄夫君	
				逢坂 誠二君	
				細野 豪志君	
				大島 敦君	
				池坊 保子君	
				江田 康幸君	
				福島 豊君	
				大野 功統君	
				葉梨 康弘君	
				馬淵 澄夫君	
				逢坂 誠二君	
				細野 豪志君	
				大島 敦君	
				池坊 保子君	
				江田 康幸君	
				福島 豊君	
				大野 功統君	
				葉梨 康弘君	
				馬淵 澄夫君	
				逢坂 誠二君	
				細野 豪志君	
				大島 敦君	
				池坊 保子君	
				江田 康幸君	
				福島 豊君	
				大野 功統君	
				葉梨 康弘君	
				馬淵 澄夫君	
				逢坂 誠二君	
				細野 豪志君	
				大島 敦君	
				池坊 保子君	
				江田 康幸君	
				福島 豊君	
				大野 功統君	
				葉梨 康弘君	
				馬淵 澄夫君	
				逢坂 誠二君	
				細野 豪志君	
				大島 敦君	
				池坊 保子君	
				江田 康幸君	
				福島 豊君	
				大野 功統君	
				葉梨 康弘君	
				馬淵 澄夫君	
				逢坂 誠二君	
				細野 豪志君	
				大島 敦君	
				池坊 保子君	
				江田 康幸君	
				福島 豊君	
				大野 功統君	
				葉梨 康弘君	
				馬淵 澄夫君	
				逢坂 誠二君	
				細野 豪志君	
				大島 敦君	
				池坊 保子君	
				江田 康幸君	
				福島 豊君	
				大野 功統君	
				葉梨 康弘君	
				馬淵 澄夫君	
				逢坂 誠二君	
				細野 豪志君	
				大島 敦君	
				池坊 保子君	
				江田 康幸君	
				福島 豊君	
				大野 功統君	
				葉梨 康弘君	
				馬淵 澄夫君	
				逢坂 誠二君	
				細野 豪志君	
				大島 敦君	
				池坊 保子君	
				江田 康幸君	
				福島 豊君	
				大野 功統君	
				葉梨 康弘君	
				馬淵 澄夫君	
				逢坂 誠二君	
				細野 豪志君	
				大島 敦君	
				池坊 保子君	
				江田 康幸君	
				福島 豊君	
				大野 功統君	
				葉梨 康弘君	
				馬淵 澄夫君	
				逢坂 誠二君	
				細野 豪志君	
				大島 敦君	
				池坊 保子君	
				江田 康幸君	
				福島 豊君	
				大野 功統君	
				葉梨 康弘君	
				馬淵 澄夫君	
				逢坂 誠二君	
				細野 豪志君	
				大島 敦君	
				池坊 保子君	
				江田 康幸君	
				福島 豊君	
				大野 功統君	
				葉梨 康弘君	
				馬淵 澄夫君	
				逢坂 誠二君	
				細野 豪志君	
				大島 敦君	
				池坊 保子君	
				江田 康幸君	
				福島 豊君	
				大野 功統君	
				葉梨 康弘君	
				馬淵 澄夫君	
				逢坂 誠二君	
				細野 豪志君	
				大島 敦君	
				池坊 保子君	
				江田 康幸君	
				福島 豊君	
				大野 功統君	
				葉梨 康弘君	
				馬淵 澄夫君	
				逢坂 誠二君	
				細野 豪志君	
				大島 敦君	
				池坊 保子君	
				江田 康幸君	
				福島 豊君	
				大野 功統君	
				葉梨 康弘君	
				馬淵 澄夫君	
				逢坂 誠二君	
				細野 豪志君	
				大島 敦君	
				池坊 保子君	
				江田 康幸君	

(議案付託)

一、去る四月二十八日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第三五号)(参議院送付)

農林水産委員会 付託

一、去る四月三十日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

農林漁業及び農山漁村の再生のための改革に関する法律案(筒井信隆君外十一名提出、衆法第二号)

農林水産委員会 付託

一、昨七日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律案(大野功統君外十一名提出、衆法第二一号)

銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律の一部を改正する法律案(大野功統君外十一名提出、衆法第二二号)

資本市場危機への対応のための臨時特例措置法案(大野功統君外十一名提出、衆法第二三号)

租税特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第六五号)

以上四件 財務金融委員会 付託

独立行政法人日本学術振興会法の一部を改正する法律案(内閣提出第六六号)

文部科学委員会 付託

中小企業者及び中堅事業者等に対する資金供給の円滑化を図るための株式会社商工組合中央金庫法等の一部を改正する法律案(高村正彦君外六名提出、衆法第二四号)

経済産業委員会 付託

(議案送付)

一、去る四月二十八日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

公共サービス基本法案(総務委員長提出)

一、去る四月二十八日、参議院に送付した本院提出案は次のとおりである。

公共サービス基本法案

一、去る四月二十八日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

防衛省設置法等の一部を改正する法律案

一、去る四月三十日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

バイオマス活用推進基本法案(農林水産委員長提出)

一、去る一日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

政党助成法の一部を改正する法律案(林幹雄君外十一名提出)

(質問書提出)

一、去る四月二十八日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

マンションやオフィスビルなどの貯水槽からの給水管の劣化に伴う健康・安全対策に関する質問主意書(平岡秀夫君提出)

世界遺産宮島の鹿の管理に関する質問主意書(村井宗明君提出)

二〇〇〇年以降の年金記録に記録の抜け等の不備がある問題に関する質問主意書(長妻昭君提出)

外務省における各種手当の変遷並びに同省職員による実際の使われ方等に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)

北朝鮮による長距離弾道ミサイル発射に係る政府対応の信頼性を否定し、茶化した内閣官房副長官の言動に対する政府の対応に関する再質問主意書(鈴木宗男君提出)

外務省所管の各種法人に対する同省の助成等に関する再質問主意書(鈴木宗男君提出)

一、去る四月三十日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

脳脊髄液減少症の診断・治療の確立の研究促進に関する質問主意書(赤嶺政賢君提出)

事業継続のための中小企業対策に関する質問主意書(滝実君提出)

ソマリア沿岸への自衛隊派遣とソマリアについての国連決議に関する質問主意書(辻元清美君提出)

新型インフルエンザ対策に関する質問主意書(岡本充功君提出)

育児休業取得の際、事業主が交付する書面等に関する質問主意書(山井和則君提出)

国民年金納付率に関する質問主意書(山井和則君提出)

東京地方検察庁特別捜査部の取材対応のあり方等に関する再質問主意書(鈴木宗男君提出)

ロシア政府による中国人を対象とした観光ビザ免除の対象地域の拡大に対する外務省の見解等に関する再質問主意書(鈴木宗男君提出)

政府見解と異なる北方領土問題の解決方法について言及した政府代表を外務大臣が厳重注意した件等に関する再質問主意書(鈴木宗男君提出)

政治資金規正法上の「寄附」に関する質問主意書(原口一博君提出)

一、去る一日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

新型インフルエンザ対策経費に関する質問主意書(逢坂誠二君提出)

十五・四兆円が日本経済は経済危機から脱却できののかどうかに関する再質問主意書(滝実君提出)

検察庁による刑事事件に係る情報のリークに関する再質問主意書(鈴木宗男君提出)

外務省職員が公務出張に際して取得したマイレージの同省における取り扱い及び公費削減効果の検証等に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)

二〇〇六年八月十六日にロシア国境警備隊に拿捕された第三十一吉進丸の船体返還に向けた外務省の過去の取り組みに関する第三回質問主意書(鈴木宗男君提出)

企業による国立学校での個人情報収集に関する質問主意書(長妻昭君提出)

一、昨七日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

政府見解と異なる北方領土問題の解決方法について言及した政府代表に対する外務大臣の対応等に関する再質問主意書(鈴木宗男君提出)

北方四島返還方針の堅持を求める新聞広告の内容に対して外務大臣が修正を求めた件に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)

北方領土に居住するロシア人に対する外務省によるビザの発給に関する再質問主意書(鈴木宗男君提出)

国立学校における特別支援教育に関する質問主意書(滝実君提出)

政府の調査活動に関する質問主意書(長妻昭君提出)

取り調べの可視化等に関する質問主意書(長妻昭君提出)

新型インフルエンザに関する質問主意書(長妻昭君提出)

介護報酬改定等に関する質問主意書(山井和則君提出)

要介護認定見直しに関する質問主意書(山井和則君提出)

国民年金納付率等に関する質問主意書(山井和則君提出)

(答弁書受領)

一、去る四月二十八日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員前田雄吉君提出国際協力銀行が二〇〇五年三月三十一日にマレーシアのパハン・スランゴール導水事業に対し行った円借款融資に関する質問に対する答弁書

衆議院議員前田雄吉君提出独占禁止法における情報公開に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出パキスタンの核兵器開発に対する我が国企業の関与に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出政府代表に関する第三回質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出政府見解と異なる北方領土問題の解決方法について言及した政府代表の発言に対する政府の見解等に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省職員が公務出張に際して取得したマイレージの同省における取り扱いに関する第三回質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出二〇〇六年八月十六日にロシア国境警備隊に拿捕された第三十一吉進丸の船体返還に向けた外務省の過去の取り組みに関する再質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出政府代表が政府見解と異なる北方領土問題の解決方法について言及したとする新聞報道に対する政府の対応等に関する質問に対する答弁書

衆議院議員滝実君提出十五・四兆円で日本経済は経済危機から脱却できるのかどうかに関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出政府見解と異なる北方領土問題の解決方法について言及した政府代表の発言に対する政府の見解等に関する質問に対する答弁書

方領土問題の解決方法について言及した政府代表を外務大臣が厳重注意した件等に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出政府代表が政府見解と異なる北方領土問題の解決方法について言及したことが我が国の国益に及ぼす影響に係る政府の認識等に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省所管の各種法人に対する同省の助成等に関する質問に対する答弁書

平成二十一年四月十七日提出
質問 第三一九号

国際協力銀行が二〇〇五年三月三十一日にマレーシアのパハン・スランゴール導水事業に対し行った円借款融資に関する質問主意書

提出者 前田 雄吉

国際協力銀行が二〇〇五年三月三十一日にマレーシアのパハン・スランゴール導水事業に対し行った円借款融資に関する質問主意書

標記事業に係る円借款融資について、以下政府に対し質問する。

一 事業の必要性について

イ) 現地NGOの指摘では、水需要予測が未だに疑問視されているが、日本政府として事業地における最近の人口増加率や水需要・水供給の傾向を把握しているのか。また把握しているとするれば、その内容を説明されたい。

ロ) 水管理の観点や代替案の検討も含めて、同事業が最善の策であるか、改めて計画を見直すべきであると考えるが、日本政府の見解はいかがか。

二 モニタリング会合について

イ) JICA(国際協力機構)はこれまで、事業の環境及び社会影響に関する住民や現地NGOとマレーシア政府の間の協議の場として、マレーシア政府が主催するモニタリング会合が実施されているとしており、過去に二〇〇二年から二〇〇八年に八回開催されている。しかし、影響を最も受ける住民である先住民の参加者は各会合で〇から三名のみであり、そもそも先住民が協議の場に不在であったケースがあることが明らかになっている。そんな中でこれまでのモニタリング会合においてどのような議論がなされたのか。

ロ) 影響住民である先住民が不在のまま、重要な事項が話し合われることは避けなければならないが、モニタリング会合の透明性を高めるためにも、議事録を公開すべきではないか。公開できないとすれば、モニタリング会合以外で、透明かつ報告・説明責任のあるアカウンタブルな形式の住民協議の場を確保すべきではないか。これらの点に関する日本政府の見解はいかがか。

三 新JICA(旧国際協力銀行の海外経済協力業務と国際協力機構が統合した組織)の環境審査について

イ) 「環境審査」は、環境アセスメント報告書や住民移転計画書等のレビュー(講評)と分析、実施機関との折衝、ステークホルダー(利害関係者)からの聞き取り、現地実査等膨大な作業を伴う。ODAの質の確保を実現していくためには、環境社会配慮審査に現在より多くの人数を配置する必要があると考えるがいかがか。

ロ) 過去に、案件形成のために行われる調査

で、案件形成を急ぐあまり調査期間が十分確保されず、結果的に不十分な調査をもとに形式的な審査が行われた事業があったという情報もある。よって、審査の質を確保するためには、十分な調査期間を確保すること、環境審査の根拠となる諸情報を適切なタイミングで公開することが必要であると考えるがいかがか。

四 JICA研究所について

イ) JICA研究所設立にあたり、旧JICAの国際協力総合研修所と旧JBIC(国際協力銀行)の開発金融研究所による総括及び評価を行っているのか。行っているとすれば、どのように評価したのか。評価されているとしたら、その内容を公開して頂きたいがどのようにお考えか。

ロ) 開発に関連する研究所については、既に、世界銀行研究所やアジア開発銀行研究所など国際開発分野の研究所は存在し、日本政府も多額の資金を拠出している。このように、開発に関する研究所に既に日本政府として資金拠出をしている状況の中、なぜ、JICA研究所が必要なのか。JICA研究所にはどのような役割があると考えているのか。右質問する。

内閣衆質一七一第三一九号

平成二十一年四月二十八日

衆議院議長 河野 洋平 殿
内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議員前田雄吉君提出国際協力銀行が二〇〇五年三月三十一日にマレーシアのパハン・スランゴール導水事業に対し行った円借款融資に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員前田雄吉君提出国際協力銀行が
二〇〇五年三月三十一日にマレーシアのパハ
ン・スランゴール導水事業に対し行った円
借款融資に関する質問に対する答弁書

一について

「パハン・スランゴール導水計画」(以下「本計
画」という。)は、マレーシア政府から円借款を
供与するよう要請があったもので、マレーシア
の水需要を満たし、もってマレーシアの経済社
会開発を促進する上で必要なものであり、環境
面等の影響も考慮し、また、我が国とマレーシ
アとの関係の一層の緊密化の必要性等を勘案し
た結果、円借款の供与を決定したものである。
また、マレーシア政府は本計画に加え、地下水
の開発、漏水対策の実施、他の地域からの導水
等の代替案を検討した結果、水資源量、コスト
等の面から本計画が最善であるとの結論に至っ
たものと承知している。

御指摘の人口増加率や水需要・水供給の最近
の傾向については、現在、マレーシア政府に照
会しているところであり、引き続き、マレーシ
ア政府に対し、関連情報の提供を求めていく考
えである。

二について

御指摘のモニタリング会合は、マレーシア政
府によって主催されるものであり、マレーシア
政府、住民、NGO、事業関係者等が参加し、
本計画の現状、住民の移転計画、本計画に関す
る環境配慮等について議論が行われていると承
知している。

モニタリング会合は個別の補償内容等を扱っ
ていること、また、参加者の自由な議論を確保

するという理由から非公開とされており、議事
録も非公開であると承知している。政府として
も、モニタリング会合は住民との対話を行う重
要な場と認識しており、マレーシア政府と住民
との対話が促進されるようマレーシア政府に働
きかけていく考えである。

三について

政府開発援助事業を実施する上で環境面及び
社会面への配慮を適切に行うことは重要であ
り、政府として、独立行政法人国際協力機構
(以下「JICA」という。)に対し、現在、JICA
において検討中の環境社会配慮ガイドライ
ンに沿って適切に対応するよう求めていく考え
である。

四のイ)について

御指摘の「旧JICAの国際協力総合研修所」
については、外務省独立行政法人評価委員会に
よる一連の業務実績評価を受けており、また、
御指摘の「旧JICA(国際協力銀行)の開発金融
研究所」については、国際協力銀行が研究業
務単独ではなく関連事業分野の一部としての評
価を行っており、共に結果を公表してきている
と承知している。

四のロ)について

JICAは、開発途上国に対する技術協力、
有償及び無償資金協力による協力実施を担う日
本で唯一の機関であり、JICA研究所は、御
指摘の「旧JICAの国際協力総合研修所」及び
「旧JICA(国際協力銀行)の開発金融研究所」
によるこれまでの開発課題に関する調査・研究
の成果を活かしつつ、我が国の援助政策に関連
した調査・研究及び対外発信を行う役割を担う
ものと認識している。

平成二十一年四月十七日提出
質問 第三二〇号

独占禁止法における情報公開に関する質問主
意書

提出者 前田 雄吉

独占禁止法における情報公開に関する質問
主意書

独占禁止法における情報公開について、以下政
府に対し質問する。

一 現在、独占禁止法について情報公開を求めた
消費者や、申告、告発した消費者が、その受理
(聞き取りを含む)後の経過や結果を知ることが
出来ない。この理由を明らかにされたい。

二 経過や結果を知ることが出来なくても、勧告
などに踏み切るかなどの結論に関しては、申告
等した者に対して通告すべきではないか。見解
を問う。

右質問する。

内閣衆質一七一第三二〇号

平成二十一年四月二十八日

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員前田雄吉君提出独占禁止法における
情報公開に関する質問に対し、別紙答弁書を送
付する。

〔別紙〕

衆議院議員前田雄吉君提出独占禁止法にお
ける情報公開に関する質問に対する答弁書

一及び二について

公正取引委員会としては、行政機関の保有す
る情報の公開に関する法律(平成十一年法律第
四十二号)に基づく開示請求が行われた場合に

においては、同法に基づき適切に対応することと
している。

また、私的独占の禁止及び公正取引の確保に
関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)第四
十五条第一項の規定による報告が、公正取引委
員会の審査に関する規則(平成十七年公正取引
委員会規則第五号)で定めるところにより、書
面で具体的な事実を摘示してされた場合におい
て、当該報告に係る事件について、適当な措置
をとり、又は措置をとらないこととしたとき
は、同委員会は、同条第三項の規定に基づき、
速やかに、その旨を当該報告をした者に通知す
ることとしている。なお、当該報告に係る事件
についての同委員会による調査の状況について
は、同委員会の事務の適正な遂行に支障を及ぼ
すおそれがあること等から、これを明らかにす
ることは差し控えることとしている。

平成二十一年四月十七日提出
質問 第三二一号

パキスタンの核兵器開発に対する我が国企業
の関与に関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

パキスタンの核兵器開発に対する我が国企
業の関与に関する質問主意書

昨年十二月八日の報道で、パキスタンで「核開
発の父」と呼ばれている科学者アブドゥル・カ
ディール・カーン博士が共同通信の取材に対し
て、一九八四年までに我が国を訪問し核開発に重
要な部品を我が国の企業にいくつか注文していた
旨答へ、カーン氏が核製造に必要な部品を我が国
で調達していたことが明らかにされている。ま
た、本年二月十六日付の新聞報道では、一九七〇

年代以降、リングマグネット等の核開発に必要な特殊磁石等の資機材が複数の日本企業からカーン氏に対して大量に販売されていたことが同氏本人の証言によりわかったとされている。右につき、「政府答弁書」(内閣衆質一七二第一〇六号)では「御指摘の報道の内容については、引き続き可能な範囲で事実関係の確認に努めているが、その具体的な方法等について明らかにすることは、事柄の性質上、差し控えたい。確認された内容をどのように扱うかについては、前回答弁書(平成二十一年三月六日内閣衆質一七一第一五一号)一から三までについてでお答えしたとおりである。」との答弁がなされている。右を踏まえ、質問する。

一 前文の答弁にある「確認」とは、どの省庁が担当して行われているものであるのか説明されたい。

二 「確認」に在パキスタン日本国大使館は関与しているか。

三 「確認」は現在どの様な進捗状況を見せているのか説明されたい。

右質問する。

内閣衆質一七一第三二二号
平成二十一年四月二十八日

内閣総理大臣 麻生 太郎
衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出パキスタンの核兵器開発に対する我が国企業の関与に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員鈴木宗男君提出パキスタンの核兵器開発に対する我が国企業の関与に関する質問に対する答弁書

一から三までについて

御指摘の報道の内容については、政府として

引き続き可能な範囲で事実関係の確認に努めているが、その具体的な方法等について明らかにすることは、先の答弁書(平成二十一年三月十九日内閣衆質一七一第二〇六号)一から五までについてでお答えしたとおり、事柄の性質上、差し控えたい。

平成二十一年四月十七日提出
質問 第三二二二号

政府代表に関する第三回質問主意書

提出者 鈴木 宗男

政府代表に関する第三回質問主意書
「前回答弁書」(内閣衆質一七一第一八四号)を踏まえ、再度質問する。

一 「前回答弁書」では「一についてでお答えした者のうち、日本国政府を代表して、特定の目的をもって外国政府と交渉するための日本政府代表を命ぜられている者は、(一)明石康、(二)今井正、(三)谷内正太郎であり、それぞれ、(一)スリ・ランカの平和構築並びに復旧及び復興に関し、関係国政府等と交渉するための、(二)在沖縄米軍の諸活動等に関する在沖縄米軍との交渉を行い、及びこれに関連するアメリカ合衆国政府との交渉に参加するための、(三)当面の重要な外交問題に関し、関係国政府等と交渉するための日本政府代表を命ぜられている。」との答弁がなされているが、右の政府が谷内正太郎政府代表に命じている任務に関し、「当面の重要な外交問題」とは具体的にどの様な問題を指しているのか、並びに「関係国政府等」とは具体的にどの国を指しているのか、それぞれ詳細に説明されたい。

二 一の答弁にある「当面の重要な外交問題」に、

北方領土問題は含まれているか。

三 一の答弁にある谷内代表の任務は麻生太郎内閣総理大臣から命じられたものであり、谷内代表は直接麻生総理の指揮命令を受けるか。または、中曽根弘文外務大臣から命じられたものであり、中曽根大臣の指揮命令を受けるのか。説明を求める。

四 三で、一の答弁にある谷内代表の任務が麻生総理から命じられたものであり、谷内代表が直接麻生総理の指揮命令を受けるのならば、任務遂行に関する情報を谷内代表は中曽根大臣に秘匿することは可能であるか。

五 一の答弁にある「当面の重要な外交問題」に関し、谷内代表が政府見解に反する、または政府見解と異なる自身の見解を、新聞紙等の媒体上で述べることは許されるか。

右質問する。

内閣衆質一七一第三二二号
平成二十一年四月二十八日

内閣総理大臣 麻生 太郎
衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出政府代表に関する第三回質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員鈴木宗男君提出政府代表に関する第三回質問に対する答弁書

一及び二について

御指摘の「当面の重要な外交問題」及び「関係国政府等」は多種多様であり、お尋ねについて一概にお答えすることは困難であるが、政府として、ロシアとの関係は、重要な外交問題の一つであると認識している。

三及び四について

御指摘の「麻生太郎内閣総理大臣から命じられた」及び「中曽根弘文外務大臣から命じられた」の意味するところが明らかではないため、お尋ねにお答えすることは困難である。

五について

お尋ねの趣旨が明らかではないため、お答えすることは困難である。

平成二十一年四月十七日提出
質問 第三二三号

政府見解と異なる北方領土問題の解決方法について言及した政府代表の発言に対する政府の見解等に関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

政府見解と異なる北方領土問題の解決方法について言及した政府代表の発言に対する政府の見解等に関する質問主意書

本年四月十七日の毎日新聞に、谷内正太郎政府代表が毎日新聞社のインタビューを受け、北方領土問題につき、「三島と択捉一部でも」と、谷内代表として、歯舞、色丹、国後、択捉の我が国への帰属を確認し、ロシアとの平和条約を締結するという従来の政府方針と異なり、北方四島の面積を折半するという方法をもって、同問題の最終的解決を目指すべきという見解を示したと報じた記事(以下、「毎日記事」という。)が掲載されている。右を踏まえ、質問する。

一 「毎日記事」を政府、特に外務省は承知しているか。

二 「毎日記事」には谷内代表が「個人的には(四島返還ではなく)三・五島返還でもいいのではないか」と考えている。北方四島を日露両国のつま

外務省職員が公務出張に際して取得したマイルレージの同省における取り扱いに関する
第三回質問主意書

昨年、いわゆる「居酒屋タクシー」の問題が明らかになったことを受け、政府として同年六月十二日、各省庁に、職員が公務出張で飛行機を利用する際に私的にマイルレージを取得すること（以下、「マイルレージ取得」という。）を自粛する様指示を出し、外務省においても、同月二日以降の公務出張について「マイルレージ取得」をしない様、省内の電子メールで全職員に通知が出され、更に本年一月一日以降には、同省において、職員が国家公務員等の旅費に関する法律に基づき旅費の支給を受けて航空機の利用を伴う公務のための旅行（以下、「公務旅行」という。）をする際は、当該航空機の利用により取得するマイルレージについては、公費削減の観点から適切に活用することとする新たなルール（以下、「新ルール」という。）が適用されている。右「前々回答弁書」（内閣衆質一七一第二四四号）及び「前回回答弁書」（内閣衆質一七一第二八八号）を踏まえ、再度質問する。

時点で答えすることは困難である。」との答弁がなされている。「新ルール」による具体的な公費削減効果を検証するには相当の期間が必要であることは理解できるところ、外務省として、「新ルール」の適用がなされてから、同省職員が「マイルレージ取得」により取得したマイルレージが実際に公費削減の観点から活用された具体的事例を把握しているか否か、右の点についてのみ明らかにされたい。

二 一の答弁には「相当の期間を経ることが必要」とあるが、外務省として、右の「相当の期間」として具体的にどれくらいの期間を想定しているか。

三 外務省として、二の期間を経た後、「新ルール」による公費削減効果について検証をする考えでいるのか。

四 「前々回答弁書」では「御指摘の削減額を集計する作業は行っており、お答えすることは困難である。」と、外務省として、「新ルール」が適用されて以来、どれだけの公費削減がなされたかの集計作業を行っていないとの答弁がなされている。外務省がそもそも右の作業を行っていないのなら、二の期間を経た後でも、「新ルール」によりどれだけの公費削減効果があったのかを検証することなどできるはずがないと考えるが、外務省の見解如何。

五 「前回回答弁書」では、「外務省において職員が旅費法に基づき旅費の支給を受けて航空機の利用を伴う公務のための旅行をする際に、当該航空機の利用により取得するマイルレージについては、適切な管理に努めており、そのために必要となる場合に、マイルレージの状況が表示された電子情報等を部局ごとの担当者が確認できるようにしている。」との答弁がなされているが、

「新ルール」適用以後、外務省職員が「マイルレージ取得」により取得したマイルレージは、本年四月二十日時点で、同省全体で何マイル蓄積され、その内どれだけのマイルレージが使われているのか明らかにされたい。

二〇〇六年八月十六日にロシア国境警備隊に拿捕された第三十一吉進丸の船体返還に向けた外務省の過去の取り組みに関する再質問主意書

内閣衆質一七一第二四四号
平成二十一年四月二十八日

衆議院議長 河野 洋平殿
衆議院議員 鈴木宗男君提出

外務省職員が公務出張に際して取得したマイルレージの同省における取り扱いに関する第三回質問に対し、別紙答弁書を送付する。

（別紙）

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省職員が公務出張に際して取得したマイルレージの同省における取り扱いに関する第三回質問に対する答弁書

一から五までについて

先の答弁書（平成二十一年四月十七日内閣衆質一七一第二八八号）二、六及び七について述べたとおりであり、具体的な公費削減効果の検証のために必要な期間を経た段階で検証を検討する予定である。

平成二十一年四月二十日提出
質問 第三二五号

二〇〇六年八月十六日にロシア国境警備隊に拿捕された第三十一吉進丸の船体返還に向けた外務省の過去の取り組みに関する再質問主意書

提出者 鈴木 宗男

二〇〇六年八月十六日にロシア国境警備隊に拿捕された第三十一吉進丸の船体返還に向けた外務省の過去の取り組みに関する再質問主意書

「前回答弁書」（内閣衆質一七一第二九五号）を踏まえ、再質問する。

一 二〇〇六年八月十六日、北海道根室市の漁船第三十一吉進丸がロシアの国境警備隊に拿捕され、乗組員一名が銃殺された事件が発生した。その第三十一吉進丸の船体につき、「前回答弁書」では「御指摘の船体の現状を確認している」との答弁がなされている。では、第三十一吉進丸の船体は現在どこにあり、誰によってどの様に使用されているのか、外務省として把握している範囲内で詳細に説明されたい。

二 一で、外務省として、「前回答弁書」に「情報収集の内容等について具体的に述べることは、今後の情報収集等に支障を来すおそれがある」とある様に、その現状を明らかにすることができないと言ふのなら、その理由を説明された。第三十一吉進丸は我が国民の財産であり、ロシアによって不法に奪われたものである。それが現在どこにあり、誰によってどの様な使用方をされているのか、その現状について外務省が把握している情報を国民に明らかにすることが何をもって「今後の情報収集等に支障を来すおそれがある」とことになるのか、論理的な説明を求める。

三 「前回答弁書」では「外務省として、ロシア側に対して、御指摘の船体の引渡し等につき随時申入れを行っている」旨の答弁がなされているが、外務省がロシア側に対して第三十一吉進丸の船体の返還についての申入れを行った直近の事例一件につき、その日にち、場所、申入

れを行った政府職員の名職氏名等、具体的に説明されたい。
右質問する。

内閣衆質一七一第三三五号
平成二十一年四月二十八日

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出二〇〇六年八月十六日にロシア国境警備隊に拿捕された第三十一吉進丸の船体返還に向けた外務省の過去の取り組みに関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出二〇〇六年八月十六日にロシア国境警備隊に拿捕された第三十一吉進丸の船体返還に向けた外務省の過去の取り組みに関する再質問に対する答弁書

一及び二について

外務省として、御指摘の船体の現状を確認しているが、御指摘の船体の現状を含め、外務省が行っている情報収集活動により得られた情報を明らかにすることは、情報源が明らかになるおそれがある等、今後の情報収集等に支障を来すおそれがあるため、お答えすることは差し控えたい。

三について

外務省として、ロシア側に対して、御指摘の船体の引渡し等につき随時申入れを行ってきたが、外交上の個別のやり取りの詳細について明らかにすることは、ロシア連邦との間の今後のやり取りに支障を来すことから、お答えすることは差し控えたい。

平成二十一年四月二十日提出
質 問 第三二六号

政府代表が政府見解と異なる北方領土問題の解決方法について言及したとする新聞報道に対する政府の対応等に関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

政府代表が政府見解と異なる北方領土問題の解決方法について言及したとする新聞報道に対する政府の対応等に関する質問主意書

本年四月十七日の毎日新聞に、谷内正太郎政府代表が毎日新聞社のインタビューを受け、北方領土問題につき、三島と択捉一部でも」と、谷内代表として、歯舞、色丹、国後、択捉の我が国への帰属を確認し、ロシアとの平和条約を締結するという従来の政府方針と異なり、北方四島の面積を折半するという方法をもって、同問題の最終的解決を目指すべきという見解を示したと報じた記事(以下、「毎日記事」という。)が掲載されている。右について、谷内代表は毎日新聞社に対して、「毎日記事」にある様な、北方四島の面積分割をもって最終的な北方領土問題の解決とすべきという趣旨の発言はしていないと反論し、「毎日記事」はねつ造である旨発言している(同日付産経新聞報道)。右を踏まえ、質問する。

一 谷内代表は「毎日記事」にある取材をいつ毎日新聞社から受けたか、その具体的日にちを明らかにされたい。

二 外務省として、谷内代表が一の取材を受けたことをいつ知ったか、その具体的日にちを明らかにされたい。

三 本年四月二十日の衆議院決算行政監視委員会第一分科会において、中曽根弘文外務大臣は、同月十七日、谷崎泰明外務省欧州局長が谷内代

表本人に対して、「毎日記事」にある谷内代表の発言の真意につき、電話で確認を行っていることを明らかにしている。谷崎局長が谷内代表に対して電話で確認を行った際、谷内代表は谷崎局長に対して具体的などの様な回答をしたのか説明されたい。

四 三の分科会において中曽根大臣は、「毎日記事」にある谷内代表の発言について、谷内代表が米国ワシントンから帰国してから、改めて本人と面会し、確認をする意向である旨述べている。「毎日記事」にある谷内代表の発言は、我が国の国家主権に関わる極めて重大な発言であると考えているところ、「毎日記事」を承知した時点で、中曽根大臣として、谷崎局長に確認させるのではなく、すぐに自ら谷内代表に対して確認をすべきではなかったのか。その様にせず、「毎日記事」が掲載されてからしばらく経過した後、確認を行うというのは、中曽根大臣として、「毎日記事」にある谷内代表の発言が我が国の国家主権並びに国益に重大な影響を及ぼすということを十分に認識していないことを示すのではないか。中曽根大臣の見解如何。

五 毎日新聞社は、本年四月十七日、産経新聞社の問い合わせに対して、「(毎日新聞に)書かれている記事がすべてです。谷内正太郎氏の発言に基づくものであり、捏造との指摘は当たりません」とのコメントを社長室より出している。

前文で触れた産経新聞記事や三の確認に対する回答等、「毎日記事」にある内容の発言をしていないとする谷内代表の弁解は、真実を述べたものであると外務省は認識しているか。

六 五で、谷内代表の弁解が真実を述べたものであると外務省として認識しているのなら、「毎日記事」の方がウソを言っていることになる。

外務省として、「毎日記事」は誤報であると認識しているか。明確な答弁を求める。

七 外務省として、「毎日記事」を掲載した毎日新聞社に対して、どの様な対応を行っているか。記事の訂正を求める等、明確な抗議を行っているか。

八 七で、行っていないのなら、それはなぜか。

九 三の分科会において中曽根大臣は、「毎日記事」にある谷内代表の発言に関し、毎日新聞社には谷内代表の説明とともに、北方領土問題についての政府の立場を伝えてある旨述べていたが、こと国家主権に関わる問題については、「立場を伝える」という手段では不十分であり、明確な抗議をして、それが正しくない旨、訂正することを強く求める必要があると考える。麻生太郎内閣総理大臣の見解を示されたい。

十 今回の件は、谷内代表と毎日新聞社のどちらかがウソを言っていることになるが、谷内代表、ひいては外務省の側がウソを言っていることが明らかになった場合、外務省として、谷内代表はじめウソをついた者にどの様な処置をとる考えているか。右質問する。

内閣衆質一七一第三二六号

平成二十一年四月二十八日

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出政府代表が政府見解と異なる北方領土問題の解決方法について言及したとする新聞報道に対する政府の対応等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員鈴木宗男君提出政府代表が政府見解と異なる北方領土問題の解決方法について言及したとする新聞報道に対する政府の対応等に関する質問に対する答弁書

一及び二について

外務省として、御指摘の事実を知ったのは平成二十一年四月十七日であり、その後、谷内正太郎政府代表から、御指摘のインタビュが行われたのは同月九日であったとの説明を受けている。

三から十までについて

御指摘の局長からの照会に対し、谷内正太郎政府代表からは、御指摘のインタビュにおいて、我が国とロシア連邦がアジア太平洋地域において戦略的利益を見いだす中で、北方領土問題を解決すべきであるとの趣旨を述べるとともに、北方領土の面積に関する事実関係についての質問には答えたが、御指摘の記事において引用されているような「個人的には三・五島返還でもないのではないか」と考えている。といった発言は行っていない旨の説明があった。当該照会の結果については、直ちに中曽根弘文外務大臣に対して報告された。

また、同月二十日、中曽根弘文外務大臣から谷内正太郎政府代表に事実関係を確認したところ、同政府代表から、御指摘の記事において引用されているような「個人的には三・五島返還でもないのではないか」と考えている。といった発言は行っていないが、全体の発言の流れの中で誤解を与え得る発言があったかもしれないと、結果として関係者に誤解を与えてしまったことは遺憾である旨の説明があり、これを受け、中曽

根弘文外務大臣から谷内正太郎政府代表に対し、厳重に注意した。

さらに、外務省から毎日新聞社に対し、谷内正太郎政府代表の発言に関する同政府代表の説明振りとともに、北方領土問題に関する政府の立場を伝えている。

政府として、かかる対応は適切であったと考えている。

平成二十一年四月二十一日提出
質問 第三二七号

十五・四兆円で日本経済は経済危機から脱却できるのかどうかに関する質問主意書

提出者 滝 実

十五・四兆円で日本経済は経済危機から脱却できるのかどうかに関する質問主意書
政府は四月十日、平成二十一年度補正予算の財政支出を十五・四兆円とすることを発表した。過去最大だった平成十年度三次補正を超える史上最大の経済対策とされている。ただし、平成十年度三次補正では九・八兆円の減税が行われており、これも加えると今回の経済対策は史上最大とは言えない。今回の経済対策に関して質問する。

一 この補正予算によるGDP押し上げ効果は二％であるという内閣府の試算が出ている。この補正は、例えば生前贈与して住宅を建設したり改修したりすると減税するとか、エコカーや省エネ家電を買うと補助するなどを含んでいる。買わないと金が出ないという仕組みだから、これは消費を刺激し消費税等の税収を増やすと考えられるが、この補正による税収の増加は何兆円程度か。

二 今回の補正の財源の一部が国債発行となつて

いるために、これにより将来世代への国債の負担が重くなるという意見がある。しかし、一方で国債を増発したというだけで将来世代への国債の負担が重くなるということにはならないという考え方があつた。

そこで、国債残高が六百四十兆円、GDPが五百兆円として計算をしてみる。今回の財政支出動向の国債のGDP比は六百四十÷五百＝一・二八である。財政支出動向十五・四兆円のうち国債は十一兆円とされているから国債残高は六百五十一兆円、GDPは二％伸びるのだから、国債のGDP比は六百五十一÷(五百×一・〇二)＝一・二七・・となる。これですでに国債のGDP比は減少している。これに加え税収の増加が期待できるのだから、減少幅はこれよりずっと大きいと思われる。このような計算が成り立つのであれば、国債を財源とする財政支出動向によって将来世代への国債の負担が重くなることはないと考えていいのではないか。

三 二に示した計算のように、国債を財源として景気対策を行つても、国債のGDP比は減るのだから、将来世代への国債の負担は減ると言うべきではないか。

逆に、将来世代への国債の負担が重くなる虞があるならば、その虞を避ける方策を講じることでできるのではないか。これは日本の財政政策の方向を左右する極めて重要な問題であるのに専門家を集めた徹底的な議論を行つていようにはみえないのは、政府の怠慢と言うべきではないか。

四 四月十日、与謝野大臣は「放っておけば六・七％成長率が落ちる。落ち込みを二％強だけ戻すということだ」と述べた。言い換えれば、

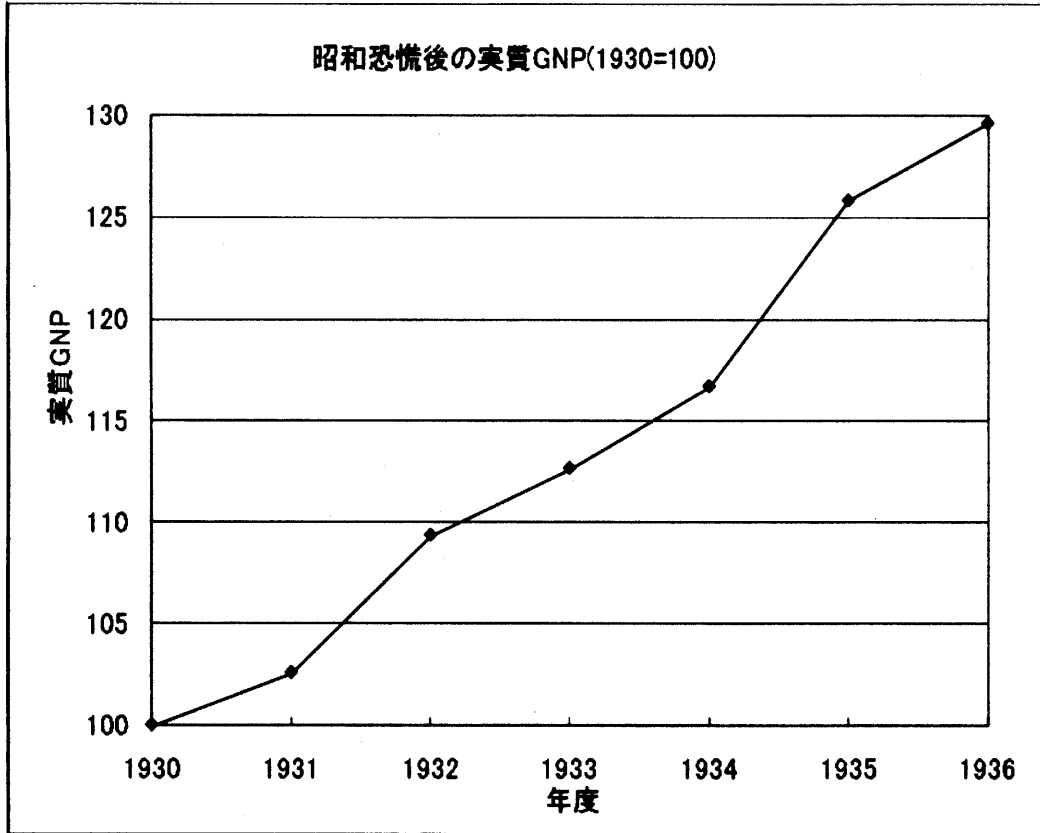
四・五％という大幅な経済の縮小をさせることが政府の目標ということになる。なぜ経済拡大でなく、経済縮小を国家目標にするのか理解できない。

また、「効果があることはやつた方がいいが、すべて需要が足りないところを財政でやれと言ふべきではない」という自民党の津島雄二税制調査会長の発言もある。これらは政府の見解と思つていいのか。

五 実際は、需要不足の全てを解消することが財政支出動向で可能なのではないか。例えば、昭和恐慌の際に、大規模な景気対策が行われた。そのお陰で別添の図に示すように実質GNPは、大幅増加となった。需要不足を完全に財政支出で補うことができただけでなく、急速な経済拡大にも成功し、何の問題もなかった。今回の経済危機も、当時の規模に相当する規模で景気対策を行えば、同様に大幅な実質GNPの増加になるに違いない。一方、昭和恐慌当時、需要不足の三分の一程度の気休めの景気対策が一年だけで終わつていたらならば、景気回復はなかったであろうという意見があるのをどう考えるか。

六 今回の追加補正予算は、一年だけ、しかも需要不足の三分の一だけを補うというのが政府案と思われる。過去の景気対策の失敗は規模が小さすぎたし、十分な効果が出ないうちに打ち切ったことが原因である。五年計画でいわゆる真水の投入総額百兆円の経済対策を打ち出すべきとの提案があるが、政府はこのような提案に反対なのか。政府も五年計画で、もっと大規模な経済対策で経済危機の脱却の方法を考えてはどうか。

出所：明治以降本邦主要経済統計 日本銀行統計局



内閣衆質一七一第三二七号

平成二十一年四月二十八日

衆議院議長 河野 洋平殿 麻生 太郎

衆議院議員滝実君提出十五・四兆円で日本経済は経済危機から脱却できるのかどうかに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員滝実君提出十五・四兆円で日本経済は経済危機から脱却できるのかどうかに関する質問に対する答弁書

一について

「経済危機対策」(平成二十一年四月十日「経済危機対策」に関する政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議決定)の実施に伴う税収への影響については、様々な経済活動の状況等に左右されるため、具体的にお示しすることは困難である。

二及び三について

国債を財源とする財政支出を行った場合の国債残高の対GDP比への影響については、内外経済状況や経済対策の効果の発現の態様等に左右されるため、「国債を財源とする財政支出によって将来世代への国債の負担が重くなることはない」と一概にはいえない。

我が国の債務残高対GDP比の発散を止め、安定的に引き下げていくことは、財政の持続可能性を確保する上で極めて重要である。政府としては、当面、過去に前例のない不透明な内外経済状況に弾力的に対応しつつも、財政規律の維持の観点から、将来世代への安易な負担の付け回しをしないことが重要であると考えており、中期的には、財政健全化に向けた取組を進

めてまいりたい。

なお、経済対策や中長期的な財政健全化に向けた考え方を検討するに当たっては、従来より経済財政諮問会議等において、各界の有識者から意見を伺っているところである。

四から六までについて

政府は、これまでの三次にわたる総額約七十五兆円の経済対策に加えて、先般、多年度による対応も視野に入れた総額約五十七兆円(うち国費約十五兆円)の「経済危機対策」を取りまとめたところであり、これにより、「景気の底割れ」を防ぎつつ、国民の安心を確保し、未来の成長力強化につなげることにしている。なお、需要不足のすべてを財政支出で埋め合わせることは、過度に公需依存となり、民間経済の自律的回復をむしろ遅らせること等から、これらの対策においてはそのような考えはとっていない。

平成二十一年四月二十一日提出
質問 第三二二八号

政府見解と異なる北方領土問題の解決方法について言及した政府代表を外務大臣が厳重注意した件等に関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

政府見解と異なる北方領土問題の解決方法について言及した政府代表を外務大臣が厳重注意した件等に関する質問主意書

本年四月十七日の毎日新聞に、谷内正太郎政府代表が毎日新聞社のインタビューを受け、北方領土問題につき、「三島と択捉一部でも」と、谷内代表として、齒舞、色丹、国後、択捉の我が国への帰属を確認し、ロシアとの平和条約を締結すると

いう従来の政府方針と異なり、北方四島の面積を折半するという方法をもって、同問題の最終的解決を目指すという見解を示したと報じた記事(以下、「毎日記事」という。)が掲載されている。右について、谷内代表は毎日新聞社に対して、「毎日記事」にある様な、北方四島の面積分割をもって最終的な北方領土問題の解決とすべきという趣旨の発言はしていないと反論し、「毎日記事」はねつ造である旨発言している(同日付産経新聞報道)。しかし、中曽根弘文外務大臣は、本年四月二十日、訪米中の谷内代表に電話をし、「結果として誤解を与えたことは遺憾」と、谷内代表を嚴重注意したと承知する。右を踏まえ、以下質問する。

一 本年四月二十日の衆議院決算行政監視委員会第一分科会において、中曽根大臣は「御指摘の報道を受けまして、私、直接ではありませんけれども、外務省の担当から谷内政府代表に確認をいたしました。同代表からは、これは、日口両国がアジア太平洋の地域において戦略的な利益を見出す中でこの北方領土問題を解決すべきである、そういうような基本的な考えを述べた、そういうふう聞いております。また、北方領土の面積についての事実関係について答えたいでございますが、御指摘の記事において引用されておりますような、個人的には三・五島返還でもいいのではないかとというような、そういう発言は行っていない、そういう旨の説明を受けているところでございます。」と、谷内代表として「毎日記事」にある様な発言はしていないと認識しており、中曽根大臣としてそれ信じている旨の答弁をしていたが、今回、中曽根大臣として谷内代表を嚴重注意したのは、右の

答弁にある中曽根大臣の認識に変化が生じたということか。中曽根大臣の説明を求める。

二 中曽根大臣は谷内代表を「結果として誤解を与えたことは遺憾」として嚴重注意しているが、「結果として誤解を与えた」とはどの様な意味か。谷内代表は「毎日記事」にある様な発言はしていないが、何らかの要因により、毎日新聞社が谷内代表の真意を誤解し、「毎日記事」がつけられたということか。明確な説明を求める。

三 本年四月二十一日付毎日新聞二面には、「谷内氏インタビューの北方領土部分(再録)」との見出しで、同月九日午前十一時から約四十分間にわたり、東京都の谷内代表の事務所で行ったとする谷内代表に対する取材の内容を再録する記事が掲載されている。右記事(以下、「毎日記事二」という。)によると、取材を行う際には、谷内代表の同意を得て録音をしたとのことである。「毎日記事二」には「毎日記事」同様、「私は三・五島でもいいのではないかと考えている。」との記述があるが、中曽根大臣として、谷内代表は「毎日記事」にある様な、北方四島の面積分割をもって、北方領土問題の最終的解決を図るべきとする発言を行っていないと現時点でも認識しているか。明確な答弁を求める。

四 「毎日記事二」には「私個人としては、日露間で戦略的利益に基づく大きな構図を描くべきであり、北方領土についてもその構図の中で考えるべきであるという立場だ。北方領土を巡る交渉前に、北方領土について詳細に語るべきではなかったと思う。」との谷内代表のコメントが掲載されている。結局のところ、谷内代表として、「毎日記事」にある様な、北方四島の面積分割をもって、北方領土問題の最終的解決を図る

べきとする発言を行ったのか。行った、行っていないのどちらかによる答弁を求める。

五 今回、中曽根大臣が谷内代表を嚴重注意し、谷内代表本人も四のコメントを出したということは、「毎日記事」に関しては外務省側、谷内代表がウソを言っていたということを認めたに等しいと考えるが、中曽根大臣の見解如何。

六 中曽根大臣が本年四月二十日という日にちに谷内代表を嚴重注意したのはなぜか。「毎日記事」にある谷内代表の発言が、結果的に誤解を与えるものであったとするならば、「毎日記事」が掲載された日に嚴重注意すべきであり、または二十日以前に、もっと早い段階で注意をするべきであったと考えるが、中曽根大臣の見解如何。

七 一の分科会において、中曽根大臣は「まず報告は、谷崎局長から報告を受けているところでございます。」、「責任ある外務省の者がまず当人から話を聞いているわけでありまして、私自身も、それは電話で済むかもしれませんが、しかし、本人とよく話を聞いてみるという、この新聞記事、これについていろいろ違いといひますから、解釈の違いですか、あるようでございまいと、その点は、私は会って話をお聞きしたいということなのです。それも、何も一週間後とかそういうことじゃない、もう間もなく戻ってくる。日程は存じ上げておりませんけれども、できるだけ早く、そういう気持ちでございます。」と、あくまで谷内代表が帰国してから本人に直接会って確認をする旨の意向を示していたが、今回、谷内代表の帰国を待たず、電話という手段で嚴重注意したのはなぜか。「毎日

記事」にある発言に係る確認ならば電話でも構わないが、嚴重注意という重い処分こそ、電話で済むものではなく、谷内代表の帰国を待って、本人に直接会ってすべきことではなかったのか。中曽根大臣も右答弁にある様に、間もなく帰国する谷内代表を待つ意向を示している。本年四月二十日、嚴重注意という重い処分を、なぜ性急な形で、電話という手段をもって谷内代表に下したのか、中曽根大臣の真意を明らかにされたい。

八 谷内代表に対する嚴重注意を記録した処分説明書は作成されているか。

九 七の事情に鑑みれば、中曽根大臣が「結果として誤解を与えた」という言いぐりで谷内代表に対して注意を行うのは、責任の所在が不明確であり、結果として国民に対して何の責任もとっていないことになる。中曽根大臣は、谷内代表を「結果として誤解を与えた」という曖昧でいい加減な表現をもって注意をするのではなく、例えば「政府代表の立場にありながら、政府の公式見解と異なる北方領土問題の解決方法を軽々に話し、国民に不信任感、不安を抱かせ、今後の交渉に大きな支障を来した」等のわかりやすい表現をもって嚴重注意をするべきではないのか。

十 「毎日記事」にある谷内代表の発言は、我が国の国家主権に関わる問題であるところ、電話による嚴重注意という軽い処分ではなく、より重い処分を下すべきであると考えているが、中曽根大臣の見解如何。

内閣衆質一七一第三二八号

平成二十一年四月二十八日

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出政府見解と異なる北方領土問題の解決方法について言及した政府代表を外務大臣が嚴重注意した件等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員鈴木宗男君提出政府見解と異なる北方領土問題の解決方法について言及した政府代表を外務大臣が嚴重注意した件等に関する質問に対する答弁書

一から五まで及び九について

平成二十一年四月二十日に谷内正太郎政府代表から、御指摘の記事において引用されているような「個人的には三・五島返還でもいいのではないかと考えている」といった発言は行っていないが、全体の発言の流れの中で誤解を与えて得る発言があったかもしれない、結果として関係者に誤解を与えてしまったことは遺憾である旨の説明があったことを受け、中曽根弘文外務大臣が谷内正太郎政府代表に嚴重に注意を行った。

六、七及び十について

平成二十一年四月二十日に行われた衆議院決算行政監視委員会における質疑も踏まえ、中曽根弘文外務大臣から直接谷内正太郎政府代表に対し、速やかに事実関係を確認することが適当と判断したものであり、同政府代表の説明を受け嚴重に注意を行ったことは適切な対応であったと考えている。

八について

作成されていない。

平成二十一年四月二十一日提出
質問 第三二二九号

政府代表が政府見解と異なる北方領土問題の解決方法について言及したことが我が国の利益に及ぼす影響に係る政府の認識等に関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

政府代表が政府見解と異なる北方領土問題の解決方法について言及したことが我が国の利益に及ぼす影響に係る政府の認識等に関する質問主意書

本年四月十七日の毎日新聞に、谷内正太郎政府代表が毎日新聞社のインタビューを受け、北方領土問題につき、「三島と択捉一部でも」と、谷内代表として、歯舞、色丹、国後、択捉の我が国への帰属を確認し、ロシアとの平和条約を締結するという従来の政府方針と異なり、北方四島の面積を折半するという方法をもって、同問題の最終的解決を目指すべきという見解を示す発言(以下、「谷内発言」という。)をしたと報じた記事が掲載されている。右について、谷内代表は毎日新聞社に対して、「谷内発言」をしていないと反論し、「谷内発言」を報じた毎日記事はねつ造である旨発言しているが、本年四月二十日付のロシア紙「コメルサント」は「日本政府代表が『北方領土』の半分をロシアに残すことを提案」と題する記事を掲載していると承知する。右を踏まえ、質問する。

一 前文で触れた「コメルサント」の記事の様に、海外の報道機関が「谷内発言」を報じた事例を政

府、特に外務省は把握しているか。

二 「谷内発言」に関し、政府、特に外務省は、ロシア側から何らかの照会を受けているか。

三 「谷内発言」に関し、政府、特に外務省として、ロシア側に対して説明を行っているか。

四 「谷内発言」は、ロシア側に対し、我が国として四島よりも少ない形で我が国への返還をもって、北方領土問題の最終的解決とみなし、ロシアと平和条約を締結する考えを有しているかの様な印象を与えかねないものであると考え、今後のロシアとの北方領土交渉にどのような影響を及ぼすと政府、特に外務省は認識しているのか説明されたい。

右質問する。

内閣衆質一七一第三二九号

平成二十一年四月二十八日

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出政府代表が政府見解と異なる北方領土問題の解決方法について言及したことが我が国の利益に及ぼす影響に係る政府の認識等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員鈴木宗男君提出政府代表が政府見解と異なる北方領土問題の解決方法について言及したことが我が国の利益に及ぼす影響に係る政府の認識等に関する質問に対する答弁書

二について

外務省として、御指摘の事例については承知している。

二から四までについて

・外交上の個別のやり取りについて明らかにすることは、ロシア連邦との関係もあり差し控えたい。いずれにせよ、政府としては、北方四島の帰属の問題を解決してロシア連邦との間で平和条約を締結するという基本的方針の下、北方四島の返還を実現していく考えであり、このよう我が国の立場については、ロシア側にしっかりと伝えてきていることから、政府として、御指摘のような影響はないものと考えている。

平成二十一年四月二十一日提出
質問 第三三〇号

外務省所管の各種法人に対する同省の助成等に関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

外務省所管の各種法人に対する同省の助成等に関する質問主意書

一 本年四月二十一日現在、公益法人、社団法人、財団法人等の、外務省が所管している各種法人はいくつあるか、それらを全て挙げられたい。

二 一の各種法人に対し、外務省より年間どれだけの助成がなされているのか、またその助成額は、各種法人それぞれの収入の何割を占めているのか、平成十七年度から二十一年度までの五年度分につき、全て明らかにされたい。

三 一の各種法人に天下った外務省職員はいるか。いるのなら、過去五年における、それぞれの法人に天下った同省職員の退職前の官職氏名を全て明らかにされたい。

四 一の各種法人に対する外務省の助成は適切で

あるか。国民の税金が一の各種法人に対して必要以上につき込まれ、無駄が生じている等の事実が報告された等、同省の助成が不適切であつた事例はないか。
右質問する。

内閣衆質一七一第三〇号
平成二十一年四月二十八日

衆議院議長 河野 洋平殿 麻生 太郎

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省所管の各種法人に対する同省の助成等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省所管の各種法人に対する同省の助成等に関する質問に対する答弁書

一について

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十八年法律第五十号)第四十二条第二項に規定する特例民法法人のうち、平成二十一年四月二十一日現在、外務省が所管している特例民法法人数は二百十四である。これら特例民法法人の名簿は外務省ホームページに掲載されている。

二について

既に交付額が確定している平成十七年度から平成十九年度までの間、外務省が一についてでお答えした法人に交付した補助金の額は、平成十七年度は七法人に対して二十一億七千四百七十五万八千六百円、平成十八年度は五法人に対して十九億七千九百九十四万七千九百九十四円、平成十九

年度は八法人に対して二十億八百五十六万八千八百五十二円である。また、「各種法人それぞれの収入の何割を占めているのか、平成十七年度から平成二十一年度までの五年度分につき、全て明らかにされたい」とのお尋ねについては、法人の事業年度の開始時期が政府の会計年度開始時期と異なる等の理由により、一概にお答えすることは困難である。

三について

御指摘の「各種法人に天下った外務省職員」が、外務省のあつせんにより一についてでお答えした法人に再就職した外務省職員を意味するのであれば、平成十五年八月十六日から平成二十年八月十五日までの間に外務省の課長・企画官相当職以上で退職し、外務省のあつせんによりこれら法人に再就職した外務省職員について、その再就職先の法人の名称、当該職員の氏名及び退職時の官職は、(一)財団法人日韓文化交流基金、内田富夫、特命全権大使、(二)財団法人日本国際問題研究所、藤原稔由、特命全権大使、(三)財団法人外務精励会、高濱孝吉、参事官、(四)社団法人国際交流サービス協会、石井修治、参事官、(五)財団法人海外法人安全協会、村松昭南、総領事である。

四について

外務省からの一についてでお答えした法人への補助金の交付は適切に行われていると考えている。

一、去る一日、内閣から次の答弁書を受領した。
衆議院議員鈴木宗男君提出政府見解と異なる北方領土問題の解決方法について言及した政府代表に対する外務大臣の対応等に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出二〇〇九年四月のロンドンにおける日口首脳会談での北方領土問題に係るロシア側の回答に関する第三回質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出ロシア外務省が作成した同国による北方領土支配を正当化する本に関する質問に対する答弁書

衆議院議員細野豪志君提出平成二十一年度第一次補正予算及びこれに関連する経済財政問題に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省におけるワインの購入等に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出北朝鮮による長距離弾道ミサイル発射をゴルフに例えた政府筋等の発言に関する第三回質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出北方領土に居住するロシア人に対する外務省によるビザの発給に関する質問に対する答弁書

平成二十一年四月二十二日提出
質問 第三三三一号

政府見解と異なる北方領土問題の解決方法について言及した政府代表に対する外務大臣の対応等に関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

政府見解と異なる北方領土問題の解決方法について言及した政府代表に対する外務大臣の対応等に関する質問主意書

本年四月十七日の毎日新聞に、谷内正太郎政府代表が毎日新聞社のインタビューを受け、北方領土問題につき、「三島と択捉一部でも」と、谷内代表として、蘭舞、色丹、国後、択捉の我が国への

帰属を確認し、ロシアとの平和条約を締結するという従来の政府方針と異なり、北方四島の面積を折半するという方法をもって、同問題の最終的解決を目指すべきという見解を示したと報じた記事(以下、「毎日記事」という。)が掲載されている。右について谷内代表は、例えば同日付産経新聞報道等で、「毎日記事」にある様な、北方四島の面積分割をもって最終的な北方領土問題の解決とすべきという趣旨の発言はしておらず、「毎日記事」はねつ造である旨発言している。しかし、中曽根弘文外務大臣は、本年四月二十日、訪米中の谷内代表に電話をし、「結果として誤解を与えたことは遺憾」と、谷内代表を厳重注意したと承知する。右を踏まえ、以下質問する。

一 本年四月二十一日午後、谷内代表は米国から帰国したと承知する。中曽根大臣は同月二十日の衆議院決算行政監視委員会第一分科会において、「まず報告は、谷崎局長から報告を受けているところでございます」、「責任ある外務省の者がまず当人から話を聞いているわけでありまして、私自身も、それは電話で済むかもしれませんが、しかし、本人とよく話を聞いてみる」と、この新聞記事、これについていろいろ違いといいますが、解釈の違いですか、あるようでございますから、その点は、私は会って話をお聞きしたいということなのです。それも、何も一週間後とかそういうことじゃない、もう間もなく戻ってくる。日程は存じ上げておりませんけれども、できるだけ早く、そういう気持ちでございまして。」と答弁していたが、中曽根大臣は谷内代表に直接会い、「毎日記事」にある谷内代表の発言に関して確認を行ったか。
二 一で、行ったのなら、何日に、どこで、誰の

立ち会ひの下確認を行ったのか説明されたい。

三 本年四月二十一日付毎日新聞二面には、「私個人としては、日露間で戦略的利益に基づく大きな構図を描くべきであり、北方領土についてもその構図の中で考えるべきであるという立場だ。北方領土を巡る交渉前に、北方領土について詳細に語るべきではなかったと思う」と、谷内代表がコメントを寄せている記事が掲載されている。谷内代表は前文で触れた様に、「毎日記事」が掲載された直後、各新聞において「毎日記事」にある様な発言はしていないと明確に否定していたが、右の記事にある様に、その否定のトーンは徐々に下がっており、谷内代表は「毎日記事」にある発言をしたことをほぼ認めているものと考ええる。二の確認に対し、谷内代表はどの様な回答を中曽根大臣にしていたのか明らかにされたい。

四 二の確認に関する文書は作成されているか。
五 一で、行っていないのなら、それはなぜか。

中曽根大臣が谷内代表に確認をしていないとなると、それは一の分科会における自身の答弁と反することになるが、その理由を明らかにされたい。
右質問する。

内閣衆質一七一第三三二号
平成二十一年五月一日

衆議院議長 河野 洋平殿
内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議員鈴木宗男君提出政府見解と異なる北方領土問題の解決方法について言及した政府代表に対する外務大臣の対応等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出政府見解と異なる北方領土問題の解決方法について言及した政府代表に対する外務大臣の対応等に関する質問に対する答弁書
一から三まで及び五について

平成二十一年四月二十日の衆議院決算行政監視委員会第一分科会終了後、中曽根弘文外務大臣から谷内正太郎政府代表に対して、同政府代表の帰国を待つことなく直接電話にて事実関係を確認したところ、同政府代表から、御指摘の記事において引用されているような「個人的には三・五島返還でもないのではないかと考えている」といった発言は行っていないが、全体の発言の流れの中で誤解を与え得る発言があったかもしれない、結果として関係者に誤解を与えてしまったことは遺憾である旨の説明があった。
四について
御指摘の文書は作成されていない。

平成二十一年四月二十二日提出
質問 第三三三二二号

二〇〇九年四月のロンドンにおける日口首脳会談での北方領土問題に係るロシア側の回答に関する第三回質問主意書

提出者 鈴木 宗男

二〇〇九年四月のロンドンにおける日口首脳会談での北方領土問題に係るロシア側の回答に関する第三回質問主意書

「前回答弁書」(内閣衆質一七一第二九七号)を踏まえ、再度質問する。

一 本年二月十九日の衆議院予算委員会において麻生太郎内閣総理大臣が「そちらも次にお目に

かかるまでにきちんとした答えというものを、周辺の話ともかくとして、帰属問題、これに関する答えというものをそれなりに示していただければという話が、提案といえは提案であります」と答弁している様に、同月十八日にサハリンで行われた日口首脳会談において、次回の首脳会談の際に、北方領土の帰属の問題に係る具体的回答をすることをロシア側に求めていると承知する。そもそも、次の首脳会談において、ロシア側より北方領土の帰属に関する具体的回答を得るという右の麻生総理の提案は、ロシア側に受け入れられ、日口間で履行すべき約束となっているのか。

二 「前回答弁書」で「外務省として、ロンドンにおける金融・世界経済に関する首脳会合の際に日露首脳会談を実施すべく努力してきたが、先の答弁書(平成二十一年四月十日内閣衆質一七一第二六二号)三及び五から七までについてでお答えしたとおり、双方の日程の調整がつかなかったため日露首脳会談は行われなかった」との答弁がされている様に、本年四月一日と二日に渡り英国のロンドンで開催された金融サミット(以下、「金融サミット」という。)の際に、日口首脳会談が行われることはなかった。それについて、外務省は「それ以上の意味合いはないものと認識している」と、特段問題視しないとの答弁をしているが、右の答弁にある「金融サミット」の際に日口首脳会談を行い、ロシア側から一の回答を得ることができたのなら、それは日口関係並びに北方領土交渉の著しい前進に繋がったのではないか。外務省の見解如何。
三 本年三月三十一日付の北海道新聞四面に、「領土問題の回答 ロシアは示さず 首脳会談

で見通し」との見出しの記事が掲載されている。右記事には、ある外務省幹部が同月三十日、「金融サミット」の際に行われる日口首脳会談について「短時間しかとれず、ロシア側は領土問題について考えを示すことはないだろう」と述べたとの記述がなされている。右の外務省幹部とは谷崎泰明外務省欧州局長か。
四 「金融サミット」においては、二の答弁にある様に、ロシア側から具体的回答を得ることができ、首脳会談すら行うことができなかったが、右に対する谷崎局長の見解如何。

五 三の新聞記事には、三の外務省幹部が「G20でロシアは、オバマ大統領との初の米口首脳会談を重視している」と指摘したとあるが、谷崎局長として、「金融サミット」において日口首脳会談を行うべく、どの様な努力を払ってきたのか説明されたい。
右質問する。

内閣衆質一七一第三三三二号
平成二十一年五月一日

衆議院議長 河野 洋平殿
内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議員鈴木宗男君提出二〇〇九年四月のロンドンにおける日口首脳会談での北方領土問題に係るロシア側の回答に関する第三回質問に対する答弁書

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出二〇〇九年四月のロンドンにおける日口首脳会談での北方領土問題に係るロシア側の回答に関する第三回質問に対する答弁書

一について
ロシア連邦との間の平和条約の締結に関する

交渉(以下「交渉」という。)の内容にかかわる事柄について明らかにすることは、今後の交渉に支障を来すおそれがあることから、お答えすることは差し控えたい。

二、四及び五について

先の答弁書(平成二十一年四月二十一日内閣衆質一七一第二九七号)一から三までについてお答えしたとおりである。

三について

御指摘の発言の具体的内容が明らかではないため、外務省として、お答えすることは困難である。

平成二十一年四月二十二日提出
質 問 第三三三三号

ロシア外務省が作成した同国による北方領土支配を正当化する本に関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

ロシア外務省が作成した同国による北方領土支配を正当化する本に関する質問主意書

本年四月二十二日付北海道新聞五面に、「ロシア四島支配 正当化する本 首相訪日控え世論喚起」との題の記事(以下、「道新記事」という。)が掲載されている。その「道新記事」によると、ロシア外務省により作成された、同国による北方領土の不法支配を正当化する、「日本はサンフランシスコ講和条約で千島群島が千島列島のどちらを放棄したのでしょうか?」との邦題の本(以下、「本」という。)を、サハリン州政府等が配布し始めたとのことである。右を踏まえ、質問する。

一 外務省はロシア外務省により「本」が作成され

たことをいつ知ったか。

二 「道新記事」にある様に、「本」がサハリン州政府等により配布され始めたというのは事実か。右の状況を、外務省として正確に把握しているか。

三 外務省は「本」を入手しているか。

四 「道新記事」によると、「本」には一九五一年のサンフランシスコ平和条約で我が国が放棄した千島列島の中に北方四島が含まれると、我が国の見解と異なる記述がなされているとのことである。また、我が国を侵略者とした上で、北方四島をロシアが支配する根拠は、我が国の侵略行為に対する罰であるとする内容も含まれているとのことであるが、右はじめ「本」の内容を外務省は詳細に把握しているか。

五 四の「本」の内容に対する外務省の見解如何。

六 外務省として、「本」の作成並びに配布が、我が国の国益にどの様な影響を及ぼすと認識しているか。

七 「本」の作成並びに配布に関し、外務省としてロシア側に抗議をする、または、せめて何らかの意見を伝える等の具体的行動をとっているか。

右質問する。

内閣衆質一七一第三三三三号

平成二十一年五月一日

内閣総理大臣 麻生 太郎
衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出ロシア外務省が作成した同国による北方領土支配を正当化する本に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員鈴木宗男君提出ロシア外務省が作成した同国による北方領土支配を正当化する本に関する質問に対する答弁書

一から四までについて

「日本はサンフランシスコ講和条約で千島群島が千島列島のどちらを放棄したのでしょうか?」と題する冊子については、外務省として平成二十一年四月二十二日に入手しており、内容も承知しているが、ロシア連邦外務省が当該冊子を発行したか否か及びサハリン州政府が当該冊子を配布しているかについては、外務省において調査した範囲では現時点において確認されていない。

五について

当該冊子にある北方四島の帰属等に係る記述は、我が国の立場と相容れないと考えている。

六及び七について

外務省として、このような冊子の発行等により、交渉に否定的な影響が及ばないようにすることが重要であると認識しており、このような考えを含め、北方領土問題に関する我が国の立場をロシア側に伝えてきているところであるが、外交上の個別のやり取りについて明らかにすることは、ロシア連邦との関係もあり、差し控えたい。

平成二十一年四月二十二日提出
質 問 第三三三四号

平成二十一年度第一次補正予算及びこれに関連する経済財政問題に関する質問主意書

提出者 細野 豪志

平成二十一年度第一次補正予算及びこれに関連する経済財政問題に関する質問主意書

政府が四月二十七日に提出するとして平成二十一年度第一次補正予算及びこれに関連する経済財政問題の基本的な事項について、以下、質問する。

一 平成二十一年度第一次補正予算(以下、単に「補正予算」)を国会に提出した時点において「経済財政運営と構造改革に関する基本方針二〇〇六」(平成十八年七月、以下「骨太〇六」)で定めた「二〇一一年度のプライマリーバランス黒字化」の目標を政府として維持するのか。

二 前記質問において方針を転換するとした場合、政府は、新たな財政健全化に向けた目標を定めるのか。定める場合、いつまでに、どのような目標を定めるのか。

三 「骨太〇六」で定めた「社会保障費の伸びの二二〇〇億円の抑制」は、現時点においても堅持しているのか。

四 前記質問において方針を転換するとした場合、社会保障費に関して新たな目標を定めるのか。定める場合、いつまでに、どのような目標を定めるのか。

五 政府は昨年末の政府経済見通しにおいて、平成二十一年度の実質経済成長率を〇・〇パーセント、名目経済成長率を〇・一パーセント、消費者物価指数をマイナス〇・四パーセントと見込んだ。これを見直す考えはあるか。

六 前記質問において見直すとした場合、実質経済成長率、名目経済成長率、消費者物価指数は、それぞれどの程度となる見込みか。

七 名目経済成長率の見直しに依じて、平成二十一年度予算で見込んだ税収も変化することとな

るが、どの程度の変化があり、結果として平成二十一年度の税収見込みは本予算時点と比べて幾ら減収となるのか。

八 仮に前記税収が現時点で公表できないとすれば、いつ公表できるのか。

九 補正予算によって財政投融资特別会計（以下、単に「財投特会」）の金利変動準備金は実質的に枯渇したが、これは法律上許されるか。また、なぜ金利変動準備金が枯渇しても、財政上、問題は無いのか。

十 財投特会の金利変動準備金以外の特別会計が保有する積立金・資金等で、一般財源として活用できるものは無いのか。

十一 財投特会の金利変動準備金を使い切る状況にあっても、外国為替資金特別会計の積立金の活用はできないのか。その理由は何か。

十二 政府は「経済危機対策（四月十日）」において、「中期プログラム」について、必要な改訂を早急に行うとした。「必要な改訂」とは何を意味し、「早急に」とはいつまでの時期を指すのか。また改訂の対象となる項目は何か。

十三 政府は「経済危機対策」により、平成二十一年度の実質経済成長率を二パーセント程度押し上げるとしているが、その根拠を明示された。「経済危機対策」で実施する政策・事業の内、どの政策・事業がどの程度のGDP押し上げ効果があるのかを、個別に明示された。

十四 政府は「経済危機対策」により、「需要拡大による四十〜五十万人程度の雇用創出が期待される」としているが、その根拠を明示された。「経済危機対策」で実施する政策・事業の内、どの政策・事業がどの程度の雇用創出効果があるのかを、個別に明示された。

十五 補正予算における経済対策の規模は十五、

四兆円とされているが、この内、平成二十一年度内に支出される予算額はいくらか、平成二十二年中に支出される予算額はいくらか。平成二十三年以降に支出される予算額はいくらか。

十六 補正予算では各種の基金造成が予定されている。それぞれの基金について、基金の規模、基金造成の理由及び基金からの支出概要を示されたい。

十七 補正予算では地方公共団体に交付する多くの資金（個別の補助事業ではなく、地方公共団体の作成する計画等に応じて交付する、比較的使用の限定が緩やかな資金）が計上されている。それぞれの交付金について、交付金とした理由、交付金の規模、交付金の配分基準及び交付対象事業を明示されたい。

十八 補正予算では、財政法第四条に定める公債発行経費の対象が拡大している。基金の造成や交付金などを公債発行対象経費とした理由は何か、お示し願いたい。

十九 補正予算により、平成二十一年度の一般会計予算規模は百兆円を超えた。このような状況を踏まえ、平成二十二年の予算はどのような方針で編成するのか。一般会計の予算規模はどの程度になる見込みか。右質問する。

内閣衆質一七一第三三四号
平成二十一年五月一日

衆議院議長 河野 洋平殿
内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議員細野豪志君提出平成二十一年度第一次補正予算及びこれに関連する経済財政問題に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員細野豪志君提出平成二十一年度第一次補正予算及びこれに関連する経済財政問題に関する質問に対する答弁書

一及び二について

お尋ねの基礎的財政収支の黒字化目標については、財政規律の観点から、現行の努力目標の下で、景気回復を最優先としつつも、財政健全化の取組を進めているところであるが、世界的な金融危機と経済悪化を受けて、基礎的財政収支を黒字化させるとの目標の達成は困難になりつつある。今後、経済財政運営の基本的な考え方を示すべく、検討を進めてまいりたい。

三及び四について

政府としては、年金・医療等の社会保障に係る経費については、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針二〇〇六」（平成十八年七月七日閣議決定）等を踏まえ、毎年度、概算要求に当たつての基本的な方針を決定し、予算編成を行っているところである。平成二十二年以降の取扱いについては今後検討することとしている。

五及び六について

内閣府は、「平成二十一年度経済見通し暫定試算（内閣府試算）」（平成二十一年四月二十七日内閣府公表。以下「経済見通し暫定試算」という。）において、平成二十一年度の政府経済見通しを暫定的に見直し、平成二十一年度の実質経済成長率をマイナス三・三パーセント程度、名目経済成長率をマイナス三・〇パーセント程度、消費者物価指数の前年度比をマイナス一・三パーセント程度と見込んだところである。

七及び八について

平成二十一年度税収については、土台となる平成二十年度税収の決算が確定していないこと、平成二十一年度における課税実績の状況も明らかでないこと、使用可能な経済指標が限られていること等から、現時点で答えすることは困難である。

九について

財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行及び財政投融资特別会計からの繰入れの特例に関する法律（平成二十一年法律第十七号）においては、第一条及び第三条の規定により、平成二十一年度及び平成二十二年において、国民生活の安定及び経済の持続的な成長を図ることを目的として集中的に実施する施策により見込まれる歳出の増加に充てるため及び当該施策により見込まれる租税収入の減少を補うため並びに基礎年金の国庫負担の追加に伴いこれらの年度において見込まれる歳出の増加に充てるために必要な財源を確保するため、特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号。以下「特別会計法」という。）第五十八条第三項の規定にかかわらず、予算で定めるところにより、財政投融资特別会計財政融資資金勘定から一般会計に繰り入れることができるとされており、当該規定に基づき、平成二十一年度第一次補正予算においては、三・一兆円を繰り入れることとしている。

また、金利変動準備金の平成二十一年度末の予定額は、準備率の上限である財政投融资特別会計財政融資資金勘定の資産の合計額の千分の五十の水準を下回るが、当面は、過去の比較的

高い金利の貸付金残高から利益を生じることが見込まれること等から、直ちに同勘定の財務について問題が顕在化する可能性は低いと考えている。

なお、中長期的な観点からは、今後の金利変動に伴う損失の発生に備えるため、利益が発生した場合には、これを金利変動準備金として積み立てていく必要があると考えている。

十について
財政投融資特別会計財政融資資金勘定以外の特別会計が保有する積立金・資金等は、それぞれ特別会計法の規定に基づき積み立てられたものであり、これらの積立金・資金等は、特別会計法に規定された使途以外に使用することはできない。

十一について
外国為替資金特別会計の積立金については、特別会計法第八十条第一項の規定に基づき、外国為替相場の変動、市場金利の変動その他の要因を勘案し、同会計の健全な運営を確保するために必要な金額を積み立てることとしている。

保有外貨資産に生じる評価損等に備え、同会計の財務の健全性を維持するためには、現在積み立てられている積立金は維持する必要があると考えている。

十二について
「持続可能な社会保障構築とその安定財源確保に向けた「中期プログラム」(平成二十年十二月二十四日閣議決定)については、今後、経済財政諮問会議等において議論を行い、持続可能な社会保障とその安定財源確保という目的の下で、必要な見直しを行うための検討を進めることとしているが、その具体的内容及び時期につ

いては、現時点でお答えすることは困難である。

十三について

内閣府は、経済見通し暫定試算において、「経済危機対策」(平成二十一年四月十日「経済危機対策」に関する政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議決定)は、その着実な実施を通じて、平成二十一年度の実質国内総生産成長率を一・九パーセント程度押し上げる効果があると見込んでおり、また、同成長率に対する寄与度の内訳として、雇用創出や低燃費車・省エネ製品等の需要増加等による民間最終消費支出の増加が〇・七パーセント程度、時限的な贈与税の軽減等による民間住宅投資の増加が〇・一パーセント程度、低燃費車の需要増加等による民間企業設備投資の増加が〇・四パーセント程度、政府最終消費支出の増加が〇・二パーセント程度、公的固定資本形成の増加が〇・六パーセント程度と見込んでいます。

十四について
内閣府は、「経済危機対策」は、需要拡大に伴う経済波及効果、公共投資の追加や雇用対策による効果を総合的に勘案すると、一年間で四十万人から五十万人程度の雇用を創出する効果があると見込んでおり、経済見通し暫定試算においては、平成二十一年度の雇用創出効果を二十万人程度と見込んでいます。

十五について
平成二十一年度第一次補正予算の歳出予算は、今年度に国からの支出を行うことを予定している。

十六について
平成二十一年度第一次補正予算においては、

国に基金を造成するものはないが、地方公共団体等が基金を造成するために要する経費について予算措置を行うことが国の政策の円滑な執行に資するものであると認められる以下の基金について、予算措置(既存の基金に対する追加的な予算措置を含む)を行うこととしている。地域自殺対策緊急強化基金(仮称)は地域における自殺対策強化事業の実施等を目的として支出されるものであり予算額は百億円、地方消費者行政活性化基金は地方消費者行政強化事業の実施等を目的として支出されるものであり予算額は百十億円、グリーン家電普及促進基金(仮称)はエコポイントの付与事業の実施を目的として支出されるものであり予算額は約二千九百四十六億円、高校生の授業料減免等に対する緊急支援のための基金(基金名称未定)は授業料減免補助や奨学金事業の支援を目的として支出されるものであり予算額は約四百八十六億円、先端研究助成基金(仮称)は世界最先端の研究を行う研究者の選定及び研究資金の支援を目的として支出されるものであり予算額は二千七百億円、研究者海外派遣基金(仮称)は優秀な若手研究者の海外派遣のための経費の支援を目的として支出されるものであり予算額は三百億円、定住外国人の子どもの就学支援は定住外国人の子どものための日本語指導等の実施費用の支援を目的として支出されるものであり予算額は約三十七億円、医療施設の耐震化のための基金(基金名称未定)は災害拠点病院等の耐震化の推進の支援を目的として支出されるものであり予算額は約千二百二十二億円、新型インフルエンザ対策事業等のための基金(基金名称未定)は新型インフルエンザワクチンや未承認薬等の開発体制の整

備等を目的として支出されるものであり予算額は約二千七十四億円、地域医療再生基金(仮称)は地域医療確保のために都道府県が作成する地域医療再生計画に基づいて行う事業の支援を目的として支出されるものであり予算額は三千百億円、後期高齢者医療制度臨時特例基金は低所得の高齢者の保険料負担の軽減を目的として支出されるものであり予算額は約百三十一億円、緊急雇用創出事業臨時特例基金は失業者に対する雇用・就業機会の創出のための事業の実施等を目的として支出されるものであり予算額は三千億円、緊急人材育成・就職支援基金(仮称)は離職した非正規労働者等に対する職業訓練の拡充や再就職支援の実施等を目的として支出されるものであり予算額は七千億円、安心こども基金は新待機児童ゼロ作戦の取組の推進等の支援を目的として支出されるものであり予算額は千五百億円、障害者自立支援対策臨時特例基金は福祉・介護職員の処遇改善等の取組を行う事業者に対する助成等を目的として支出されるものであり予算額は約千五百二十三億円、介護職員の処遇改善等のための基金(基金名称未定)は介護職員の処遇改善等の取組を行う事業者に対する助成等を目的として支出されるものであり予算額は約四千七百七十三億円、介護基盤の緊急整備等のための基金(基金名称未定)は介護施設や地域介護拠点の整備等に対する助成を目的として支出されるものであり予算額は約二千四百九十五億円、社会福祉施設等の耐震化等のための基金(基金名称未定)は社会福祉施設等の耐震化等の推進の支援を目的として支出されるものであり予算額は約千六十二億円、学校給食地場農畜産物利用拡大基金(仮称)は学校給食におけ

る地場農畜産物の利用拡大のための補助を目的として支出されるものであり予算額は五十四億円、畑作等緊急構造改革対策基金(仮称)は食品安全等に配慮した設備の導入等に対する補助を目的として支出されるものであり予算額は約三十三億円、優良繁殖雌牛更新支援基金(仮称)は低能力繁殖雌牛から高能力繁殖雌牛への更新に対する補助を目的として支出されるものであり予算額は約七十九億円、馬産地再活性化基金(仮称)は軽種馬生産の経営体質の強化等のための補助を目的として支出されるものであり予算額は五十億円、需要即応型水田農業確立推進事業基金(仮称)は水田農業について地域が一体となつて行う実需者との連携強化に向けた活動等への助成を目的として支出されるものであり予算額は千五百億円、自給力向上戦略作物等緊急需要拡大対策事業基金(仮称)は自給力向上戦略作物の生産の拡大に必要となる需要開拓の取組への助成を目的として支出されるものであり予算額は六十八億円、畜産経営維持緊急支援基金(仮称)は畜産農家に対する低利貸付のための利子助成を目的として支出されるものであり予算額は約九十九億円、農地集積加速化基金(仮称)は農地集積を加速化するために農地を貸し出す農地所有者等に対する交付金の交付を目的として支出されるものであり予算額は約二千九百七十九億円、農の雇用促進対策基金は農業法人等における実践研修の実施を目的として支出されるものであり予算額は約三十九億円、農業経営維持安定支援基金(仮称)は認定農業者等に対する無利子貸付のための利子助成を目的として支出されるものであり予算額は七億円、雇用創出経営支援基金(仮称)は新たな雇用を創出する認

定農業者に対する無利子貸付のための利子助成を目的として支出されるものであり予算額は約九十九億円、土地改良負担金特別緊急対策基金(仮称)は農地集積等を行う地域の土地改良事業等の農家負担分を軽減するための利子助成を目的として支出されるものであり予算額は二百億円、耕作放棄地再生利用基金(仮称)は貸借等により耕作放棄地を再生・利用する取組やこれに付帯する用排水施設等の整備等を目的として支出されるものであり予算額は百四十億円、地域資源利用型産業創出緊急対策基金(仮称)は離島等の農山漁村地域における先進的なバイオマス利活用施設の整備等を目的として支出されるものであり予算額は約百九十三億円、花粉の少ない森林づくり資金は首都圏近郊等の花粉の多いスギの伐採及び少花粉スギ等への植替え等の支援を目的として支出されるものであり予算額は約百億円、森林整備地域活動支援基金は森林境界の明確化等を行う森林所有者等の支援を目的として支出されるものであり予算額は約三十一億円、緑の雇用担い手対策資金は新規林業者に対する即戦力養成研修の実施を目的として支出されるものであり予算額は約五十億円、森林整備加速化・林業再生基金(仮称)は森林整備・林内路網整備・木材加工利用施設の整備等を地域で一体的に行うための支援を目的として支出されるものであり予算額は約千二百三十八億円、水産業体質強化総合対策事業基金(もうかる漁業創設支援事業助成勘定)(仮称)は過剰漁船の一掃及び高性能大型漁船の導入等を支援するための費用の助成を目的として支出されるものであり予算額は約百九十九億円、水産業体質強化総合対策事業基金(沿岸漁業等体質強化緊急対

策勘定)は計画的休漁中の藻場や干潟の整備等の漁場生産力維持向上のための費用の助成を目的として支出されるものであり予算額は約百二十五億円、漁場機能維持管理事業基金(仮称)は外国漁船等による投棄漁具等の回収・処理等を行うための費用の助成を目的として支出されるものであり予算額は約百二十四億円、第二種信用基金は中堅企業等の資金繰りの円滑化に資する債務保証を目的として支出されるものであり予算額は二百五十億円、経営安定関連保証等特別基金は国の政策により決定された緊急保証の実施等により各信用保証協会に生じた損失の一定割合による補てん等を目的として支出されるものであり予算額は七百億円、住宅用太陽光発電導入支援基金は住宅用太陽光発電システムの設備導入者に対する補助を目的として支出されるものであり予算額は二百七十億円、新エネルギー導入促進基金は事業用太陽光発電システムの設備導入者に対する補助を目的として支出されるものであり予算額は二百億円、建設業金融円滑化基金は下請企業等の保有債権買取時の金利負担の軽減等を目的として支出されるものであり予算額は九十六億円、地域グリーンニューディール基金は住民サービス向上に必ずしも直結しない地球温暖化対策や補助事業が十分でない廃棄物処理・アスベスト対策等の実施を目的として支出されるものであり予算額は約五百四十七億円、環境保全型経営促進基金(仮称)は一定期間に一定量以上の二酸化炭素排出削減を誓約した企業に対する金融機関の融資のための利子補給を目的として支出されるものであり予算額は四十五億円である。

なお、これらの基金については、政府による
 予算措置以外の拠出があり得るところであり、その拠出額等は確定していないこと等から、基金の規模についてお答えすることは困難である。
 十七について
 お尋ねの「個別の補助事業ではなく、地方公共団体の作成する計画等に応じて交付する、比較的使途の限定が緩やかな資金」については、その定義が必ずしも明らかでなく、お答えすることは困難である。
 十八について
 財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第四条第一項ただし書においては、「公共事業費、出資金及び貸付金の財源については、国会の議決を経た金額の範囲内で、公債を発行し又は借入金等をなすことができる」と規定している。平成二十一年度第一次補正予算においても、同項ただし書の規定に基づき、基金の造成に充てられる補助金等や交付金のうち、同項ただし書に規定する公共事業費等に該当するものについて、その財源として公債を発行し又は借入金をなすことができることとしている。
 十九について
 平成二十二年予算の編成方針及び一般会計の規模については、今後検討することとしており、現時点でお答えすることは困難である。
 平成二十一年四月二十三日提出
 質問 第三三三三 号
 外務省におけるワインの購入等に関する再質問
 主 意 書
 提出者 鈴木 宗男

外務省におけるワインの購入等に関する再質問主意書

「前回答弁書」(内閣衆質一七第一三〇五号)を踏まえ、再質問する。

一 「前回答弁書」及び過去の答弁書において、二〇〇一年度から二〇〇八年度にかけて外務省が購入したワインにつき、その銘柄毎の購入数と単価等が明らかにされている。では、右の八つの年度において、外務省が購入したワイン一本あたりの平均購入額及び購入に要した総費用をそれぞれ明らかにされたい。

二 「前回答弁書」では二〇〇八年度に外務省が購入したワインの本数及び銘柄、銘柄毎の単価が明らかにされている。本年四月二十三日現在、右のワインの内どの銘柄の物が何の用途に何本使われ、何本が残っているか、外務省として国民に明らかにすることは可能か。

三 「前回答弁書」では、「外務省においてワインを適切に管理してきていることから、公務の目的以外での使用はないと承知している。」との答弁がなされているが、右は、外務省において保存しているワインが使われる際、一本の例外もなく、その使用目的、使用場所等を外務省として正確に把握した上での答弁か。右質問する。

内閣衆質一七第一三三五号

平成二十一年五月一日

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省におけるワインの購入等に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省におけるワインの購入等に関する再質問に対する答弁書

一について

平成十三年度から平成二十年度にかけて外務省が購入したワインにつき、年度ごとの一本当たりの平均購入額及び購入総額については次のとおりである。

年度	購入総額	一本当たりの平均購入額
平成十三年度	約四百三十三万円	約六千円
平成十四年度	約二百九十八万円	約一万七千円
平成十五年度	約三百五十三万円	約一万円
平成十六年度	約三百七十二万円	約七千円
平成十七年度	約三百六十六万円	約五千円
平成十八年度	約三百七十八万円	約六千円
平成十九年度	約三百六十九万円	約五千円
平成二十年度	約二百九十七万円	約七千円

二について

お尋ねの具体的な使用状況については、外交儀礼上の問題が生じるおそれがあることから、お答えすることは差し控えたい。

三について

御指摘のとおりである。

平成二十一年四月二十三日提出
質問 第三三六号

北朝鮮による長距離弾道ミサイル発射を、ゴルフに例えた政府筋等の発言に関する第三回質問主意書

提出者 鈴木 宗男

北朝鮮による長距離弾道ミサイル発射をゴルフに例えた政府筋等の発言に関する第三回質問主意書

本年四月五日、北朝鮮が長距離弾道ミサイルを発射した。右のミサイル発射がなされる以前の本年三月二十三日、ある政府筋・政府高官が、「鉄砲の弾で鉄砲の弾を撃つようなものだ。当たると思ふか」、「実験で今から撃ちますよ」と言つて、びゅうーと来るから当たると、いきなり撃たれたら当たらないよ」と、政府の迎撃システムの信頼性を否定する旨の発言をしたとの新聞報道がなされた。更に、右の政府筋・政府高官は、北朝鮮によるミサイル発射について「ミサイルが飛ぶのは、高すぎてそもそも見えないから、国民からすると何が起きているかわからない」、「見えたらおもしろいけどな」、「そっち行ったら『ファー』っていう感じだ」と、ゴルフに例える発言もしている。右の政府筋・政府高官の一連の発言(以下、「発言」という。)を受け、河村建夫内閣官房長官が本年三月三十一日、「みんなが一生懸命やっている時に、発言は極めて不適切」として、この政府筋・政府高官を厳重注意(以下、「厳重注意」という。)している。右と「前回答弁書」(内閣衆質一七第一二九九号)を踏まえ、再度質問する。

一 前回質問主意書で、「厳重注意」はどこで行われたかと問うたが、「前回答弁書」では「政府と

しては、御指摘の新聞記事については、取材対象者、取材内容等を明らかにしない取決めの下に行われた取材に基づくものであると承知しており、その新聞記事の事実関係の有無及びそれに関する事実関係について申し上げる立場にはないことから、先の答弁書(平成二十一年四月十日内閣衆質一七第一二六四号)一から六までについてのとおりの答えである。」との答弁がなされているのみで、右の質問に対する回答は何もなされていない。「厳重注意」に関する文書は作成されているのか、再度質問する。

二 前回質問主意書で、「厳重注意」に関する文書は作成されているかと問うたが、「前回答弁書」では「一の答弁がなされているのみで、右の質問に対する回答は何もなされていない。」(「厳重注意」に関する文書は作成されているのか、再度質問する。

三 「厳重注意」を記録した処分説明書は作成されているか。

四 「厳重注意」を行うことを決めたのは誰か。右は麻生太郎内閣総理大臣か。

五 一の答弁は誰が作成したものか。例えば本年四月七日に閣議決定された政府答弁書(内閣衆質一七第一二五四号)で、「財務省大臣官房が中心となって起草した上で、政府として答弁したものである。」との答弁がなされている様に、具体的に作成に携わった政府内部の部署はどこか、明らかにされたい。

六 前回質問主意書で、鴻池祥肇内閣官房副長官は「厳重注意」を受けているかと問うたが、「前回答弁書」では「一の答弁がなされているのみで、右の質問に対する回答は何もなされていない。鴻池副長官が「厳重注意」を受けていないの

ならその旨答弁すれば済む話であるところ、政府においては、端的に事実関係を明らかにすることのみを求める。

七 「発言」及びそれに関わる事実関係について、政府は一の答弁にある様に述べているが、政府として、「発言」を行った政府筋・政府高官がいること自体は否定していないと理解して良いか。

八 これまでに政府は、「発言」を行った政府筋・政府高官とは誰か、また「嚴重注意」がどこで、誰に対して行われたか等について国民に明確な説明をしていないと思料する。種々報道により、「発言」を行い、「嚴重注意」を受けた政府筋・政府高官とは鴻池副長官であることは既に公然の事実となつてゐるが、政府がこのことについて国民に説明責任を果たさず、曖昧なままで幕引きを図ろうとしていることに対して、国民の理解を得られていると政府は認識しているか。

九 「前回答弁書」で政府は、「国家としての緊急事態に、適切、かつ、迅速に対応がとれるよう、万全の態勢をとつてゐるところであり、今後もの確に対応してまいりたい。」と答弁している。「発言」について何ら説明責任を果たそうとしない政府の姿勢を見る時、国民の誰一人として、右答弁にある、政府による決意の披露は信頼できるとは思えないのではないか。国民の理解、信頼を得るには、「発言」を行った政府筋・政府高官は誰かを国民に明らかにし、信賞必罰を明確にすべきではないのか。政府の見解如何。右質問する。

内閣衆質一七一第三三六号
平成二十一年五月一日

衆議院議長 河野 洋平殿 麻生 太郎

衆議院議員鈴木宗男君提出北朝鮮による長距離ミサイル発射をゴルフに例えた政府筋等の発言に関する第三回質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出北朝鮮による長距離ミサイル発射をゴルフに例えた政府筋等の発言に関する第三回質問に対する答弁書

一から四まで及び六から九までについて
政府としては、御指摘の新聞記事については、取材対象者、取材内容等を明らかにしない取決めの下に行われた取材に基づくものであると承知しており、その新聞記事の事実関係の有無及びそれに関する事実関係について申し上げる立場にはない。いずれにせよ、政府としては、国家としての緊急事態に、適切、かつ、迅速に対応がとれるよう、万全の態勢をとつてゐるところであり、今後もの確に対応してまいりたい。

五について
御指摘の答弁については、内閣官房及び防衛省が答弁内容を協議の上、内閣官房において起案し、内閣として決定したものである。

平成二十一年四月二十三日提出
質 問 第 三 三 七 号

北方領土に居住するロシア人に対する外務省によるビザの発給に関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

北方領土に居住するロシア人に対する外務省によるビザの発給に関する質問主意書
本年四月二十三日付毎日新聞三面に、「四島ロシア人にビザ 択捉行政長ら 空路日本入り 外務省「例外的措置」との見出しで、同日札幌で行われるビザなし交流の北方四島交流代表者間協議（以下、「協議」という。）に出席する北方領土居住のロシア人に対し、外務省として初めて我が国への入国ビザを発給したと報じる記事（以下、「毎日記事」という。）が掲載されている。右を踏まえ、質問する。

一 これまで「協議」に参加する北方領土居住のロシア人に対しても、ビザなし交流の枠組みが活用され、船で根室市の花咲港に入港するという方法がとられていたと承知する。今回、彼らに初めてビザが発給されたのはなぜか。

二 ビザなし交流とは、文字通りビザを用いない、超法規的な手続きにより、我が国国民と北方領土居住のロシア人との交流を図る制度であるのに、今回、「協議」に参加する北方領土居住のロシア人に対しビザを発給してしまつては、制度が根幹から崩れてしまうことになるのではないか。今回の件にしても、ビザなし交流の本来の趣旨に反してまでもビザを発給する必要はあったのか。外務省の見解如何。右質問する。

内閣衆質一七一第三三七号
平成二十一年五月一日

衆議院議長 河野 洋平殿 麻生 太郎

衆議院議員鈴木宗男君提出北方領土に居住するロシア人に対する外務省によるビザの発給に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕
衆議院議員鈴木宗男君提出北方領土に居住するロシア人に対する外務省によるビザの発給に関する質問に対する答弁書

一及び二について

御指摘の協議に参加した北方四島の代表者については、本来であれば四島交流の枠組みの下、査証なしで北方四島から直接北海道本島を訪問することが適当であるが、気候条件等の理由から、四島交流の枠組みの下、船舶により北方四島から直接北海道本島を訪問することが不可能であつたため、例外的にサハリン経由で北海道本島を訪問せざるを得ないこととなつた。

一般論として、サハリンからロシア連邦の国籍を有する者が我が国に入国する場合には、当然査証が必要となる。今回の場合は、北方四島住民による北海道本島への訪問ではあるが、サハリン経由で北海道本島を訪問する以上、通常の四島交流の枠組みの下での北方四島住民による北海道本島への訪問とは扱いが異なるべきこと、及び四島交流を円滑に実施するためには北方四島の代表者の参加を得て御指摘の協議を開催する必要があつたことから、それらの者に対して、査証を発給することとしたものである。

農地法等の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。

平成二十一年二月二十四日

内閣総理大臣臨時代理 河村 建夫
国務大臣 河村 建夫

農地法等の一部を改正する法律

(農地法の一部改正)

第一条 農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)の一部を次のように改正する。

目次を次のように改める。

目次

第一章 総則(第一条―第二条の二)

第二章 権利移動及び転用の制限等(第三条―第十五条)

第三章 利用関係の調整等(第十六条―第二十九条)

第四章 遊休農地に関する措置(第三十条―第四十四条)

第五章 雑則(第四十五条―第六十三条)

第六章 罰則(第六十四条―第六十九条)

附則

第一条を次のように改める。

(目的)

第一条 この法律は、国内の農業生産の基盤である農地が現在及び将来における国民のための限られた資源であることにかんがみ、農地を農地以外のものにすることを規制するとともに、農地を効率的に利用する者による農地についての権利の取得を促進し、及び農地の利用関係を調整し、並びに農地の農業上の利用を確保するための措置を講ずることにより、国内の農業生産の増大を図り、もつて国民に対する食料の安定供給の確保に資することを目的とする。

第二条第二項から第五項までを削り、同条第六項中「世帯員」を「世帯員等」に、「をいう」

この場合において、世帯員のいずれかについて生じた左に掲げる事由により世帯員が一時住居又は生計を異にしても、これらの者は、なお住居又は生計を一にするものとみなす」を「次に掲げる事由により一時的に住居又は生計を異にしている親族を含む」並びに当該親族の行う耕作又は養畜の事業に従事するその他の二親等内の親族をいう」に改め、同項を同条第二項とし、同条第七項第二号中「トに掲げる者の有する議決権の」を「チに掲げる者の有する議決権の」に、「であり、かつ、トに掲げる者の有する議決権がいずれもその法人の総株主の議決権の十分の一以下であるもの」を「であるもの(チに掲げる者の中に、その法人と連携して事業を実施することによりその法人の農業経営の改善に特に寄与する者として政令で定める者があるときは、チに掲げる者の有する議決権の合計が総株主の議決権の二分の一未満であり、かつ、チに掲げる者のうち当該政令で定める者以外の者の有する議決権の合計が総株主の議決権の四分の一以下であるもの)」に、「トに掲げる者の数」を「チに掲げる者の数」に改め、「四分の一以下であるもの」の下に「チに掲げる者の中に、当該政令で定める者があるときは、チに掲げる者の数が社員の総数の二分の一未満であり、かつ、チに掲げる者のうち当該政令で定める者以外の者の数が社員の総数の四分の一以下であるもの」を加え、同号ハ中「次条第一項又は第七十三条第一項」を「第三条第一項」に改め、同号トを同号チとし、同号ヘを同号トとし、同号ホ中「同項」を「同法第八条第一項」に改め、「(市町村及び農業協同組合を除く。)」を削り、同号ホ

を同号へとし、同号二の次に次のように加える。

ホ その法人に農作業(農林水産省令で定めるものに限る。)の委託を行つている個人

第二条中第七項を第三項とし、第八項を第四項とし、第九項を削り、第一章中同条の次に次の一条を加える。

(農地について権利を有する者の責務)

第二条の二 農地について所有権又は賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利を有する者は、当該農地の農業上の適正かつ効率的な利用を確保するようにしなければならない。

「第二章 農地及び採草放牧地」を「第二章 権利移動及び転用の制限等」に改める。

第二章第一節から第六節までの節名、第三章の章名、同章第一節から第三節までの節名並びに第四章及び第五章の章名を削る。

第三条第一項第一号及び第二号を次のように改める。

一 第四十六条第一項又は第四十七条の規定によつて所有権が移転される場合

二 第三十六条第三項の規定により都道府県知事が作成した調停案の受諾に伴い所有権が移転され、又は賃借権が設定され、若しくは移転される場合

第三条第一項中第十号を第十六号とし、第九号を第十五号とし、第八号を第十四号とし、第七号の三を削り、同項第七号の二中「第四条第二項」を「第八条第一項」に改め、「農地保有合理化法人」という。の下に「又は同法第十一条の

十二に規定する農地利用集積円滑化団体(以下「農地利用集積円滑化団体」という。))を加え、

「同項第一号」を「同法第四条第二項第一号」に改め、同号を同項第十三号とし、同項第七号中「で準用する」を「において準用する」に改め、同号を同項第十二号とし、同項中第六号を第十一号とし、第五号を第十号とし、第四号の六を第九号とし、第四号の五を第八号とし、第四号の三及び第四号の四を削り、同項第四号の二中「第四条第三項第一号」を「第四条第四項第一号」に改め、同号を同項第七号とし、同項中第四号を第六号とし、第三号を第五号とし、第二号の二を削り、第二号の次に次の二号を加える。

三 第三十七条から第四十条までの規定によつて第三十七条に規定する特定利用権が設定される場合

四 第四十三条の規定によつて同条第一項に規定する遊休農地を利用する権利が設定される場合

第三条第二項ただし書中「行う農業協同組合」の下に「又は農業協同組合連合会」を加え、「第二号に掲げる権利が取得されることとなるとき」を「第一号に掲げる権利が取得されることとなるとき、同法第十一条の三十一第一項第一号に掲げる場合において農業協同組合又は農業協同組合連合会が使用貸借による権利又は賃借権を取得するときに、第二号の二、第四号、第五号及び第八号」を「第一号、第二号、第四号及び第五号」に改め、同項第一号を削り、同項第二号中「世帯員」を「世帯員等の耕作又は養畜の事業に必要な機械の所有の状況、農作業に従事する者の数等からみて、これらの者」に、「につ

いて」を「効率的に利用して」に改め、同号を同項第一号とし、同項第二号の二中「及び農業経営基盤強化促進法第四条第四項に規定する特定法人(以下「特定法人」という。)」を削り、同号を同項第二号とし、同項第二号の三、第二号の四及び第三号を削り、同項第二号の五中「第二号」を「第一号」に改め、同号を同項第三号とし、同項第四号中「第二号」を「第一号」に改め、「及び特定法人」を削り、「世帯員」を「世帯員等」に改め、同項第五号中「第二号」を「第一号」に、「世帯員」を「世帯員等」に、「都道府県知事」を「農業委員会」に、「その都道府県の区域の」を「市町村の区域の全部又は」に改め、「を定め」の下に、「農林水産省令で定めるところにより」を加え、同項第六号を削り、同項第七号中「小作地又は小作採草放牧地について」を「農地又は採草放牧地につき所有権以外の権原に基づいて」に、「その小作地又は小作採草放牧地」を「その土地に」、「その土地の小作農」を「当該事業を行う者」に、「世帯員」を「世帯員等」に、「前条第六項」を「第二条第二項」に改め、「農地保有合理化法人」の下に「又は農地利用集積円滑化団体」を加え、「同意市町村又は農地保有合理化法人がその土地を特定法人貸付事業の実施により貸し付けようとする場合」を削り、「水田裏作」の下に「(田において稲を通常栽培する期間以外の期間稲以外の作物を栽培することをいう。以下同じ。)」を加え、同号を同項第六号とし、同号の次に次の一号を加える。

七 第一号に掲げる権利を取得しようとする者又はその世帯員等がその取得後において行う耕作又は養畜の事業の内容並びにその

農地又は採草放牧地の位置及び規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化その他周辺の地域における農地又は採草放牧地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがあると認められる場合

第三条第二項第八号を削り、同条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 農業委員会又は都道府県知事は、農地又は採草放牧地について使用貸借による権利又は賃借権が設定される場合において、これらの権利を取得しようとする者がその取得後においてその農地又は採草放牧地を適正に利用していないと認められる場合に使用貸借又は賃借の解除をする旨の条件が書面による契約において付されているときは、前項第二号及び第四号に係る部分に限る。の規定にかかわらず、第一項の許可をすることができる。

第三条の次に次の二条を加える。

(農地又は採草放牧地の権利移動の許可の取消し)

第三条の二 農地又は採草放牧地について使用貸借による権利又は賃借権の設定を受けた者(前条第三項の規定の適用を受けて同条第一項の許可を受けた者に限る。)がその農地又は採草放牧地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、当該使用貸借による権利又は賃借権を設定した者が使用貸借又は賃借の解除をしないときは、農業委員会又は都道府県知事は、当該許可を取り消さなければならない。

(農地又は採草放牧地についての権利取得の届出)

第三条の三 農地又は採草放牧地について第三条第一項本文に掲げる権利を取得した者は、同項の許可を受けてこれらの権利を取得した場合、同項各号(第十二号及び第十六号を除く。)のいずれかに該当する場合その他農林水産省令で定める場合を除き、遅滞なく、農林水産省令で定めるところにより、その農地又は採草放牧地の存する市町村の農業委員会にその旨を届け出なければならない。

2 農業委員会は、前項の規定による届出があった場合において、その農地又は採草放牧地の適正かつ効率的な利用が図られないおそれがあると認めるときは、当該届出をした者に対し、当該農地又は採草放牧地についての所有権の移転又は使用及び収益を目的とする権利の設定若しくは移転のあつせんその他の必要な措置を講ずるものとする。

第四条第一項中「除く」の下に「。第五項において同じ」を加え、第一号を削り、第二号を第一号とし、同項第三号中「都道府県が」の下に「道路、農業用排水施設その他の地域振興上又は農業振興上の必要性が高いと認められる施設であつて農林水産省令で定めるものの用に供するため」を加え、同号を同項第二号とし、同項第三号の二中「第四条第三項第一号」を「第四条第四項第一号」に改め、同号を同項第三号とし、同項中第六号を第八号とし、第五号を第七号とし、第四号を第六号とし、第三号の四を第五号とし、第三号の三を第四号とし、同条に次の二項を加える。

5 国又は都道府県が農地を農地以外のものにする場合(第一項各号のいずれかに該当する場合を除く。)においては、国又は都道府県と都道府県知事との協議(その者が同一の事業の目的に供するため四ヘクタールを超える農地を農地以外のものにする場合には、農林水産大臣との協議)が成立することをもつて同項の許可があつたものとみなす。

6 第三項の規定は、都道府県知事が前項の協議を成立させようとする場合について準用する。

第五条第一項中「次項」の下に「及び第四項」を、「ものを除く」の下に「。第四項において同じ」を加え、第一号を次のように改める。

一 国又は都道府県が、前条第一項第二号の農林水産省令で定める施設の用に供するため、これらの権利を取得する場合

第五条第一項第四号を同項第七号とし、同項第三号中「前条第一項第五号」を「前条第一項第七号」に改め、同号を同項第六号とし、同項中第二号を第五号とし、第一号の四を第四号とし、第一号の三を第三号とし、同項第一号の二中「第四条第三項第一号」を「第四条第四項第一号」に改め、同号を同項第二号とし、同条第三項中「第三条第三項及び第四項」を「第三条第四項及び第五項」に改め、同条に次の二項を加える。

4 国又は都道府県が、農地を農地以外のものにするため又は採草放牧地を採草放牧地以外のものにするため、これらの土地について第三条第一項本文に掲げる権利を取得しようとする場合(第一項各号のいずれかに該当する

場合を除く。においては、国又は都道府県と都道府県知事との協議（これらの権利を取得する者が同一の事業の目的に供するため四ヘクタールを超える農地又はその農地と併せて採草放牧地について権利を取得する場合に、農林水産大臣との協議）が成立することをもつて第一項の許可があつたものとみなす。

5 前条第三項の規定は、都道府県知事が前項の協議を成立させようとする場合について準用する。

第六条から第十五条までを削る。

第十五条の二第二項中「第二条第七項各号」を「第二条第三項各号」に、「とるべき」を「講ずべき」に改め、同条を第六条とする。

第十五条の三の見出し中「場合等」を「場合」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「前二項」を「前項」に改め、同項後段を削り、同項を同条第二項とし、同項の次に次の一項を加える。

3 農業委員会は、前項の規定による公示をしたときは、遅滞なく、その土地の所有者に同項各号に掲げる事項を通知しなければならない。ただし、過失がなくてその者を確知することができないときは、この限りでない。

第十五条の三第四項中「第二十条第一項」を「第十八条第一項」に、「前項」を「第二項」に改め、同条第五項中「第三項」を「第二項」に、「第二条第七項各号」を「第二条第三項各号」に改め、同条第八項中「第三項の規定により」を「第二項の規定により」に、「使用収益権」を「所有権以外の権原」に改め、「第一項の規定による買収

をすべき農地又は採草放牧地にあつては」及び「第二項の規定による買収をすべき農地又は採草放牧地にあつては第三項の規定による公示の日を削り、「又は賃貸借」を「賃貸借」に、「した」を「し」、又はその他の使用及び収益を目的とする権利を消滅させた」に改め、「又は第二項」を削り、「第二十条第一項」を「第十八条第一項」に改め、同条第十項を削り、同条を第七条とし、同条の次に次の六条を加える。

（農業委員会の関係書類の送付）

第八条 農業委員会は、前条第一項の規定により国が農地又は採草放牧地を買収すべき場合には、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した書類を農林水産大臣に送付しなければならない。

一 その農地又は採草放牧地の所有者の氏名又は名称及び住所

二 その農地又は採草放牧地の所在、地番、地目及び面積

三 その農地若しくは採草放牧地の上に先取特権、質権若しくは抵当権がある場合又はその農地若しくは採草放牧地につき所有権に関する仮登記上の権利若しくは仮処分執行に係る権利がある場合には、これらの権利の種類並びにこれらの権利を有する者の氏名又は名称及び住所

2 農業委員会は、前項の書類を送付する場合において、買収すべき農地若しくは採草放牧地の上に先取特権、質権若しくは抵当権があるとき又はその農地若しくは採草放牧地につき所有権に関する仮登記上の権利若しくは仮処分執行に係る権利があるときは、これら

の権利を有する者に対し、農林水産省令で定めるところにより、対価の供託の要否を二十日以内に農林水産大臣に申し出るべき旨を通知しなければならない。

（買収令書の交付及び縦覧）

第九条 農林水産大臣は、前条第一項の規定により送付された書類に記載されたところに従い、遅滞なく（同条第二項の規定による通知をした場合には、同項の期間経過後遅滞なく）、次に掲げる事項を記載した買収令書を作成し、これをその農地又は採草放牧地の所有者に、その謄本をその農業委員会に交付しなければならない。

一 前条第一項各号に掲げる事項

二 買収の期日

三 対価

四 対価の支払の方法（次条第二項の規定により対価を供託する場合には、その旨）

五 その他必要な事項

2 農林水産大臣は、前項の規定による買収令書の交付をすることができない場合には、その内容を公示して交付に代えることができる。

3 農業委員会は、買収令書の謄本の交付を受けたときは、遅滞なく、その旨を公示するとともに、その公示の日の翌日から起算して二十日間、その事務所でこれを縦覧に供しなければならない。

（対価）

第十条 前条第一項第三号の対価は、政令で定めるところにより算出した額とする。

2 買収すべき農地若しくは採草放牧地の上に

先取特権、質権若しくは抵当権がある場合又はその農地若しくは採草放牧地につき所有権に関する仮登記上の権利若しくは仮処分の執行に係る権利がある場合には、これらの権利を有する者から第八条第二項の期間内に、その対価を供託しないでもよい旨の申出があつたときを除いて、国は、その対価を供託しなければならない。

3 国は、前項に規定する場合のほか、次に掲げる場合にも対価を供託することができる。

一 対価の支払を受けるべき者が受領を拒み、又は受領することができない場合

二 過失がなくて対価の支払を受けるべき者を確知することができない場合

三 差押え又は仮差押えにより対価の支払の禁止を受けた場合

4 前二項の規定による対価の供託は、買収すべき農地又は採草放牧地の所在地の供託所にするものとする。

（効果）

第十一条 国が買収令書に記載された買収の期日までにその買収令書に記載された対価の支払又は供託をしたときは、その期日に、その農地又は採草放牧地の上にある先取特権、質権及び抵当権並びにその農地又は採草放牧地についての所有権に関する仮登記上の権利は消滅し、その農地又は採草放牧地についての所有権に関する仮処分の執行はその効力を失い、その農地又は採草放牧地の所有権は国が取得する。

2 前項の規定により消滅する先取特権、質権又は抵当権を有する者は、前条第二項又は第

三項の規定により供託された対価に対してその権利を行うことができる。

3 国が買収令書に記載された買収の期日までにその買収令書に記載された対価の支払又は供託をしないときは、その買収令書は、効力を失う。

4 第一項及び前項の規定の適用については、国が、会計法(昭和二十二年法律第三十五号)第二十一条第一項の規定により、対価の支払に必要な資金を日本銀行に交付して送金の手続をさせ、その旨をその農地又は採草放牧地の所有者に通知したときは、その通知が到達した時を国が対価の支払をした時とみなす。(附帯施設の買収)

第十二条 第七条第一項の規定による買収をする場合において、農業委員会がその買収される農地又は採草放牧地の農業上の利用のため特に必要があると認めるときは、国は、その買収される農地又は採草放牧地の所有者の所有する土地(農地及び採草放牧地を除く)、立木、建物その他の工作物又は水の使用に関する権利(以下「附帯施設」という。)を併せて買収することができる。

2 第八条から前条までの規定は、前項の規定による買収をする場合に準用する。この場合において、第八条第一項第二号中「その農地又は採草放牧地の所在、地番、地目及び面積」とあるのは、「土地についてはその所在、地番、地目及び面積、立木についてはその樹種、数量及び所在の場所、工作物についてはその種類及び所在の場所、水の使用に関する権利についてはその内容」と読み替えるものとする。

(登記の特例)

第十三条 国が第七条第一項又は前条第一項の規定により買収をする場合の土地又は建物の登記については、政令で、不動産登記法(平成十六年法律第二百二十三号)の特例を定めることができる。

第十五条の四第一項中「前条」を「第七条第一項」に改め、同条第二項中関係者の要求があるときは、「を「関係者に」に改め、同条を第十四条とする。

第十六条を削る。

第十七条中「第十条第二項(第十四条第二項(第十五条第二項、第十五条の三第十項又は前条第二項で準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第十五条第二項、第十五条の三第十項又は前条第二項で」を「第八条第二項(第十二条第二項において」に、「第十一条第十四条第二項、第十五条第二項、第十五条の三第十項又は前条第二項で」を「第九条第十二条第二項において」に改め、同条を第十五条とし、同条の次に次の章名を付する。

第三章 利用関係の調整等
第十八条を第十六条とする。
第十九条中「世帯員」を「世帯員等」に、「第二条第六項を」を「第二条第二項に改め、同条ただし書中「第七十五条の二から第七十五条の七までの規定によつて設定された草地利用権(その存続期間が更新されたものにあつては、その更新が第七十五条の七第一項の規定又は同条第二項で準用する第七十五条の二第二項から第五項まで及び第七十五条の三から第七十五条の六ま

での規定によつてされたものに限る。次条第一項第四号と同様とする。に「に係る賃貸借」を「第三十七条から第四十条までの規定によつて設定された第三十七条に規定する特定利用権に係る賃貸借及び」に、「第四条第三項第一号」を「第四条第四項第一号」に改め、「及び同法第二十七条の五から第二十七条の八までの規定によつて設定された同法第二十七条の五に規定する特定利用権に係る賃貸借」を削り、同条を第十七条とする。

第二十條第一項第一号から第三号までの規定中「行なわれる」を「行われる」に改め、同項第四号を次のように改める。

四 第三条第三項の規定の適用を受けて同条

第一項の許可を受けて設定された賃借権に係る賃貸借の解除が、賃借人がその農地又は採草放牧地を適正に利用していないと認められる場合において、農林水産省令で定めるところによりあらかじめ農業委員会に届け出て行われる場合

第二十条第一項第五号中「農業経営基盤強化促進法第二十七条の五から第二十七条の八までの規定によつて設定された同法第二十七条の五」を「第三十七条から第四十条までの規定によつて設定された第三十七条」に、「同法第二十七条の十」を「第四十一条」に改め、同項第六号を次のように改める。

六 農業経営基盤強化促進法第十九条の規定による公告があつた農用地利用集積計画の定めるところによつて同法第十八条第二項第六号に規定する者に設定された賃借権に係る賃貸借の解除が、その者がその農地又

は採草放牧地を適正に利用していないと認められる場合において、農林水産省令で定めるところによりあらかじめ農業委員会に届け出て行われる場合

第二十条第二項第四号中「世帯員」を「世帯員等」に、「行なう」を「行う」に改め、同条第七項中「小作条件を」を「賃貸借の条件」に改め、同条第八項中「特定法人が農業経営基盤強化促進法第二十七条の十三第二項の協定に違反した場合に当該賃貸借の解除をする」を内容とするものを「第三条第三項及び農業経営基盤強化促進法第十八条第二項第六号に規定する条件」に改め、同条を第十八条とし、同条の次に次の一条を加える。

(農地又は採草放牧地の賃貸借の存続期間)

第十九条 農地又は採草放牧地の賃貸借についての民法第六百四条(賃貸借の存続期間)の規定の適用については、同条中「二十年」とあるのは、「五十年」とする。

第二十一条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「(借賃等の増額又は減額の請求権)」を付し、同条第一項中「小作料の額が」を「借賃等(耕作の目的で農地につき賃借権又は地上権が設定されている場合の借賃又は地代(その賃借権又は地上権の設定に付随して、農地以外の土地についての賃借権若しくは地上権又は建物その他の工作物についての賃借権が設定され、その借賃又は地代と農地の借賃又は地代とを分けることができる場合)には、その農地以外の土地又は工作物の借賃又は地代を含む。及び農地につき永小作権が設定されている場合の小作料をいう。以下同じ。の額が」に、「小作料の額

に「を「借賃等の額に」に、「小作料の額の」を「借賃等の額の」に改め、同項ただし書中「小作料」を「借賃等」に改め、同条第二項及び第三項中「小作料」を「借賃等」に改め、同条を第二十條とする。

第二十二條から第二十四條までを削る。

第二十五條の見出し中「及び通知」を削り、同条第一項中「小作料」を「借賃等」に、「附随する」を「付随する」に改め、同条第二項を削り、同条を第二十一條とする。

第二十六條から第三十二條までを削る。

第三十三條第一項中「競売の」を「担保権の実行としての競売（その例による競売を含む。以下単に「競売」という。）の」に改め、同条第二項中「第十二條第一項（第十五條第二項で準用する場合を含む。以下この条及び次条において同じ。）を」第十條第一項に改め、同項第一号及び同条第三項中「第十二條第一項」を「第十條第一項」に改め、同条を第二十二條とする。

第三十四條第一項中「国税滞納処分等により」を「国税徴収法（昭和三十四年法律第四百十七号）による滞納処分（その例による滞納処分を含む。）により」に、「国税滞納処分等」を「当該滞納処分を」に、「第十二條第一項」を「第十條第一項」に改め、同条を第二十三條とする。

第三十五條中「第三十三條又は前条」を「前二條」に改め、同条を第二十四條とする。

第三十六條から第四十三條までを削り、第四十三條の二を第二十五條とする。

第四十三條の三第一項中「第二十條第一項本文」を「第十八條第一項本文」に、「行なう」を「行う」に、「聞かなければ」を「聴かなければ」に改

め、同条を第二十六條とし、第四十三條の四を第二十七條とする。

第四十三條の五第一項中「第四十三條の二第一項ただし書」を「第二十五條第一項ただし書」に、「行なう」を「行う」に改め、同条を第二十八條とする。

第四十四條を削る。

第四十三條の六中「この節」を「第二十五條から前条まで」に改め、同条を第二十九條とし、同条の次に次の一章及び章名を加える。

第四章 遊休農地に関する措置

（利用状況調査及び指導）

第三十條 農業委員会は、毎年一回、その区域内にある農地の利用の状況についての調査（以下「利用状況調査」という。）を行わなければならない。

2 農業委員会は、必要があると認めるときは、いつでも利用状況調査を行うことができる。

3 農業委員会は、前二項の規定による利用状況調査の結果、次の各号のいずれかに該当する農地があるときは、その農地の所有者（その農地について所有権以外の権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者及びその農地の所有者。第三十二條において同じ。）に対し、当該農地の農業上の利用の増進を図るため必要な指導をするものとする。

一 現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地

二 その農業上の利用の程度がその周辺の地域における農地の利用の程度に比し著しく

劣つていると認められる農地（前号に掲げる農地を除く。）

4 前項の規定は、第四條第一項又は第五條第一項の許可に係る農地その他農林水産省令で定める農地については、適用しない。

（農業委員会に対する申出）

第三十一條 次に掲げる者は、前条第三項各号のいずれかに該当する農地があると認めるときは、その旨を農業委員会に申し出て適切な措置を講ずべきことを求めることができる。

一 その農地の存する市町村の区域の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする農業協同組合、土地改良区その他の農林水産省令で定める農業者の組織する団体

二 その農地の周辺の地域において農業を営む者（その農地によつてその者の営農条件に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるものに限る。）

2 農業委員会は、前項の規定による申出があったときは、当該農地についての利用状況調査その他適切な措置を講じなければならない。

（遊休農地である旨の通知等）

第三十二條 農業委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、農林水産省令で定めるところにより、当該農地の所有者に対し、当該農地が遊休農地である旨及び当該農地が第三十條第三項各号のいずれに該当するかの別を通知するものとする。ただし、過失がなく通知を受けるべき遊休農地の所有者を確知することができないときは、その旨を公告するものとする。

一 第三十條第三項の規定による指導をした場合においてもなお相当期間当該指導に係る農地の農業上の利用の増進が図られない場合

二 第三十條第三項の規定による指導に係る農地につき所有権に関する仮登記上の権利が設定されていることを理由にその農地の所有者が当該指導に従う意思がない旨を表明したときその他その農地の農業上の利用の増進が図られないことが明らかであると認められる場合

三 その農地について第三十條第三項の規定による指導をすることができない場合（遊休農地の農業上の利用に関する計画の届出）

第三十三條 前条の規定による通知を受けた遊休農地の所有者（当該遊休農地について所有権以外の権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者。以下「所有者等」という。）は、農林水産省令で定める事由に該当する場合を除き、当該通知があつた日から起算して六週間以内に、農林水産省令で定めるところにより、当該通知に係る遊休農地の農業上の利用に関する計画を農業委員会に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出があつた場合において、当該届出に係る計画に当該遊休農地の農業経営基盤強化促進法第四條第四項第一号に規定する利用権の設定等についてあつてんを受けた旨の記載があるときは、同法第十三條第一項の農用地の所有者からの申出があつたものとみなして、同条及び同法第十三條の

官 報 (号 外)

二の規定を適用する。

(勧告)

第三十四条 農業委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該遊休農地の所有者等に対し、相当の期限を定めて、当該遊休農地の農業上の利用の増進を図るために必要な措置を講ずべきことを勧告するものとする。

一 前条第一項の規定による届出に係る計画の内容が当該遊休農地の農業上の利用の増進を図る上で適切でないと認める場合

二 前条第一項の規定による届出がない場合

三 前条第一項の規定による届出に係る計画に従つて当該遊休農地の農業上の利用が行われていないと認める場合

2 農業委員会は、前項の規定による勧告をした場合において、必要があると認めるときは、当該勧告を受けた者に対し、当該勧告に基づいて講じた措置について報告を求めることができる。

(所有権の移転等の協議)

第三十五条 農業委員会は、第三十条第三項第一号に該当する農地について前条第一項の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、当該勧告に係る遊休農地の所有権の移転又は賃借権の設定若しくは移転(以下「所有権の移転等」という。)を希望する農地保有合理化法人、農地利用集積円滑化団体又は特定農業法人、農業経営基盤強化促進法第二十三条第四項に規定する特定農業法人をいう。)で農林水産省令で定める要件に該当するもの(以下「農地保有合理化法人等」という。)のうちから所

有権の移転等に関する協議を行う者を指定して、その者が所有権の移転等に関する協議を行う旨を当該勧告を受けた遊休農地の所有者等に通知するものとする。

2 前項の規定により協議を行う者として指定された農地保有合理化法人等は、同項の規定による通知があつた日から起算して六週間を経過する日までの間、当該通知を受けた者と当該通知に係る遊休農地の所有権の移転等に関する協議を行うことができる。この場合において、当該通知を受けた者は、正当な理由がなければ、当該遊休農地の所有権の移転等に関する協議を行うことを拒んではならない。

3 前項の規定による協議に係る遊休農地の所有権の移転等を受けた農地保有合理化法人等は、当該遊休農地を含む周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に資するように当該遊休農地の農業上の利用の増進に努めるものとする。

(調停)

第三十六条 前条第二項の規定による協議が調わず、又は協議を行うことができないときは、同条第一項の規定による指定を受けた農地保有合理化法人等は、同項の規定による通知があつた日から起算して二月以内に、農林水産省令で定めるところにより、都道府県知事に対し、その協議に係る所有権の移転等につき必要な調停をなすべき旨を申請することができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による申請があつたときは、速やかに調停を行うものとする。

る。

3 都道府県知事は、第一項の調停を行う場合には、当事者の意見を聴くとともに、前条第一項の規定による指定をした農業委員会に対し、助言、資料の提供その他必要な協力を求め、調停案を作成しなければならない。

4 都道府県知事は、前項の規定により調停案を作成したときは、これを当事者に示してその受諾を勧告するものとする。

(裁定の申請)

第三十七条 都道府県知事が前条第四項の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者が当該勧告があつた日から起算して二月以内に当該勧告に係る調停案の受諾をしないときは、第三十五条第一項の規定による指定を受けた農地保有合理化法人等は、当該勧告があつた日から起算して六月以内に、農林水産省令で定めるところにより、都道府県知事に対し、当該勧告に係る遊休農地について、特定利用権(農地についての耕作を目的とする賃借権をいう。以下同じ。)の設定に関し裁定を申請することができる。

(意見書の提出)

第三十八条 都道府県知事は、前条の規定による申請があつたときは、農林水産省令で定める事項を公告するとともに、当該申請に係る遊休農地の所有者等에게これを通知し、二週間を下らない期間を指定して意見書を提出する機会を与えなければならない。

2 前項の意見書を提出する者は、その意見書において、その者の有する権利の種類及び内容、その者が前条の規定による申請に係る遊

休農地を現に耕作の目的に供していない理由その他の農林水産省令で定める事項を明らかにしなければならない。

3 都道府県知事は、第一項の期間を経過した後でなければ、裁定をしてはならない。

(裁定)

第三十九条 都道府県知事は、第三十七条の規定による申請に係る遊休農地が現に耕作の目的に供されておらず、かつ、前条第一項の意見書の内容その他当該遊休農地の利用に関する諸事情を考慮して引き続き耕作の目的に供されないことが確実であると見込まれる場合において、当該申請をした者が当該遊休農地をその者の利用計画に従つて利用に供することが当該遊休農地の農業上の利用の増進を図るため必要かつ適当であると認めるときは、その必要の限度において、特定利用権を設定すべき旨の裁定をするものとする。

2 前項の裁定においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 特定利用権を設定すべき遊休農地の所在、地番、地目及び面積

二 特定利用権の内容

三 特定利用権の始期及び存続期間

四 借賃

五 借賃の支払の方法

3 第一項の裁定は、前項第一号から第三号までに掲げる事項については申請の範囲を超えてはならず、同項第二号に掲げる事項についてはその遊休農地の性質によつて定まる用方に従い利用することとなるものでなければならず、同項第三号に規定する存続期間につい

ては五年を限度としなければならない。

4 都道府県知事は、第一項の裁定をしようとするときは、あらかじめ、都道府県農業会議の意見を聴かなければならない。

(裁定の効果等)

第四十条 都道府県知事は、前条第一項の裁定をしたときは、農林水産省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を当該裁定の申請をした者及び当該申請に係る遊休農地の所有者等に通知するとともに、これを公告しなければならない。当該裁定についての審査請求に対する裁決によつて当該裁定の内容が変更されたときも、同様とする。

2 前条第一項の裁定について前項の規定による公告があつたときは、当該裁定の定めるところにより、当該裁定の申請をした者と当該申請に係る遊休農地の所有者等との間に特定利用権の設定に関する契約が締結されたものとみなす。

3 民法第二百七十二条ただし書(永小作権の譲渡又は賃貸の禁止)及び第六百十二条(賃借権の譲渡及び転賃の制限)の規定は、前項の場合には、適用しない。

(特定利用権に係る賃貸借の解除)

第四十一条 前条第二項の規定により設定された特定利用権を有する者が正当な理由がなく引き続き一年以上その特定利用権に係る遊休農地の全部又は一部をその目的に供しなかつたときは、その特定利用権を設定した者は、その目的に供されていない遊休農地につき、都道府県知事の承認を受けて、その特定利用権に係る賃貸借の解除をすることができる。

(特定利用権の譲渡等の禁止)

第四十二条 第四十条第二項の規定により設定された特定利用権を有する者は、その特定利用権を譲り渡し、又はその特定利用権に係る遊休農地を貸し付けることができない。ただし、特定利用権を有する農地保有合理化法人又は農地利用集積円滑化団体が、農地売買等事業により特定利用権に係る遊休農地を貸し付ける場合は、この限りでない。

2 民法第六百十二条(賃借権の譲渡及び転賃の制限)の規定は、前項ただし書の場合には、適用しない。

(所有者等を確認することができない場合における遊休農地の利用)

第四十三条 第三十二条ただし書の規定による公告に係る遊休農地(第三十条第三項第一号に該当する農地であつて、当該遊休農地の所有者等に対し第三十二条の規定による通知がされなかつたものに限り)を利用する権利の設定を希望する農地保有合理化法人等は、当該公告があつた日から起算して六月以内に、農林水産省令で定めるところにより、都道府県知事に対し、当該遊休農地を利用する権利の設定に関し裁定を申請することができる。

2 第三十九条の規定は、前項の裁定について準用する。この場合において、同条第一項中「前条第一項の意見書の内容その他当該遊休農地」とあるのは、「当該遊休農地」と、同項及び同条第二項第一号から第三号までの規定中「特定利用権」とあるのは、「当該遊休農地を利用する権利」と、同項第四号中「借賃」とあるのは「借賃に相当する補償金の額」と、同項第

五号中「借賃」とあるのは「補償金」と読み替えるものとする。

3 都道府県知事は、第一項の裁定をしたときは、農林水産省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を当該裁定の申請をした者に通知するとともに、これを公告しなければならない。当該裁定についての審査請求に対する裁決によつて当該裁定の内容が変更されたときも、同様とする。

4 第一項の裁定について前項の規定による公告があつたときは、当該裁定の定めるところにより、当該裁定の申請をした者は、当該遊休農地を利用する権利を取得する。

5 第一項の裁定の申請をした者は、当該裁定において定められた当該遊休農地を利用する権利の始期までに、当該裁定において定められた補償金を当該遊休農地の所有者等のために供託しなければならない。

6 前項の規定による補償金の供託は、当該遊休農地の所在地の供託所にするものとする。

7 第十六条及び前条第一項の規定は、第一項に規定する遊休農地を利用する権利について準用する。この場合において、第十六条第一項中「その登記がなくても、農地又は採草放牧地の引渡があつた」とあるのは、「その設定を受けた者が当該遊休農地の占有を始めた」と読み替えるものとする。

(措置命令)

第四十四条 市町村長は、第三十二条の規定による通知又は公告に係る遊休農地における病虫害の発生、土石その他これに類するものの堆積その他政令で定める事由により、当該遊

休農地の周辺の地域における営農条件に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認める場合には、必要な限度において、当該遊休農地の所有者等に対し、期限を定めて、その支障の除去又は発生の防止のために必要な措置(以下この条において「支障の除去等の措置」という。)を講ずべきことを命ずることができる。

2 前項の規定による命令をするときは、農林水産省令で定める事項を記載した命令書を交付しなければならない。

3 市町村長は、第一項に規定する場合において、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、自らその支障の除去等の措置の全部又は一部を講ずることができる。この場合において、第二号に該当すると認めるときは、相当の期限を定めて、当該支障の除去等の措置を講ずべき旨及びその期限までに当該支障の除去等の措置を講じないときは、自ら当該支障の除去等の措置を講じ、当該措置に要した費用を徴収する旨を、あらかじめ、公告しなければならない。

一 第一項の規定により支障の除去等の措置を講ずべきことを命ぜられた遊休農地の所有者等が、当該命令に係る期限までに当該命令に係る措置を講じないとき、講じても十分でないとき、又は講ずる見込みがないとき。

二 第一項の規定により支障の除去等の措置を講ずべきことを命じようとする場合において、過失がなくて当該支障の除去等の措置を命ずべき遊休農地の所有者等を確認す

ることができないとき。

三 緊急に支障の除去等の措置を講ずる必要がある場合において、第一項の規定により支障の除去等の措置を講ずべきことを命ずるいとまがないとき。

4 市町村長は、前項の規定により同項の支障の除去等の措置の全部又は一部を講じたときは、当該支障の除去等の措置に要した費用について、農林水産省令で定めるところにより、当該遊休農地の所有者等に負担させることができる。

5 前項の規定により負担させる費用の徴収については、行政代執行法(昭和二十三年法律第四十三号)第五条及び第六条の規定を準用する。

第五章 雑則

第四十五条から第七十七条までを削る。

第七十八条第一項を次のように改める。

国が第七条第一項若しくは第十二条第一項の規定により買収し、又は第二十二條第一項若しくは第二十三條第一項の規定に基づく申出により買収した土地、立木、工作物及び権利は、政令で定めるところにより、農林水産大臣が管理する。

第七十八条第二項を削り、同条第三項中「第一項の規定により農林水産大臣」を「前項の規定により農林水産大臣」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を削り、同条を第四十五条とし、同条の次に次の見出し及び一条を加える。

(売払い)

第四十六条 農林水産大臣は、前条第一項の規

定により管理する農地及び採草放牧地について、農林水産省令で定めるところにより、その農地又は採草放牧地の取得後において耕作又は養畜の事業に供すべき農地又は採草放牧地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる者、農地保有合理化法人、農地利用集積円滑化団体その他の農林水産省令で定める者に売り払うものとする。ただし、次条の規定により売り払う場合は、この限りでない。

2 前項の規定により売り払う農地又は採草放牧地について、その農業上の利用のため第十二条第一項の規定により併せて買収した附帯施設があるときは、これをその農地又は採草放牧地の売払いを受ける者に併せて売り払うものとする。

第七十九条を削る。

第八十条の見出しを削り、同条第一項中「第七十八条第一項」を「第四十五条第一項」に改め、「自作農の創設又は」を削り、同条第二項を削り、同条を第四十七条とする。

第八十一条中「漁業免許に関する登録の所管庁」及び「使用、消滅請求、売渡し、譲与」を削り、同条を第四十八条とする。

第八十二条第一項中「使用」を削り、同条第二項中「証票を」「証明書」に、「利害関係人から要求があつたときは、」を「利害関係人に」「示しなければ」を「提示しなければ」に改め、同条を第四十九条とし、第八十三条を第五十条とする。

第八十三条の二中「該当する者」の下に「(以下この条において「違反転用者等」という。)」を加

え、「第五条又は第七十三条を」若しくは第五条に、「をとるべき」を「(以下この条において「原状回復等の措置」という。を講ずべき」に改め、同条第一号中「第五条第一項若しくは第七十三条第一項」を「若しくは第五条第一項」に改め、同条第二号及び第四号中「第五条第一項又は第七十三条第一項」を「又は第五条第一項」に改め、同条に次の四項を加える。

2 前項の規定による命令をするときは、農林水産省令で定める事項を記載した命令書を交付しなければならない。

3 農林水産大臣又は都道府県知事は、第一項に規定する場合において、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、自らその原状回復等の措置の全部又は一部を講ずることができる。この場合において、第二号に該当すると認めるときは、相当の期限を定めて、当該原状回復等の措置を講ずべき旨及びその期限までに当該原状回復等の措置を講じないときは、自ら当該原状回復等の措置を講じ、当該措置に要した費用を徴収する旨を、あらかじめ、公告しなければならない。

一 第一項の規定により原状回復等の措置を講ずべきことを命ぜられた違反転用者等が、当該命令に係る期限までに当該命令に係る措置を講じないとき、講じても十分でないとき、又は講ずる見込みがないとき。

二 第一項の規定により原状回復等の措置を講ずべきことを命じようとする場合において、過失がなく当該原状回復等の措置を命ずべき違反転用者等を確知することができないとき。

三 緊急に原状回復等の措置を講ずる必要がある場合において、第一項の規定により原状回復等の措置を講ずべきことを命ずるいとまがないとき。

4 農林水産大臣又は都道府県知事は、前項の規定により同項の原状回復等の措置の全部又は一部を講じたときは、当該原状回復等の措置に要した費用について、農林水産省令で定めるところにより、当該違反転用者等に負担させることができる。

5 前項の規定により負担させる費用の徴収については、行政代執行法第五条及び第六条の規定を準用する。

(情報の提供等)

第五十二条 農業委員会は、農地の農業上の利用の増進及び農地の利用関係の調整に資するため、農地の保有及び利用の状況、借賃等の動向その他の農地に関する情報の収集、整理、分析及び提供を行うものとする。

第八十四条及び第八十四条の二を削る。

第八十五条第一項を次のように改める。

第九条第一項(第十二条第二項において準用する場合を含む。)の規定による買収令書の交付についての異議申立て又は第三十九条第一項若しくは第四十三条第一項の裁定についての審査請求においては、その対価、借賃又は補償金の額についての不服をその処分についての不服の理由とすることができない。ただし、同項の裁定を受けた者がその裁定に係る遊休農地の所有者等を確知することができ

ないことにより第五十五条第一項の訴えを提起することができない場合は、この限りでない。

第八十五条第二項から第五項までを削り、同条第六項中「第五条第一項又は第七十三条第一項」を「又は第五条第一項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第七項中「第八条第一項又は第十五条の第三項若しくは」を「第七条第二項又は」に改め、「行政不服審査法」の下に「昭和三十七年法律第百六十号」を加え、同項を同条第三項とし、同条第八項を同条第四項とし、同条を第五十三条とする。

第八十五条の二第二項中「第八十三条の二」を「第五十一条第一項」に改め、「行政手続法」の下に「平成五年法律第八十八号」を加え、同条を第五十四条とする。

第八十五条の三第一項第一号中「第十一条第一項第三号（第十四条第二項、第十五条第二項、第十五条の三第十項及び第十六条第二項で）」を「第九条第一項第三号（第十二条第二項において）」に改め、同項第二号及び第三号を次のように改める。

二 第三十九条第二項第四号に規定する借賃
三 第四十三条第二項において読み替えて準用する第三十九条第二項第四号に規定する補償金

第八十五条の三第一項第四号から第七号までを削り、同条第二項を次のように改める。

2 前項第一号に掲げる対価の額についての同項の訴えにおいては国を、同項第二号に掲げる借賃の額についての同項の訴えにおいては第三十七条の規定による申請をした者又はそ

の申請に係る遊休農地の所有者等を、同項第三号に規定する補償金の額についての同項の訴えにおいては第四十三条第一項の規定による申請をした者又はその申請に係る遊休農地の所有者等を、それぞれ被告とする。

第八十五条の三第三項中「第三号又は第六号」及び「又は補償金を削り、第十二条第二項（第十四条第二項、第十五条第二項、第十五条の三第十項及び第十六条第二項で準用する場合を含む。）又は第五十一条第二項（第五十五条第四項、第五十六条第三項、第五十八条第二項、第五十九条第五項及び第七十二条第四項で）」を「第十條第二項（第十二条第二項において）」、「第十二条第三項」を「第十條第三項」に改め、同条第四項中「第十三条第二項」を「第十一条第二項」に改め、「又は補償金を削り、同条を第五十五条とする。

第八十六条ただし書中「第三章の適用については、都道府県知事」を削り、同条を第五十六条とする。

第八十七条第一項中「第八条の規定による公示又は第九条、第十五条若しくは第十五条の三を」第七條第一項に、「その公示又は」を「その」に、「都道府県知事」を「農林水産大臣」に、「で準用する」を「において準用する」に改め、同条第二項中「都道府県知事」を「農林水産大臣」に改め、同条を第五十七條とする。

第八十八條を削る。

第八十九条第一項中「第九十一条の三第二項各号」を「第六十三條第一項第三号及び第七号並びに第二項各号」に改め、同条第二項中「第九十一条の三第一項第一号」を「第六十三條第一項第

一号」に改め、同条を第五十八條とし、同条の次に次の一条を加える。
(是正の要求の方式)

第五十九條 農林水産大臣は、次に掲げる都道府県知事の事務の処理が農地又は採草放牧地の確保に支障を生じさせていることが明らかであるとして地方自治法第二百四十五條の五第一項の規定による求めを行うときは、当該都道府県知事が講ずべき措置の内容を示して行うものとする。

一 第四條第一項の規定により都道府県知事が処理することとされている事務（同一の事業の目的に供するため二ヘクタールを超える農地を農地以外のものにする行為に係るものを除く。）

二 第五條第一項の規定により都道府県知事が処理することとされている事務（同一の事業の目的に供するため二ヘクタールを超える農地又はその農地と併せて採草放牧地について第三條第一項本文に掲げる権利を取得する行為に係るものを除く。）

2 農林水産大臣は、前項各号に掲げる都道府県知事の事務を地方自治法第二百五十二条の十七の二第一項の条例の定めるところにより市町村が処理することとされた場合において、当該市町村の当該事務の処理が農地又は採草放牧地の確保に支障を生じさせていることが明らかであるとして同法第二百四十五條の五第二項の指示を行うときは、当該市町村が講ずべき措置の内容を示して行うものとする。

第九十條第一項中「第二章第六節」を「第二

五條」に改め、同条を第六十條とする。

第九十一条第一項中「指定都市」の下に「（農業委員会等に関する法律第三十五条第二項の規定により区ごとに農業委員会を置かないこととされたものを除く。）」を加え、同条第二項を削り、同条を第六十一條とし、第九十一条の二を第六十二條とする。

第九十一条の三第一項中「（第七十八條第二項を除く。）」を削り、同項第一号中「及び第三項」を「第三項（同条第六項において準用する場合を含む。）及び第五項」に改め、同項第二号中の規定及び同条第三項を「及び第四項の規定並びに同条第三項及び第五項」に改め、同項第三号及び第四号を次のように改める。

三 第三十條第一項から第三項まで、第三十一条、第三十二条、第三十三條第一項、第三十四條及び第三十五條第一項の規定により市町村が処理することとされている事務
四 第四十四條の規定により市町村が処理することとされている事務

第九十一条の三第一項第五号中「第八十二条第一項」を「第四十九條第一項」に、「第八十三条を」第五十條に改め、同項第六号中「第八十三条の二」を「第五十一条」に改め、同項に次の一号を加える。

七 第五十二条の規定により市町村が処理することとされている事務

第九十一条の三第二項第一号中「第四條第一項第五号」を「第四條第一項第七号」に改め、同項第二号中「第五條第一項第三号」を「第五條第一項第六号」に改め、同条を第六十三條とし、同条の次に次の章名を付する。

第六章 罰則

第九十二条第一号中「第二十条第一項第三十二条で準用する場合を含む。次号において同じ。」又は第七十三条第一項を「又は第十八条第一項に改め、同条第二号中「第二十条第一項又は第七十三条第一項」を「又は第十八条第一項に改め、同条に次の一号を加える。

三 第五十一条第一項の規定による農林水産大臣又は都道府県知事の命令に違反した者第九十二条を第六十四条とする。

第九十三条中「次の各号のいずれかに該当するを」第九十九条第一項の規定による職員の調査、測量、除去又は移転を拒み、妨げ、又は忌避したに改め、同条各号を削り、同条を第六十五条とし、同条の次に次の一条を加える。

第六十六条 第四十四条第一項の規定による市町村長の命令に違反した者は、三十万円以下の罰金に処する。

第九十四条中「従業者が」を「従業者が、」に、「関し前二条」を「関し、次の各号に掲げる規定」に、「又は人に対して前二条」を「に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条」に改め、同条に次の各号を加える。

一 第六十四条第一号若しくは第二号（これらの規定中第四条第一項又は第五条第一項に係る部分に限る。）又は第三号 一億円以下の罰金刑

二 第六十四条（前号に係る部分を除く。）又は前二条 各本条の罰金刑

第九十四条を第六十七条とする。

第九十五条第一号中「第十五条の二第一項の規定による」を「第六条第一項の規定に違反し

て、」に改め、同条第二号中「第二十五条第二項の規定による」を「第三十三条第一項の規定に違反して、」に、「通知」を「届出」に改め、同条に次の一号を加える。

三 第三十四条第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

第九十五条を第六十八条とし、同条の次に次の一条を加える。

第六十九条 第三条の三第一項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、十万円以下の過料に処する。

附則第二項第一号中「除く」の下に「。次号において同じ」を加え、同項第三号を削り、同項第二号中「除く」の下に「。次号において同じ」を加え、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 同一の事業の目的に供するため二ヘクタールを超える農地を農地以外のものにする行為に係る第四四五項の協議を成立させようとする場合

附則第二項に次の一号を加える。

四 同一の事業の目的に供するため二ヘクタールを超える農地又はその農地と併せて採草放牧地について第三条第一項本文に掲げる権利を取得する行為に係る第五条第四項の協議を成立させようとする場合
別表を削る。

（農業経営基盤強化促進法の一部改正）

第二条 農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三節 農地保有合理化支援法人（第

十一条の二―第十一条の八）」を「第三節 農地保有合理化支援法人（第十一条の二―第十一条の利用集積円滑化団体（第十一条の九―第十一条の八）」に、「第二十六条」を「第二十七条」に改め、「第四章の二 遊休農地の農業上の利用の第四号の三 特定法人貸付事業の実施」を増進に関する措置（第二十七条―第二十七条の十二）及び「第四十条」を削る。

第四条第二項中「第七条第一項の承認を受けた法人（以下「農地保有合理化法人」という。）を「一般社団法人又は一般財団法人で農林水産省令で定める要件に該当するもの」に改め、同項第一号中「第四項に規定する特定法人貸付事業を除く。」を削り、同項第三号中「第七条第四項第二号」を「第七条第三項第二号及び第十一条の九第三項第三号」に、「第二条第七項」を「第二条第三項」に改め、同項第四号中「その他の事業の下に（以下「研修等事業」という。）」を加え、同条第四項を削り、同条第三項第四号中「前三号」を「前各号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 農地利用集積円滑化事業の実施を促進する事業

第四条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 この法律において「農地利用集積円滑化事業」とは、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積の円滑化を図るため、この法律で定めるところにより、

次の各号に掲げる者が行う当該各号に定める事業をいう。

一 市町村、農業協同組合（農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十条第一項第二号及び第三号の事業を併せ行うものに限る。）又は一般社団法人若しくは一般財団法人で農林水産省令で定める要件に該当するもの 次に掲げる事業

イ 農用地等の所有者の委任を受けて、その者を代理して農用地等について売渡し、貸付け又は農業の経営若しくは農作業の委託を行う事業（当該委任に係る農用地等の保全のための管理を行う事業を含む。以下「農地所有者代理事業」という。）

ロ 農地売買等事業
ハ 研修等事業

二 前号に掲げる者以外の営利を目的としない法人（営利を目的としない法人格を有しない団体であつて、代表者の定めがあり、かつ、その直接又は間接の構成員からの委任のみに基づく農地所有者代理事業を行うことを目的とするものを含む。）で農林水産省令で定める要件に該当するもの 農地所有者代理事業

第五条第二項第四号ロ中「（次条第三項において「農業振興地域」という。）を削り、「一般社団法人又は一般財団法人で農林水産省令で定める要件に該当するもの」を「法人」に改め、同号ハを次のように改める。

ハ 農地利用集積円滑化事業の実施に関する基本的な事項

第五条第二項第四号二を削る。

第六条第二項第三号中「目標」の下に「その他農用地の利用関係の改善に関する事項」を加え、同項第五号を次のように改める。

五 農地利用集積円滑化事業に関する次に掲げる事項

イ 市町村の区域(都市計画法(昭和四十二年法律第百号)第七条第一項の市街化区域と定められた区域で同法第二十三条第一項の規定による協議が調つたもの(当該区域以外の区域に存する農用地と一体として農業上の利用が行われている農用地の存する区域を除く。以下「市街化区域」という。)を除く。)の全部又は一部を事業実施地域として農地利用集積円滑化事業を行う者に関する事項

ロ 農地利用集積円滑化事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農地利用集積円滑化事業の実施の基準に関する事項

第六条第二項第六号及び第三項を削り、同条第四項を第三項とし、第五項を第四項とし、同項の次に次の一項を加える。

5 市町村は、基本構想を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、農業者、農業に関する団体その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

第七条第一項中「又は前条第三項の規定により基本構想に定められた者」を削り、同条中第二項を削り、第三項を第二項とし、同条第四項第一号中「第五条第二項第四号ロに規定する法

人にあつては」及び「前条第三項に規定する者にあつては基本構想に」を削り、同項を同条第三項とし、同条第五項を同条第四項とする。

第八条第一項中「農地保有合理化法人」を「前条第一項の承認を受けた法人(以下「農地保有合理化法人」という。)」に改め、同条第二項中「前条第二項、第四項及び第五項」を「前条第三項及び第四項」に、「同条第二項及び第五項」を「同項」に改める。

第九条中「市町村を除く。次条第一項及び第十一條第一項において同じ。」を削る。

第十条第二項を削る。

第十一条第一項第一号中「第五条第二項第四号ロ又は第六条第三項に規定する法人」を「第四条第二項に規定する一般社団法人又は一般財団法人」に改め、同項第三号中「前条第一項」を「前条」に改める。

第十一条の八中、「第十条第一項及び第十一条の」を「から第十一条までの」に、「第十条第一項及び第十一条中」を「から第十一条までの規定中」に、「第十条第一項中」を「第十条中」に、「第五条第二項第四号ロ又は第六条第三項に規定する法人」を「第四条第二項に規定する一般社団法人又は一般財団法人」に改め、第二章中同条の次に次の一節を加える。

第四節 農地利用集積円滑化団体

(農地利用集積円滑化事業規程)

第十一条の九 第四条第三項各号に掲げる者(市町村を除く。)は、第六条第六項の同意を得た市町村(以下「同意市町村」という。)の区域(市街化区域を除く。)の全部又は一部を事業実施地域として農地利用集積円滑化事業の

全部又は一部を行おうとするときは、農林水産省令で定めるところにより、農地利用集積円滑化事業の実施に関する規程(以下「農地利用集積円滑化事業規程」という。)を定め、同意市町村の承認を受けなければならない。

2 前項の農地利用集積円滑化事業規程においては、事業の種類、事業実施地域及び事業の実施方法に関して農林水産省令で定める事項を定めるものとする。

3 同意市町村は、農地利用集積円滑化事業規程の内容が、次に掲げる要件に該当するものであるときは、第一項の承認をするものとする。

一 基本構想に適合するものであること。

二 事業実施地域の全部又は一部が既に農地利用集積円滑化事業を行つている者の事業実施地域と重複することにより当該重複する地域における農用地の利用の集積を図る上で支障が生ずるものでないこと。

三 第十二条第一項の認定を受けた者が当該認定に係る農業経営改善計画に従つて行う農業経営の改善に資するよう農地利用集積円滑化事業を実施すると認められること。

四 その他農林水産省令で定める基準に適合するものであること。

4 同意市町村は、農地売買等事業に関する事項が定められた農地利用集積円滑化事業規程について第一項の承認をしようとするときは、あらかじめ、農業委員会の決定を経なければならない。

5 同意市町村は、第一項の承認を行つたときは、農林水産省令で定めるところにより、遅

滞なく、その旨並びに当該承認に係る農地利用集積円滑化事業の種類及び事業実施地域を公告しなければならない。

第十一条の十 前条第一項の承認を受けた者は、農地利用集積円滑化事業規程の変更又は廃止をしようとするときは、農林水産省令で定めるところにより、同意市町村の承認を受けなければならない。

2 前条第三項から第五項までの規定は前項の規定による変更の承認について、同条第四項及び第五項の規定は前項の規定による廃止の承認について準用する。

第十一条の十一 同意市町村は、その区域(市街化区域を除く。)の全部又は一部を事業実施地域として農地利用集積円滑化事業の全部又は一部を行おうとするときは、農林水産省令で定めるところにより、農地利用集積円滑化事業規程を定めなければならない。

2 前項の農地利用集積円滑化事業規程は、第十一条の九第三項各号に掲げる要件に該当するものでなければならない。

3 同意市町村は、農地売買等事業に関する事項をその内容に含む農地利用集積円滑化事業規程を定めようとするときは、あらかじめ、農業委員会の決定を経なければならない。

4 同意市町村は、農地利用集積円滑化事業規程を定めるときは、農林水産省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨並びに当該農地利用集積円滑化事業規程で定めた農地利用集積円滑化事業の種類及び事業実施地域を公告しなければならない。

5 第十一条の九第二項の規定は第一項の農地

利用集積円滑化事業規程について、前二項の規定は当該農地利用集積円滑化事業規程の変更又は廃止について準用する。

(委任の申込みに応ずる義務)

第十一条の十二 第十一条の九第一項の承認を受けた者又は農地利用集積円滑化事業規程を定めた同意市町村(以下「農地利用集積円滑化団体」という。)であつて、農地所有者代理事業を行うものは、その事業実施地域に存する農用地等の所有者からその所有する農用地等について農地所有者代理事業に係る委任契約の申込みがあつたときは、正当な理由がなければ、当該委任契約の締結を拒んではならぬ。

(準用)

第十一条の十三 第九条から第十一条までの規定は、第十一条の九第一項の承認を受けた者について準用する。この場合において、第九条から第十一条までの規定中「都道府県知事」とあるのは「同意市町村」と、第九条及び第十条中「農地保有合理化事業」とあるのは「農地利用集積円滑化事業」と、第十一条第一項中「第七条第一項」とあるのは「第十一条の九第一項」と、同項第一号中「第四条第二項に規定する一般社団法人又は一般財団法人」とあるのは「第四条第三項第一号に規定する農業協同組合若しくは一般社団法人若しくは一般財団法人又は同項第二号に掲げる者(農地売買等事業を行つていない場合にあつては、当該農業協同組合又は一般社団法人若しくは一般財団法人)」と読み替へるものとする。

第十二条の二第二項中「第十三条の三」を「第

十四条」に改める。

第十三条第二項中「農地保有合理化事業」の下に「又は農地利用集積円滑化事業」を、「農地保有合理化法人」の下に「又は農地利用集積円滑化団体」を加える。

第十三条の二第一項、第二項、第五項及び第六項中「農地保有合理化法人」の下に「又は農地利用集積円滑化団体」を加える。

第十四条を削る。

第十三条の三中「第二条第七項第二号」を「第二条第三項第二号」に、「トに掲げる者の有する議決権の」を「株式会社にあつては、トに掲げる者に」、「トに掲げる者」を「株式会社にあつては、トに掲げる者」に、「同じ」の有する議決権の」を「同じ」に改め、同条を第十四条とする。

第十七条第二項中「都市計画法昭和四十三年法律第百号」第七条第一項の市街化区域と定められた区域で同法第二十三条第一項の規定による協議が調つたもの(当該区域以外の区域に存する農用地と一体として農業上の利用が行われている農用地の存する区域及び生産緑地法(昭和四十九年法律第六十八号)第三条第一項の規定による生産緑地地区の区域を除く。以下「市街化区域」という。)を「市街化区域」に改める。

第十八条第二項第二号中「利用権の設定等」の下に「(その者が利用権の設定等を受けた後において行つた耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者(農業生産法人、農地保有合理化法人、農地利用集積円滑化団体、農業協同組合、農業協同組合連合会その他政令で定める者を除く。第六号において同

じ。)である場合には、賃借権又は使用貸借による権利の設定に限る。)」を加え、同項第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 第一号に規定する者が利用権の設定等を受けた後において行つた耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者である場合には、その者が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた後に於いて農用地を適正に利用していないと認められる場合に賃借権又は使用貸借の解除をする旨の条件

第十八条第三項第二号中「にあつては、イ及びハを」及び同項第六号に規定する者にあつては、イに、「特定法人が特定法人貸付事業の実施によつて賃借権又は使用貸借による権利の設定を受ける場合であつてこれらの権利の設定を受けた後においてイ及びハに掲げる要件を備えることとなるとき、同意市町村又は農地保有合理化法人が特定法人貸付事業の用に供するため利用権の設定等を受ける場合」を「農地利用集積円滑化団体が農地売買等事業の実施によつて利用権の設定等を受ける場合」に改め、「行つた農業協同組合」の下に「又は農業協同組合連合会」を、「利用権の設定等を受ける場合」の下に、「同法第十一条の三十一第一項第一号に掲げる場合において農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定又は移転を受けるときを」、「株主」の下に「(農地法第二条第三項第二号に掲げる者を除く。)」を加え、同号イ中「について」を「を効率的に利用して」に改め、同号ハを削り、同項第三号に次のただし書を加える。

ただし、数人の共有に係る土地について利用権(その存続期間が五年を超えないものに限る。)の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について二分の一を超える共有持分を有する者の同意が得られていなければならない。

第十八条第五項を次のように改める。

5 同意市町村は、次の各号に掲げる者が、当該各号に定める目的のために、農林水産省令で定めるところにより第二項各号に掲げる事項の全部又は一部を示して農地利用集積計画を定めるべきことを申し出たときは、その申出の内容を勘案して農地利用集積計画を定めるものとする。

一 当該市町村の区域の全部又は一部をその事業実施地域とする農地利用集積円滑化団体 その事業実施地域内の農用地の利用の集積を図る目的

二 第二十三条第一項の認定に係る農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を行う団体又は当該市町村の区域の全部若しくは一部をその地区の全部若しくは一部とする農業協同組合 その構成員又は組合員に係る農用地の利用関係の改善を図る目的

三 当該市町村の区域の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区 その地区内の土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第五十二条第一項又は第八十九条の二第一項の換地計画に係る地域における農用地の集団化と相まつて農用地の

利用の集積を図る目的

第二十條の次に次の一条を加える。

(農用地利用集積計画の取消し等)

第二十條の二 同意市町村は、第十九條の規定による公告があつた農用地利用集積計画の定めるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた第十八條第二項第六号に規定する者がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃貸借又は使用貸借の解除をしないときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうちこれらの権利の設定に係る部分を取り消さなければならぬ。

2 同意市町村は、前項の規定による取消しをしたときは、農林水産省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。

3 前項の規定による公告があつたときは、第一項の賃貸借又は使用貸借は解除されたものとみなす。

第二十三條第四項中「農業生産法人を」農業経営を営む法人に改め、同条第十項中「及び農地保有合理化法人を」農地保有合理化法人及び農地利用集積円滑化団体に改める。

第四章の二を削る。

第四章中第二十六條を第二十七條とし、第二十五條を削り、第二十四條を第二十六條とし、第二十三條の三を第二十五條とする。

第二十三條の二の前の見出しを削り、同条第一項中「農業生産法人を」農業経営を営む法人に改め、同条を第二十四條とし、同条の前に見

出しとして「(農用地利用規程の変更等)」を付する。

第四章の三を削る。

第三十四條第一項中「第四條第二項第四号に掲げる事業を」研修等事業に改める。

第三十七條中「及び農地保有合理化法人を」農地保有合理化法人及び農地利用集積円滑化団体に改め、「なるよう、」の下に「必要な情報交換を行うなどして」を加える。

第三十八條中「第五項を」第四項に改め、

「第二十七條の四、第二十七條の五、第二十七條の六第一項、第二十七條の七第一項及び第四項、第二十七條の八第一項、第二十七條の十」を削る。

第三十九條を削る。

第四十條中「次の各号のいずれかに該当する」を「第十三條の二第五項の規定に違反して同項に規定する期間内に農用地を譲り渡した」に改め、同条各号を削り、第六章中同条を第三十九條とする。

(農業振興地域の整備に関する法律の一部改正) 第三條 農業振興地域の整備に関する法律(昭和四十四年法律第五十八号)の一部を次のように改正する。

目次中「第五條」を「第五條の三」に改める。

第三條の二第二項第一号中「農用地等」を「確保すべき農用地等の面積の目標その他の農用地等」に改め、同項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 都道府県において確保すべき農用地等の

面積の目標の設定の基準に関する事項

第三條の二第三項中「意見を」の下に「聴くとともに、前項第二号に掲げる事項に係る部分については都道府県知事の意見を」を加える。

第四條第二項第一号中「農用地等」を「確保すべき農用地等の面積の目標その他の農用地等」に改める。

第二章中第五條の次に次の二條を加える。

(確保すべき農用地等の面積の目標の達成状況に関する資料の提出の要求等)

第五條の二 農林水産大臣は、毎年、都道府県に対し、当該都道府県の農業振興地域整備基本方針に定める確保すべき農用地等の面積の目標の達成状況について、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十五條の四第一項の規定による資料の提出の求めを行うものとする。

2 農林水産大臣は、毎年、前項の規定により提出を受けた資料により把握した目標の達成状況を公表するものとする。

(農用地等の確保を図るための是正の要求の方式)

第五條の三 農林水産大臣は、前条第一項の規定により提出を受けた資料により把握した目標の達成状況が著しく不十分であると認める場合において、次に掲げる都道府県知事の事務の処理が農用地等の確保に支障を生じさせていることが明らかであるとして地方自治法第二百四十五條の五第一項の規定による求めを行うときは、当該都道府県知事が講ずべき措置の内容を示して行うものとする。

一次条第一項の規定による指定に関する事

務

二 第七條第一項の規定による変更又は解除に関する事務

三 第八條第四項(第十三條第四項において準用する場合を含む。)の規定による同意に関する事務

四 第十三條第三項の規定による指示に関する事務

第十三條第二項中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 当該変更により、農用地区域内における効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれがないと認められること。

第十三條の五中「第百十條」を削る。

第十五條の二第一項第一号中「地方公共団体が」の下に「道路、農業用排水施設その他の地域振興上又は農業振興上の必要性が高いと認められる施設であつて農林水産省令で定めるものの用に供するために」を加え、同項第三号中「第五條第一項又は第七十三條第一項」を「又は第五條第一項」に改め、同項第三号の二中「第四條第三項第一号」を「第四條第四項第一号」に改め、同条に次の二項を加える。

7 国又は地方公共団体が農用地区域内において開発行為(第一項各号のいずれかに該当する行為を除く。)をしようとする場合においては、国又は地方公共団体と都道府県知事との協議が成立することをもちて同項の許可があつたものとみなす。

8 第六項の規定は、前項の協議を成立させよ

うとする場合について準用する。

第十七条中、「第五条第一項及び第七十三条第一項」を「及び第五条第一項」に改める。
(農業協同組合法の一部改正)

第四条 農業協同組合法(昭和二十二年法律第百三十二号)の一部を次のように改正する。

第十条第一項第一号中「第五項」を「第九項」に改め、同条第三項第一号中「第十一條の三十一第一項第二号」を「第十一條の三十一第一項第一号及び第三号」に改める。

第十一條の三十一第一項中、「効率的かつ安定的な農業経営を育成するため」を削り、同項第二号中「前号」を「前二号」に、「と認められる」を「場合として農林水産省令で定める」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号中「農地保有合理化法人」を「効率的かつ安定的な農業経営を育成するため、農地利用集積円滑化団体に」、「第四條第二項に規定する農地保有合理化法人」を「第十一條の三十一に規定する農地利用集積円滑化団体に」に改め、「以下同じ」を削り、「同項第四号」を「同法第四條第三項第二号」に改め、同号を同項第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 当該組合の地区内にある農地又は採草放牧地のうち、当該農地又は採草放牧地の保有及び利用の現況及び将来の見通しからみて、当該農地又は採草放牧地の農業上の利用の増進を図るためには組合が自ら農業の経営を行うことが相当と認められるものについて農業の経営を行う場合

第十一條の三十一第三項中「又は総会員」及び「又は同条第二項第二号若しくは第三号の規定による会員」を削り、「第五項」を「以下この条」

に改め、「同じ。」の下に「又は総会員(第十二條第二項第二号又は第三号の規定による会員を除く。第九項において同じ。)」を加え、同条第五項中「前二項」を「第三項又は第四項」に改め、同条第四項の次に次の四項を加える。

組合員(第十二條第一項第二号から第四号までの規定による組合員を除く。第七項及び第八項において同じ。)の総数が農林水産省令で定める数を超える農業協同組合にあつては、前二項の規定にかかわらず、これらの規定による同意を要しない。

前項に規定する農業協同組合が同項の規定により第三項又は第四項の規定による同意を得ないで農業の経営を行う場合には、当該農業協同組合の総会に総組合員の半数以上が出席し、その議決権の三分の二以上の多数による議決を経なければならない。

第五項に規定する農業協同組合が前項の規定により議決をした場合には、当該議決をした日から二週間以内に、当該議決の内容を公告し、又は組合員に通知しなければならない。

第五項に規定する農業協同組合の総組合員の六分の一以上の組合員が前項の規定による公告又は通知の日から二週間以内に当該農業協同組合に対し書面をもつて農業の経営に反対の意思の通知を行ったときは、第五項の規定により第三項又は第四項の規定による同意を得ないで農業の経営を行うことはできない。

第七十二條の十第一項第三号中「前号に掲げる者を除く」を「同法第八條第一項に規定する農地保有合理化法人をいう」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第四十三條の規定 公布の日

二 附則第四十四條の規定 行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成二十一年法律第 号)の公布の日又はこの法律の施行の日(以下「施行日」という。)のいずれか遅い日

(権利移動及び転用の制限に関する経過措置)

第二条 第一条の規定による改正前の農地法(以下「旧農地法」という。)第三條第一項の規定又はこの規定に基づく命令の規定によつてした処分、手続その他の行為は、第一条の規定による改正後の農地法(以下「新農地法」という。)第三條第一項の規定又はこの規定に基づく命令の相当規定によつてしたものとなす。

2 この法律の施行前にされた旧農地法第三條第一項の許可の申請であつて、この法律の施行の際、許可又は不許可の処分がされていないものについての許可又は不許可の処分については、なお従前の例による。

3 新農地法第三條の三第一項の規定は、この法律の施行後に農地又は採草放牧地について新農地法第三條第一項本文に掲げる権利を取得した者について適用する。

4 この法律の施行の際現に国又は都道府県が農地を農地以外のものにする行為に着手しているときは、当該行為については、新農地法第四條

第一項本文及び第五項の規定は、適用しない。

5 この法律の施行前に旧農地法第七條第一項第四号の指定を受けた小作地(旧農地法第二條第二項に規定する小作地をいう。以下同じ。)についての農地の転用の制限については、なお従前の例による。

(小作地等の買収に関する経過措置)

第三条 この法律の施行前にされた旧農地法第八條第一項の規定による公示に係る小作地のその公示に係る買収については、なお従前の例による。

2 この法律の施行前にされた旧農地法第十四條第二項(旧農地法第十五條第二項、第十五條の三第十項及び第十六條第二項において準用する場合を含む。又は第十五條第二項において準用する旧農地法第十一條第一項又は第二項の規定による買収令書の交付又はその交付に代わる公示に係る土地、立木、工作物又は水の使用に関する権利のその買収令書の交付又はその交付に代わる公示に係る買収については、なお従前の例による。

3 この法律の施行前にされた旧農地法第十五條の三第三項の規定による公示に係る農地又は採草放牧地のその公示に係る買収については、なお従前の例による。

4 この法律の施行前にされた旧農地法第十六條第一項の規定による申出に係る農地又は採草放牧地のその申出に係る買収については、なお従前の例による。

(利用関係の調整に関する経過措置)
第四条 この法律の施行前に定められ、又は変更された旧農地法第二條第九項に規定する小作料

については、旧農地法第二十二條の規定は、なおその効力を有する。

2 この法律の施行前に旧農地法第二十六條第一項(旧農地法第三十一條において準用する場合を含む。以下同じ。)の承認の申請があつた場合における同項に規定する利用権の設定については、なお従前の例による。

3 この法律の施行前に旧農地法第二十六條第一項の承認を受けている協議が調つたこと(旧農地法第三十條第二項(旧農地法第三十一條において準用する場合を含む。))の規定により協議が調つたものとみなされる場合を含む。)により設定された旧農地法第二十六條第一項に規定する利用権(前項の規定によりなお従前の例によりこの法律の施行後に設定された利用権を含む。))については、なお従前の例による。

4 この法律の施行前に締結された旧農地法第三十二條に規定する契約に係る利用権の保護については、なお従前の例による。

(農地等の売渡しに関する経過措置)

第五條 この法律の施行前に旧農地法第三十七條の規定により買受申込書の提出があつた場合における農地又は採草放牧地及び当該農地又は採草放牧地の附帯施設(旧農地法第三十六條第二項に規定する附帯施設をいう。以下同じ。)の売渡しについては、なお従前の例による。

(未墾地等の買収、売渡し等に関する経過措置)

第六條 この法律の施行前に旧農地法第五十四條第二項の規定により設定されたものとみなされた地役権については、なお従前の例による。

2 この法律の施行前に旧農地法第六十一條の規定により売り渡された土地、立木、工作物又は

権利(以下「土地等」という。)の対価の支払が終了していない場合の当該対価の支払及び徴収については、なお従前の例による。

3 この法律の施行前に旧農地法第六十一條の規定により売り渡された土地等の検査及び買戻しについては、旧農地法第七十一條及び第七十二條の規定並びに同条第四項において準用する旧農地法第五十條第二項及び第三項、第五十一條第二項及び第三項並びに第五十二條から第五十五條までの規定並びに附則第二十四條の規定による改正前の土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第百十條第三項(同法第百十一條、第三條の規定による改正前の農業振興地域の整備に関する法律(以下「旧農振法」という。))第十三條の五、附則第二十九條の規定による改正前の農住組合法(昭和五十五年法律第八十六号)第十一條、附則第三十條の規定による改正前の集落地域整備法(昭和六十二年法律第六十三号)第十二條及び附則第三十條の規定による改正前の市民農園整備促進法(平成二年法律第四十四号)第六條において準用する場合を含む。))の規定は、なおその効力を有する。

4 この法律の施行前に旧農地法第六十一條の規定により売り渡された土地等の処分の制限及び当該制限についての違反に対する処分については、なお従前の例による。

5 この法律の施行前に旧農地法第六十一條の規定により売り渡された土地であつて農地又は採草放牧地であるものについては、旧農地法第六十七條第一項第六号の時期到来後三年を経過するまでは、新農地法第三條、第三條の三及び第五條の規定は、適用しない。

6 この法律の施行の際現に旧農地法第六十一條各号に該当している土地等(第三項の規定によりなおその効力を有することとされる旧農地法第七十二條の規定によりこの法律の施行後に買収した土地等を含む。))の譲与については、なお従前の例による。

7 旧農地法第七十五條に規定する開墾その他開発のためにする行為についての他の法令の制限又は禁止の規定の適用除外については、なお従前の例による。

(草地利用権に関する経過措置)

第七條 この法律の施行前に旧農地法第七十五條の二第二項又は第七十五條の七第一項の承認の申請があつた場合における旧農地法第七十五條の二第二項に規定する草地利用権(以下「草地利用権」という。))の設定又は存続期間の更新等については、なお従前の例による。

2 この法律の施行前に旧農地法第七十五條の二第一項又は第七十五條の七第一項の承認を受けている協議が調つたこと(旧農地法第七十五條の六第二項(旧農地法第七十五條の七第二項において準用する場合を含む。))の規定により協議が調つたものとみなされる場合を含む。)により設定された草地利用権(前項の規定によりなお従前の例によりこの法律の施行後に設定され、又はその存続期間が更新された草地利用権を含む。))については、なお従前の例による。

(買収した土地等の管理及び売払ひに関する経過措置)

第八條 この法律の施行の際現に旧農地法第七十八條第一項の規定により農林水産大臣が管理している土地等(附則第三條の規定によりなお従

前の例によりこの法律の施行後に買収した土地等及び附則第六條第三項の規定によりなおその効力を有することとされる旧農地法第七十二條の規定によりこの法律の施行後に買収した土地等を含む。))の管理については、なお従前の例による。

2 前項の規定によりなお従前の例により管理する土地等については、附則第五條の規定によりなお従前の例により売り渡す場合又は第四項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧農地法第八十條の規定により売り払い、若しくはその所管換若しくは所屬替をする場合を除き、新農地法第四十六條の規定の例により売り払うものとする。

3 前項の場合において、売り払うべき農地又は採草放牧地が旧農地法第三十六條第一項第一号に規定する土地であり、農林水産省令で定めるところにより、同号に掲げる者がその買受けを希望したときは、農林水産大臣は、当該農地又は採草放牧地及び当該農地又は採草放牧地の附帯施設を、その者に売り払わなければならない。

4 第一項の規定によりなお従前の例により管理する土地等の売払ひ並びに所管換及び所屬替並びに公共用又は公用への転用については、旧農地法第八十條の規定及び附則第二十條の規定により廃止された国有農地等の売払ひに関する特別措置法(昭和四十六年法律第五十号)の規定(これらの規定に基づく命令の規定を含む。))は、なおその効力を有する。この場合において、旧農地法第八十條第一項中「第七十八條第一項の規定により」とあるのは「農地法等の一部

を改正する法律(平成二十一年法律第 号)

附則第八條第一項の規定によりなお従前の例により」と、「自作農の創設又は土地」とあるのは「土地」と、同条第二項中「もの」とあるのは「の農地法等の一部を改正する法律附則第三條第一項又は第二項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法第一條の規定による改正前の第九條又は第十四條の規定により買収したものを含む。」とする。

5 第二項の規定により新農地法第四十六條の規定の例によることとされる土地等の売払い又は前項の規定によりなおその効力を有することとされる旧農地法第八十條の規定による土地等の売払いによつて農地又は採草放牧地の所有権が移転される場合は、新農地法第三條及び第三條の三の規定は、適用しない。
(不服申立てに関する経過措置)

第九條 この法律の施行前にされた旧農地法の規定による処分又はこの附則の規定によりなお従前の例によりこの法律の施行後にされた処分に係る行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)による不服申立てについては、なお従前の例による。

(対価等の額の増減の訴えに関する経過措置)
第十條 旧農地法第八十五條の三第一項各号に掲げる対価、借賃又は補償金の額の増減の訴えについては、なお従前の例による。

(農業経営基盤強化促進基本方針等に関する経過措置)

第十一條 この法律の施行前に第二條の規定による改正前の農業経営基盤強化促進法(以下「旧基盤強化法」という。)第五條の規定により定めら

れ、又は変更された農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針は、施行日から起算して三月を経過する日(その日までに第二條の規定による改正後の農業経営基盤強化促進法(以下「新基盤強化法」という。)第五條の規定により定められ、又は変更されたときは、その定められ、又は変更された日)までの間は、新基盤強化法第五條の規定により定められ、又は変更された農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針とみなす。

2 この法律の施行前にされた旧基盤強化法第六條第六項の同意に係る農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想(以下「旧基本構想」という。)は、施行日から、新基盤強化法第五條の規定により農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針が定められ、又は変更された日から起算して三月を経過する日(その日までに新基盤強化法第六條の規定により農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想が定められ、又は変更されたときは、その定められ、又は変更された日)までの間は、新基盤強化法第六條第六項の同意に係る農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想(以下「新基本構想」という。)とみなす。

(農地保有合理化事業に関する経過措置)

第十二條 この法律の施行の際現に旧農地売買等事業(旧基盤強化法第四條第二項第一号に規定する農地売買等事業をいう。以下同じ。)又は同項第四号に掲げる事業を行っている旧市町村農地保有合理化法人(旧基盤強化法第七條第一項の承認を受けた法人(旧基盤強化法第六條第三項の規定により旧基本構想に定められた者に限

る。)をいう。以下同じ。)が行うこれらの事業の実施については、施行日から、新基本構想が定められ、又は新基本構想とみなされた旧基本構想が変更された日から起算して三月を経過する日(その日までに当該旧市町村農地保有合理化法人(市町村を除く。)が新基盤強化法第十一條の九第一項の規定により新農地売買等事業(新基盤強化法第四條第二項第一号に規定する農地売買等事業をいう。以下同じ。)に関する事項が定められた農地利用集積円滑化事業規程(新基盤強化法第十一條の九第一項に規定する農地利用集積円滑化事業規程をいう。以下同じ。)の承認を受けたとき、又はその日までに当該旧市町村農地保有合理化法人(市町村に限る。)が新基盤強化法第十一條の十一第一項の規定により新農地売買等事業に関する事項をその内容に含む農地利用集積円滑化事業規程を定めたときは、その承認を受けた日又はその定めた日)までの間は、なお従前の例による。

2 旧市町村農地保有合理化法人がこの法律の施行前に引受けを行った信託に係る旧基盤強化法第四條第二項第二号及び第二号の二に掲げる事業並びに旧市町村農地保有合理化法人がこの法律の施行前に行った出資に係る同項第三号に掲げる事業の実施については、なお従前の例による。

3 前二項の規定によりなお従前の例により旧市町村農地保有合理化法人が行う旧農地売買等事業並びに旧基盤強化法第四條第二項第二号及び第二号の二に掲げる事業についての農地法による農地又は採草放牧地の権利移動の制限については、なお従前の例による。

4 この法律の施行前に旧基盤強化法第四條第二項第三号に掲げる事業に係る出資を行った旧市町村農地保有合理化法人(市町村及び農業協同組合を除く。)は、その出資に伴い付与される持分又は株式を保有している間、新農地法第二條第三項の規定の適用については、同項第二号へに掲げる農地保有合理化法人とみなす。

5 この法律の施行前に農事組合法人に旧基盤強化法第四條第二項第三号に掲げる事業に係る出資を行った旧市町村農地保有合理化法人(農業協同組合を除く。)は、その出資に伴い付与される持分を保有している間、第四條の規定による改正後の農業協同組合法(以下「新農協法」という。)第七十二條の十第一項の規定の適用については、同項第三号に掲げる農地保有合理化法人とみなす。

(遊休農地の農業上の利用の増進に関する措置に関する経過措置)

第十三條 この法律の施行前にされた旧基盤強化法第二十七條第一項の規定による指導に係る同條第二項及び旧基盤強化法第二十七條の二から第二十七條の五までの規定による要請、勧告、調停、裁定の申請その他の行為については、なお従前の例による。

2 前項の規定によりなお従前の例によることとされる調停に係る調停案の受諾に伴う旧基盤強化法第四條第三項第一号の権利の設定又は移転については、なお従前の例による。

3 この法律の施行前に旧基盤強化法第二十七條の五の申請があつた場合(第一項の規定によりなお従前の例によりこの法律の施行後に当該申

請があつた場合を含む。）における同条に規定する特定利用権以下「特定利用権」という。）の規定については、なお従前の例による。

4 この法律の施行前に設定された特定利用権（前項の規定によりなお従前の例によりこの法律の施行後に設定されたものを含む。）については、なお従前の例による。

5 前項の規定によりなお従前の例によることとされる特定利用権についての農地法による農地の権利移動の制限並びに賃貸借の更新及び解約等の制限については、なお従前の例による。

6 この法律の施行前にした旧基盤強化法第二十七条の十二第一項の規定による命令に係る市町村長による支障の除去等の措置及び当該措置に係る費用の徴収については、なお従前の例による。

（特定法人貸付事業に関する経過措置）

第十四条 この法律の施行の際現に行われている旧基盤強化法第四条第四項に規定する特定法人貸付事業（以下「特定法人貸付事業」という。）の実施については、なお従前の例による。

2 前項の規定によりなお従前の例によることとされる特定法人貸付事業についての農地法による賃貸借の解約等の制限については、なお従前の例による。

（農用地等の確保等に関する基本指針等に関する経過措置）

第十五条 この法律の施行前に旧農振法第三条の二又は第三条の三の規定により定められ、又は変更された農用地等の確保等に関する基本指針は、施行日から起算して六月を経過する日（その日までに第三条の規定による改正後の農業振興地域の整備に関する法律（以下「新農振法」という。）第三条の二又は第三条の三の規定により定められ、又は変更されたときは、その定められ、又は変更された日）までの間は、新農振法第三条の二又は第三条の三の規定により定められ、又は変更された農用地等の確保等に関する基本指針とみなす。

この法律の施行前に旧農振法第四条又は第五条の規定により定められ、又は変更された農業振興地域整備基本方針は、施行日から、新農振法第三条の二又は第三条の三の規定により農用地等の確保等に関する基本指針が定められ、又は変更された日から起算して六月を経過する日（その日までに新農振法第四条又は第五条の規定により農業振興地域整備基本方針が定められ、又は変更されたときは、その定められ、又は変更された日）までの間は、新農振法第四条又は第五条の規定により定められ、又は変更された農業振興地域整備基本方針とみなす。

3 新農振法第五条の二の規定は、新農振法第四条又は第五条の規定により農業振興地域整備基本方針が定められ、又は変更された日の属する年の翌年以後の年に係る達成状況について適用する。

（国又は地方公共団体の行う開発行為に関する経過措置）

第十六条 この法律の施行の際現に国又は地方公共団体が着手している開発行為（新農振法第十五条の二第一項に規定する開発行為をいう。）については、同項本文及び同条第七項の規定は、適用しない。

（農業協同組合等の農業の経営に関する経過措置）

第十七条 この法律の施行の際現に農業の経営

（第四条の規定による改正前の農業協同組合法（以下「旧農協法」という。）第十一条の三十一第一項第一号に掲げる場合に行われるものに限る。）を行つている農業協同組合は、附則第十二条第一項の規定によりなお従前の例により旧基盤強化法第四条第二項第四号に掲げる事業を実施している間は、なお従前の例により当該農業の経営及びこれに附帯する事業を行うことができる。

2 前項の規定によりなお従前の例により農業の経営を行う農業協同組合が、新基盤強化法第四条第三項第一号ハに掲げる事業に関する事項が定められた農地利用集積円滑化事業規程の承認を受けたときは、当該農業協同組合が行つてい

る農業の経営は、新農協法第十一条の三十一第一項第二号に掲げる場合に行う同条第三項又は第四項の規定による同意を得た農業の経営とみなす。

3 この法律の施行の際現に行われている農業の経営（旧農協法第十一条の三十一第一項第二号に掲げる場合に行われるものに限る。）は、新農協法第十一条の三十一第一項第三号に掲げる場合に行う同条第三項又は第四項の規定による同意を得た農業の経営とみなす。

（罰則に関する経過措置）

第十八条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（検討）

第十九条 政府は、この法律の施行後五年を目途

として、新農地法及び新農振法の施行の状況等を勘案し、国と地方公共団体との適切な役割分担の下に農地の確保を図る観点から、新農地法第四条第一項及び第五条第一項の許可に関する事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、前項に規定するもののほか、この法律の施行後五年を目途として、新農地法、新基盤強化法、新農振法及び新農協法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、これらの法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（国有農地等の売払いに関する特別措置法の廃止）

第二十條 国有農地等の売払いに関する特別措置法は、廃止する。

（国有農地等の売払いに関する特別措置法の廃止に伴う経過措置）

第二十一條 この法律の施行前に旧農地法第八十条第二項の規定により売り払われた土地等については、前条の規定により廃止された国有農地等の売払いに関する特別措置法の規定（同法の規定に基づく命令の規定を含む。）は、なおその効力を有する。

（地方自治法の一部改正）

第二十二條 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

第二百二條の二第四項中、「自作農の創設及び維持」を削る。

別表第一農地法（昭和二十七年法律第二百二

十九号)の項中「第七十八条第二項を除く。」を削り、「第九十一条の第三項各号」を「第六十三条第二項各号」に改め、同項第一号中「及び第三項」を、「第三項(同条第六項において準用する場合を含む。)」及び第五項に改め、同項第二号中「の規定及び同条第三項」を「及び第四項の規定並びに同条第三項及び第五項」に改め、同項第三号及び第四号を次のように改める。

三 第三十条第一項から第三項まで、第三十条第一項、第三十二条、第三十三条第一項、第三十四条及び第三十五条第一項の規定により市町村が処理することとされている事務

四 第四十四条の規定により市町村が処理することとされている事務

別表第一農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)の項第五号中「第八十二条第一項」を「第四十九条第一項」に、「第八十三条」を「第五十条」に改め、同項第六号中「第八十三条の二」を「第五十一条」に改め、同項に次の一号を加える。

七 第五十二条の規定により市町村が処理することとされている事務

別表第一農業経営基盤強化促進法(昭和五十五年法律第六十五号)の項中「第五項」を「第四項」に改め、「第二十七条の四、第二十七条の五、第二十七条の六第一項、第二十七条の七第一項及び第四項、第二十七条の八第一項、第二十七條の十」を削る。

別表第二農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)の項第一号中「第四条第一項第五号」を「第四条第一項第七号」に改め、同項第二号中「第五条第一項第三号」を「第五条第一項第六号」

に改める。

(地方財政法の一部改正)

第二十三条 地方財政法(昭和二十三年法律第九号)の一部を次のように改正する。

第十条の四第八号中「自作農の創設維持その他を削る。

(土地改良法の一部改正)

第二十四条 土地改良法の一部を次のように改正する。

第三条第四項中「第四条第二項に規定する法人」を「第八条第一項に規定する農地保有合理化法人」に改め、「同じ。」の下に「若しくは農地利用集積円滑化団体(同法第十一条の十二に規定する農地利用集積円滑化団体(同法第四条第二項第一号に規定する農地売買等事業を行う者に限る。)をいう。以下同じ。)」を、「又は農地保有合理化法人」の下に「若しくは農地利用集積円滑化団体」を加え、「同条第二項」を「同法第四条第二項」に改め、「いう。」の下に「若しくは農地利用集積円滑化事業(同条第三項に規定する農地利用集積円滑化事業をいう。)」を、「その農地保有合理化法人」の下に「又は農地利用集積円滑化団体」を加え、同条第五項中「又は農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第六十八条第一項」を削る。

第五十三条の三の二第二項中「農地保有合理化法人」の下に「若しくは農地利用集積円滑化団体」を加える。

第六十五条中「農地法」の下に「(昭和二十七年法律第二百二十九号)」を加える。

第八十五条の四第一項中「又は農地保有合理化法人」を、「農地保有合理化法人又は農地利用

集積円滑化団体」に、「第三条第四項」を「同条第四項」に改め、「により農地保有合理化法人」の下に「又は農地利用集積円滑化団体」を加える。

第八十七条の二第一項中第一号を削り、第二号を第一号とし、同項第三号イ中「前二号」を「前号」に改め、同号を同項第二号とし、同条第二項中「又は第二号」を削り、同条第三項中「同項第三号」を「同項第二号」に改め、「及び第二号」を削り、同条第四項中「同項第三号」を「同項第二号」に改め、同条第六項中「同項第三号」を「同項第二号」に、「第一項第三号」を「第一項第二号」に改め、同条第十項中「第一項第三号」を「第一項第二号」に、「前条第五項」を「同条第五項」に改める。

第八十七条の三第一項中「並びに」を「及び」に改め、「及び第二号」を削り、同条第十五項中「又は第二号」を削る。

第九十条第三項中「同項第二号」を「同項第一号」に改める。

第九十条の二第一項中「行なう」を「行う」に、「同項第二号」を「同項第一号」に、「すでに」を「既に」に改め、同条第四項中「行なう同項第二号」を「行う同項第一号」に改める。

第九十四条中「左に」を「次に」に改め、同条第二号中「同項第二号」を「同項第一号」に改める。

第九十四条の八第一項中「行なう同項第二号」を「行う同項第一号」に改め、「農地保有合理化法人」の下に「又は農地利用集積円滑化団体」を加える。

第九十四条の八の二第一項中「農地保有合理化法人」の下に「又は農地利用集積円滑化団体」を加え、同条第二項中「農地保有合理化法人」の

下に「又は農地利用集積円滑化団体」を加え、「添附して」を「添付して」に改め、同条第三項中「農地保有合理化法人」の下に「又は農地利用集積円滑化団体」を加え、「添附されたを」添付されたに改め、同条第四項及び第五項中「農地保有合理化法人」の下に「又は農地利用集積円滑化団体」を加え、「添付したを」添付したに改める。

第九十五条第一項中「若しくは農地保有合理化法人」を、「農地保有合理化法人若しくは農地利用集積円滑化団体」に改め、同条第二項中「若しくは農地保有合理化法人」を、「農地保有合理化法人若しくは農地利用集積円滑化団体」に、「又は農地保有合理化法人」を、「農地保有合理化法人又は農地利用集積円滑化団体」に改め、「置かない農地保有合理化法人」の下に「又は農地利用集積円滑化団体」を加え、同条第五項中「農地保有合理化法人」の下に「又は農地利用集積円滑化団体」を加える。

第九十五条の二第二項中「行なう」を「行う」に、「又は農地保有合理化法人」を、「農地保有合理化法人又は農地利用集積円滑化団体」に改め、同条第二項中「あわせて」を「併せて」に、「又は農地保有合理化法人」を、「農地保有合理化法人又は農地利用集積円滑化団体」に改め、同条第三項中「第二項に」を「前項に」に改め、同条第三項中「第二項に」を「前項に」に改め、「農地保有合理化法人」の下に「又は農地利用集積円滑化団体」を加える。

第百条第一項中「又は農地保有合理化法人」を「農地保有合理化法人又は農地利用集積円滑化団体」に、「行なう」を「行う」に改め、「置かない農地保有合理化法人」の下に「又は農地利用

用集積円滑化団体」を加える。

第百八条第一項中「農地保有合理化法人」の下に「農地利用集積円滑化団体」を加える。

第百十条を次のように改める。

第百十条 削除

第百十一条中「前条」を「第百九条」に改める。

第百十八条第一項第四号及び第五項中「若しくは農地保有合理化法人」を「農地保有合理化法人若しくは農地利用集積円滑化団体」に改める。

第百四十四条中「農地保有合理化法人」の下に「又は農地利用集積円滑化団体」を加える。
(地方交付税法等の一部改正)

第二十五条 次に掲げる法律の規定中「第二条第七項」を「第二条第三項」に改める。

一 地方交付税法(昭和二十五年法律第二百一十一号)第十二条第三項の表第三十二号

二 入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律(昭和四十一年法律第二百六十六号)第四条第三項

三 国有林野の活用に関する法律(昭和四十六年法律第百八号)第三条第一項第一号

四 租税特別措置法の一部を改正する法律(平成七年法律第五十五号)附則第三十六條第三項

五 所得税法等の一部を改正する法律(平成十七年法律第二十一号)附則第五十五條第三項(鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律の一部改正)

第二十六条 鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律(昭和二十五年法律第二百九十二号)の一部を次のように改正する。

第一条第二号二中「第八十五條第六項」を「第五十三條第二項」に改める。

(農業委員会等に関する法律の一部改正)

第二十七条 農業委員会等に関する法律(昭和二十六年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。

第六條第一項第一号中「採草放牧地又は薪炭林」を「又は採草放牧地」に改め、「及び自作農の創設維持」を削り、同項第二号中「附随する」を「付随する」に改める。

第八條第一項中「左に」を「次に」に改め、同項第三号中「第二条第七項」を「第二条第三項」に改める。

(沖繩の復帰に伴う特別措置に関する法律の一部改正)

第二十八條 沖繩の復帰に伴う特別措置に関する法律(昭和四十六年法律第二百二十九号)の一部を次のように改正する。

第七條七条及び第八條を次のように改める。
第百七条及び第百八条 削除
(農住組合法の一部改正)

第二十九條 農住組合法の一部を次のように改正する。

第九條第四項中「第五條第一項第三号」を「第五條第一項第六号」に改める。

第十一條中「第百十條」を削る。

(集落地域整備法及び市民農園整備促進法の一部改正)

第三十條 次に掲げる法律の規定中「第百十條」を削る。

一 集落地域整備法第十二條

二 市民農園整備促進法第六條

(特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律の一部改正)

第三十一條 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律(平成元年法律第五十八号)の一部を次のように改正する。

第二條第二項第五号口中「又は農地保有合理化法人」を「農地保有合理化法人」に、「第四条第二項」を「第八条第一項」に改め、「同じ。」の下に「又は農地利用集積円滑化団体(同法第十二條の十二に規定する農地利用集積円滑化団体(同法第四條第二項第一号に規定する農地売買等事業を行う者に限る。)をいう。以下同じ。)」を加え、「又は農地保有合理化法人」とを「農地保有合理化法人又は農地利用集積円滑化団体」とに改める。

第四條第一項中「又は農地保有合理化法人」を「農地保有合理化法人又は農地利用集積円滑化団体」に改め、同條第二項中「又は農地保有合理化法人」を「農地保有合理化法人又は農地利用集積円滑化団体」に、「については、農地法第六條第一項」を「の賃貸借については、農地法第十六條、第十七條本文、第十八條第一項本文、第十七條及び第十八條並びに第二十一條」に改め、同條第三項を削り、同條第四項中「第二条第九項に規定する小作料」を「第二十条第一項に規定する賃貸等」に、「同法第二十一條、第二十二條及び第二十四條」を「同條」に改め、同項を同條第三項とし、同條第五項中「第二章第六節」を「第二十五条から第二十九条まで」に改め、同項を同條第四項とする。

(地価税法の一部改正)

第三十二條 地価税法(平成三年法律第六十九号)

の一部を次のように改正する。

第二條第二号八中「第二十條第一項本文」を「第十八條第一項本文」に改める。

別表第一第二号口中「若しくは」を「又は」に改め、「又は同法第七十三條第一項(売り渡した土地等の処分の制限)の規定による許可」を削り、「第四条第一項第五号又は第五條第一項第三号」を「第四条第一項第七号又は第五條第一項第六号」に改める。

(独立行政法人森林総合研究所法の一部改正)

第三十三條 独立行政法人森林総合研究所法(平成十一年法律第九十八号)の一部を次のように改正する。

附則第九條第四項及び第十一條第四項中「第三条第一項第四号」を「第三条第一項第六号」に改める。

(農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法の一部改正)

第三十四條 農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法(平成十四年法律第五十二号)の一部を次のように改正する。

第十條中「第二条第七項第二号」を「第二条第三項第二号」に改める。

(独立行政法人農業者年金基金法の一部改正)

第三十五條 独立行政法人農業者年金基金法(平成十四年法律第二百七十七号)の一部を次のように改正する。

附則第六條第五項中「同條第二項第七号」を「同條第二項第六号」に改め、「同法第七條第一項中「該当する小作地」とあるのは「該当する小作地、独立行政法人農業者年金基金が農地売買貸借業務の実施により借り受けている小作地

則第四条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法による改正前の行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号。以下「旧行政不服審査法」という。)の規定による」を加える。

第四十三条第三項中「ついでに」の下に「旧行政不服審査法の規定による」を加える。

第五十三条第一項中「異議申立て」を「審査請求」に改め、「裁定についての」の下に「旧行政不服審査法の規定による」を加え、同条第二項に後段として次のように加える。

この場合においては、審査請求（旧行政不服審査法の規定による不服申立てを含む。）をすることができない。

第五十三条第三項中「行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）」を「旧行政不服審査法の規定」に改め、同項後段を削り、同条第四項中「行政不服審査法」の下に「第二十一条又は旧行政不服審査法」を加え、「前項後段の」を「第二項の規定により裁定の申請をすることができ」に、「又は」を「若しくは再調査の請求又は旧行政不服審査法の規定による審査請求若しくは」に改める。

第五十四条第一項中「不服申立て」を「審査請求（旧行政不服審査法の規定による審査請求を含む。）」に、「審査請求又は異議申立て」を「審査請求（旧行政不服審査法の規定による審査請求を含む。）」に改め、「又は決定」を削り、同条第二項を削る。

第二百四十四条を次のように改める。

第二百四十四条 削除

（旧農業者年金基金法の一部改正）

第四十一条 独立行政法人農業者年金基金法附則第六条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた農業者年金基金法の一部を改正する法律（平成十三年法律第三十九号）附則第八

条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法による改正前の農業者年金基金法（昭和四十五年法律第七十八号）の一部を次のように改正する。

第四十二条第一項第二号イ中「第四条第二項」を「第八条第一項」に改め、「農地保有合理化法人」の下に、「同法第十一条の十二に規定する農地利用集積円滑化団体」を加え、同条第三項中「農地法第二条第二項の小作地及び同条第三項の小作採草放牧地」を「耕作の事業を行う者が所有権以外の権原に基づいてその事業に供している農地及び耕作又は養畜の事業を行う者が所有権以外の権原に基づいてその事業に供している採草放牧地」に改める。

（旧農用地整備公団法及び旧独立行政法人緑資源機構法の一部改正）

第四十二条 次に掲げる法律の規定中「から第一百一条まで」を「第一百一条」に改める。

一 独立行政法人森林総合研究所法附則第十一条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされる森林開発公団法の一部を改正する法律（平成十一年法律第七十号）附則第八條の規定による廃止前の農用地整備公団法（昭和四十九年法律第四十三号）第二十四条第二項

二 独立行政法人森林総合研究所法附則第九条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされる独立行政法人緑資源機構法を廃止する法律（平成二十年法律第八号）による廃止前の独立行政法人緑資源機構法（平成十四年法律第三十号）第十七条第二項

（政令への委任）
第四十三条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

理 由

我が国の食料及び農業をめぐる諸情勢の変化にかんがみ、国民に対する食料の安定供給を確保するため、農地について耕作者自らが所有することをも最も適当としてきた制度を改め、将来にわたって国内の農業生産の基盤である農地の確保及びその有効利用が図られるよう、農地の転用に関する規制の強化、農地の権利移動についての許可基準の見直し、遊休農地の農業上の利用の増進を図るための措置の充実、農地の利用集積を円滑に実施するための事業の創設等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

農地法等の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、将来にわたって国民に対する食料の安定供給を図るため、国内の農業生産の基盤である農地の確保及びその有効利用を図るための措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 農地法の一部改正

（一）法の目的について、農地は耕作者自らが所有することを最も適当とするとの考え方を、農地の効率的な利用を促進するとの考え方に改めるとともに、農地の権利を有する者は、その責務として、当該農地の農業上の適正かつ効率的な利用を確保しなければ

ならないものとする。

（二）農地の権利移動規制の見直し

（1）地域における農業の取組を阻害するような農地の権利取得を排除した上で、農地の貸借について、その適正な利用が担保される場合に許可基準を緩和するものとする。

（2）農業生産法人の議決権等の制限のない構成員に、その法人に農作業を委託している個人を加えるとともに、関連事業者に係る一事業者当たりの議決権等の制限を緩和するものとする。

（三）農地の転用規制の見直し

（1）国又は都道府県が行う農地転用について法定協議制度を導入すること。

（2）違反転用に関する行政代執行制度を創設するとともに、罰則の引上げ等を行うものとする。

（四）所有者が判明しない場合を含め、遊休農地に関する措置を拡充すること。

2 農業経営基盤強化促進法の一部改正

（一）市町村の承認を受けた者が農地の所有者からの委任を受け、その者を代理して農地の貸付け等を行うことを内容とする農地利用集積円滑化事業を創設すること。

（二）農用地利用集積計画の策定の円滑化を図るとともに、特定農業法人の範囲を拡大すること。

3 農業振興地域の整備に関する法律の一部改正

（一）国及び都道府県がそれぞれ確保すべき農用地面積の目標を定めることを明確にするとともに、その達成状況が著しく不十分な

都道府県に対し、必要な措置を講ずるよう求める仕組みを整備すること。

(二) 農用地区域内の農用地について、担い手に対する利用の集積に支障を及ぼすおそれがある場合には、同区域からの除外を行うことができないものとする。

4 農業協同組合法の一部改正

農地の貸借により、農業協同組合等が自ら農業経営を行うことができるものとする。

5 施行期日

この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲で政令で定める日から施行するものとする。

二 議案の修正議決理由

本案は、国内の農業生産の基盤である農地の確保及びその有効利用を図るための措置として、おおむね妥当なものと認めるが、耕作者自らによる農地の所有が果たしてきている重要な役割も踏まえることを農地法の目的規定に明記するとともに、農業生産法人以外の法人等による農地の貸借に係る許可の要件として、法人の業務執行役員のうち一人以上の者が農業に常時従事すること等を追加する等の修正を行うことが適当と認め、別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

平成二十一年四月三十日

農林水産委員長 遠藤 利明

衆議院議長 河野 洋平殿

〔別紙〕

〔小字及び一は修正〕

(農地法の一部改正)

第一条 農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)の一部を次のように改正する。

目次を次のように改める。

目次

第一章 総則(第一条―第二条の二)

第二章 権利移動及び転用の制限等(第三条―第十五条)

第三章 利用関係の調整等(第十六条―第二十九条)

第四章 遊休農地に関する措置(第三十条―第四十四条)

第五章 雑則(第四十五条―第六十三条)

第六章 罰則(第六十四条―第六十九条)

附則

第一条を次のように改める。

(目的)

第一条 この法律は、国内の農業生産の基盤である農地が現在及び将来における国民のための限られた資源であることにかんがみ、耕作者自らによる農地の所有が果たしてきている重要な役割も踏まえることを農地法の目的規定に明記するとともに、農業生産法人以外の法人等による農地の貸借に係る許可の要件として、法人の業務執行役員のうち一人以上の者が農業に常時従事すること等を追加する等の修正を行うことが適当と認め、別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

平成二十一年四月三十日

農林水産委員長 遠藤 利明

衆議院議長 河野 洋平殿

第三条第二項第八号を削り、同条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

六 農業委員会又は都道府県知事は、第三項の規定により第一項の許可をする場合には、当該許可を受けて農地又は採草放牧地について使用貸借による権利又は賃借権の設定を受けた者が、農林水産省令で定めるところにより、毎年、その農地又は採草放牧地の利用の状況について、農業委員会又は都道府県知事に報告しなければならない旨の条件を付けるものとする。

第三項第二項の次に次の二項を加える。

三 農業委員会又は都道府県知事は、農地又は採草放牧地について使用貸借による権利又は賃借権が設定される場合において、これらの要件のすべてを満たす権利を取得しようとする者がその取得後ににおいてその農地又は採草放牧地を適正に利用していないと認められる場合に使用貸借又は賃借の解除をする旨の条件が書面による契約において付されているときは、前項(第二号及び第四号に係る部分に限る。)の規定にかかわらず、第一項の許可をすることができ。

一 これらの権利を取得しようとする者がその取得後ににおいてその農地又は採草放牧地を適正に利用していないと認められる場合に使用貸借又は賃借の解除をする旨の条件が書面に於いて付されていること。

二 これらの権利を取得しようとする者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。

三 これらの権利を取得しようとする者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のうち一人以上の者がその法人の行う耕作又は養蚕の事業に常時従事することと認められること。

四 農業委員会又は都道府県知事は、前項の規定により第一項の許可をしようとするときは、あらかじめ、その農地又は採草放牧地の存する市町村の長に、その旨を通知するものとする。この場合において、当該通知を受けた市町村長は、市町村の区域における農地又は採草放牧地の農業上の適正かつ総合的な利用を確保する見地から必要があると認めるときは、意見を述べることができる。

第三条の次に次の二条を加える。

(農地又は採草放牧地の権利移動の許可の取消し)

第二条の二 農業委員会又は都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、農地又は採草放牧地について使用貸借による権利又は賃借権の設定を受けた者(前条第三項の規定の適用を受けて同条第一項の許可を受けた者に限る。次項第一号において同じ。)に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

一 その者がその農地又は採草放牧地において行う耕作又は養蚕の事業により、周辺の地域における農地又は採草放牧地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じている場合

二 その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認められる場合

三 その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のうち一人以上の者がその法人の行う耕作又は養蚕の事業に常時従事していないと認められる場合

農地又は採草放牧地について使用貸借による権利又は賃借権の設定を受けた者(前条第三項の規定の適用を受けて同条第一項の許可を受けた者に限る。)がその農地又は採草放牧地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、当該使用貸借による権利又は賃借権を設定した者が使用貸借又は賃借の解除をしないときは、農業委員会又は都道府県知事は、当該許可を取り消さなければならない。

次条の各号のいずれかに該当する場合には、前条第三項の規定によりした同条第一項の

一 農地又は採草放牧地について使用貸借による権利又は賃借権の設定を受けた者がその農地又は採草放牧地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、当該使用貸借による権利又は賃借権を設定した者が使用貸借又は賃借の解除をしないとき。

二 農地又は採草放牧地について使用貸借による権利又は賃借権の設定を受けた者がその農地又は採草放牧地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、当該使用貸借による権利又は賃借権を設定した者が使用貸借又は賃借の解除をしないとき。

三 農地又は採草放牧地について使用貸借による権利又は賃借権の設定を受けた者がその農地又は採草放牧地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、当該使用貸借による権利又は賃借権を設定した者が使用貸借又は賃借の解除をしないとき。

四 農地又は採草放牧地について使用貸借による権利又は賃借権の設定を受けた者がその農地又は採草放牧地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、当該使用貸借による権利又は賃借権を設定した者が使用貸借又は賃借の解除をしないとき。

五 農地又は採草放牧地について使用貸借による権利又は賃借権の設定を受けた者がその農地又は採草放牧地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、当該使用貸借による権利又は賃借権を設定した者が使用貸借又は賃借の解除をしないとき。

六 農地又は採草放牧地について使用貸借による権利又は賃借権の設定を受けた者がその農地又は採草放牧地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、当該使用貸借による権利又は賃借権を設定した者が使用貸借又は賃借の解除をしないとき。

七 農地又は採草放牧地について使用貸借による権利又は賃借権の設定を受けた者がその農地又は採草放牧地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、当該使用貸借による権利又は賃借権を設定した者が使用貸借又は賃借の解除をしないとき。

八 農地又は採草放牧地について使用貸借による権利又は賃借権の設定を受けた者がその農地又は採草放牧地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、当該使用貸借による権利又は賃借権を設定した者が使用貸借又は賃借の解除をしないとき。

九 農地又は採草放牧地について使用貸借による権利又は賃借権の設定を受けた者がその農地又は採草放牧地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、当該使用貸借による権利又は賃借権を設定した者が使用貸借又は賃借の解除をしないとき。

十 農地又は採草放牧地について使用貸借による権利又は賃借権の設定を受けた者がその農地又は採草放牧地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、当該使用貸借による権利又は賃借権を設定した者が使用貸借又は賃借の解除をしないとき。

十一 農地又は採草放牧地について使用貸借による権利又は賃借権の設定を受けた者がその農地又は採草放牧地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、当該使用貸借による権利又は賃借権を設定した者が使用貸借又は賃借の解除をしないとき。

十二 農地又は採草放牧地について使用貸借による権利又は賃借権の設定を受けた者がその農地又は採草放牧地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、当該使用貸借による権利又は賃借権を設定した者が使用貸借又は賃借の解除をしないとき。

十三 農地又は採草放牧地について使用貸借による権利又は賃借権の設定を受けた者がその農地又は採草放牧地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、当該使用貸借による権利又は賃借権を設定した者が使用貸借又は賃借の解除をしないとき。

十四 農地又は採草放牧地について使用貸借による権利又は賃借権の設定を受けた者がその農地又は採草放牧地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、当該使用貸借による権利又は賃借権を設定した者が使用貸借又は賃借の解除をしないとき。

十五 農地又は採草放牧地について使用貸借による権利又は賃借権の設定を受けた者がその農地又は採草放牧地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、当該使用貸借による権利又は賃借権を設定した者が使用貸借又は賃借の解除をしないとき。

十六 農地又は採草放牧地について使用貸借による権利又は賃借権の設定を受けた者がその農地又は採草放牧地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、当該使用貸借による権利又は賃借権を設定した者が使用貸借又は賃借の解除をしないとき。

十七 農地又は採草放牧地について使用貸借による権利又は賃借権の設定を受けた者がその農地又は採草放牧地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、当該使用貸借による権利又は賃借権を設定した者が使用貸借又は賃借の解除をしないとき。

二 前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき。

3 農業委員会は、前条第三項第一号に規定する条件に基づき使用貸借若しくは賃貸借が解除された場合又は前項の規定による許可の取消しがあつた場合において、その農地又は採草放牧地の適正かつ効率的な利用が図られないおそれがあると認めるときは、当該農地又は採草放牧地の所有者に対し、当該農地又は採草放牧地についての所有権の移転又は使用及び収益を目的とする権利の設定のあつせんその他の必要な措置を講ずるものとする。

(農地又は採草放牧地についての権利取得の届出)

第三条の三 農地又は採草放牧地について第三条第一項本文に掲げる権利を取得した者は、同項の許可を受けてこれらの権利を取得した場合、同項各号(第十二号及び第十六号を除く。)のいずれかに該当する場合その他農林水産省令で定める場合を除き、遅滞なく、農林水産省令で定めるところにより、その農地又は採草放牧地の存する市町村の農業委員会にその旨を届け出なければならない。

2 農業委員会は、前項の規定による届出があつた場合において、その農地又は採草放牧地の適正かつ効率的な利用が図られないおそれがあると認めるときは、当該届出をした者に対し、当該農地又は採草放牧地についての所有権の移転又は使用及び収益を目的とする権利の設定若しくは移転のあつせんその他の必要な措置を講ずるものとする。

第五条第一項第四号を同項第七号とし、同項第三号中「前条第一項第五号」を「前条第一項第七号」に改め、同号を同項第六号とし、同項中第二号を第五号とし、第一号の四を第四号とし、第一号の三を第三号とし、同項第一号の二

中「第四条第三項第一号」を「第四条第四項第一号」に改め、同号を同項第二号とし、同条第三項中「第三条第三項及び第四項」を「第三条第四項及び第五項」に改め、同条に次の二項を加える。

4 国又は都道府県が、農地を農地以外のものにするため又は採草放牧地を採草放牧地以外のものにするため、これらの土地について第三条第一項本文に掲げる権利を取得しようとする場合(第一項各号のいずれかに該当する場合を除く。)においては、国又は都道府県と都道府県知事との協議(これらの権利を取得する者が同一の事業の目的に供するため四ヘクタールを超える農地又はその農地と併せて採草放牧地について権利を取得する場合に於ては、農林水産大臣との協議)が成立することをもつて第一項の許可があつたものとみなす。

5 前条第三項の規定は、都道府県知事が前項の協議を成立させようとする場合について準用する。

第二十条第二項第四号中「世帯員」を「世帯員等」に、「行なう」を「行う」に改め、同条第七項中「小作条件」を「賃貸借の条件」に改め、同条第八項中「特定法人が農業経営基盤強化促進法第二十七条の十三第二項の協定に違反した場合に当該賃貸借の解除をすることを内容とするもの」を「第三条第三項^{〇第一号}及び農業経営基盤強化促進法第十八条第二項第六号に規定する条件」に改め、同条を第十八条とし、同条の次に次の一条を加える。

(農地又は採草放牧地の賃貸借の存続期間)
第十九条 農地又は採草放牧地の賃貸借についての民法第六百四十四条(賃貸借の存続期間)の規定の適用については、同条中「二十年」とあるのは、「五十年」とする。

第八十九条第一項中「第九十一条の三第二項各号」を「第六十三条第一項第三号及び第七号並びに第二項各号」に改め、同条第二項中「第九十一条の三第一項第一号^〇」を「第六十三条第一項第一号^〇」に改め、同条を第五十八条とし、同条の次に次の一条を加える。
(是正の要求の方式)

第五十九条 農林水産大臣は、次に掲げる都道府県知事の事務の処理が農地又は採草放牧地の確保に支障を生じさせていることが明らかであるとして地方自治法第二百四十五条の五第一項の規定による求めを行うときは、当該都道府県知事が講ずべき措置の内容を示して行うものとする。

一 第四条第一項の規定により都道府県知事が処理することとされている事務(同一の事業の目的に供するため二ヘクタールを超える農地を農地以外のものにする行為に係るものを除く。)

二 第五条第一項の規定により都道府県知事が処理することとされている事務(同一の事業の目的に供するため二ヘクタールを超える農地又はその農地と併せて採草放牧地について第三条第一項本文に掲げる権利を取得する行為に係るものを除く。)

2 農林水産大臣は、前項各号に掲げる都道府県知事の事務を地方自治法第二百五十二条の十七の二第一項の条例の定めるところにより市町村が処理することとされた場合において、当該市町村の当該事務の処理が農地又は採草放牧地の確保に支障を生じさせていることが明らかであるとして同法第二百四十五条の五第二項の指示を行うときは、当該市町村が講ずべき措置の内容を示して行うものとする。

第九十一条第一項中「〇(規定の下に)(指定都市に於ては、第三条第四項を除く。)」を「〇(規定の下に)(指定都市に於ては、第三条第四項を除く。)」を「第三項(同条第六項において準用する場合を含む。及び第五項)に改め、同項第五号中「(第一号、第二号、第三号)に改め、同号を同項第三号とし、同号の次に次の二号を加える。及び第四号を次のように改める。」

第三十條第一項から第三項まで、第三十一条、第三十二条、第三十三条第一項、第三十四条及び第三十五条第一項の規定により市町村が処理することとされている事務^{四五} 第四十四条の規定により市町村が処理す

ることとされている事務

第九十一条の三第一項第五号中「第八十二条」を「第三項(同条第六項において準用する場合を含む)及び第五項」を「第四十九条第一項」に、「第八十三」を「第五十條」に改め、同項第六号中「第八十三條の二」を「第五十一條」に改め、同項に「○第七号として」の次の一を加える。

一 第三項第四項の規定により市町村が処理することとされている事務(同項の規定により農業委員会が処理することとされている事務を除く)

第九十一条の三第一項に次の一号を加える。

七 第五十二條の規定により市町村が処理することとされている事務

第九十一条の三第二項第一号中「第四条第一項第五号」を「第四条第一項第七号」に改め、同項第二号中「第五条第一項第三号」を「第五条第一項第六号」に改め、同条を第六十三条とし、同条の次に次の○章名を付する。

○二条及び加える。

(運用上の配慮)
第六十三條の二 この法律の運用に当たっては、我が国の農業が家族農業経営、法人による農業経営等の経営形態が異なる農業者や様々な経営規模の農業者など多様な農業者により、及びその連携の下に担われていること等を踏まえ、農業の経営形態、経営規模等についての農業者の主観的な判断に基づく様々な農業に関する取組を尊重するとともに、地域における貴重な資源である農地が地域との調和を図りつつ農業上有効に利用されるよう配慮しなければならない。

第六章 罰則

(農業経営基盤強化促進法の一部改正)

第二条 農業経営基盤強化促進法(昭和五十五年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。

第十八条第二項第二号中「利用権の設定等」の下に「その者が利用権の設定等を受けた後において行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業に

常時従事すると認められない者(農業生産法人、農地保有合理化法人、農地利用集積円滑化団体、農業協同組合、農業協同組合連合会その他の政令で定める者を除く。第六号において同じ。)である場合には、賃借権又は使用貸借による権利の設定に限る。」を加え、同項第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 第一号に規定する者が利用権の設定等を受けた後において行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者である場合には、その者が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた後において農用地を適正に利用していないと認められる場合に賃借権又は使用貸借の解除をする旨の条件

七 前号に規定する者については、農林水産省令で定めるところにより、毎年、その者が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地の利用の状況について、同意市町村の長に報告しなければならない旨

第十八条第三項第三号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。
三 前項第一号に規定する者が同項第六号に規定する者である場合には、次に掲げる要件のすべてを満たすこと。
イ その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。

ロ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のうち一人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。

第二十條の次に次の一条を加える。
(農用地利用集積計画の取消し等)

第二十條の二 同意市町村の長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第十九條の規定による公告があつた農用地利用集積計画の定めるところにより賃借権又は使用貸

借による権利の設定を受けた第十八条第二項第六号に規定する者に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができ。
一 その者がその農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。
二 その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認めるとき。
三 その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員がいずれもその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。

同意市町村は、第十九條の規定による公告があつた農用地利用集積計画の定めるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた第十八条第二項第六号に規定する者がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃借権又は使用貸借の解除をしないときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうちこれらの権利の設定に係る部分を取り消さなければならない。

第十九條の規定による公告があつた農用地利用集積計画の定めるところによりこれらの権利の設定を受けた第十八条第二項第六号に規定する者がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃借権又は使用貸借の解除をしないときは、
一 前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき。
二 前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき。

同意市町村は、前項の規定による取消しをしたときは、農林水産省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。

前項の規定による公告があつたときは、第一項の○賃借権又は使用貸借は解除されたものとみなす。

○規定による取消しに係る

のとみなす。

5 同意市町村の農業委員会は、第十八条第二項第六号に規定する条件に基づき賃借権若しくは使用貸借が解除された場合又は第二項の規定による農用地利用集積計画の取消しがあつた場合において、その農用地の適正かつ効率的な利用が図られないおそれがあると認めるときは、当該農用地の所有者に対し、当該農用地についての利用権の設定等のあつせんその他の必要な措置を講ずるものとする。

第二十三條 〇第四項中「農業生産法人」を「農業経営を営む法人」に改め、同条第十項中「及び農地保有合理化法人」を「農地保有合理化法人及び農地利用集積円滑化団体」に改める。

附 則

(検討)

第十九條 政府は、農地制度における農業委員会の果たすべき役割にかんがみ、農業委員会の組織及び運営について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、農地の農業上の利用の増進等を図る上で農地に係る正確な情報を迅速に提供することが重要であることにかんがみ、農地に関する基本的な資料の整備の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

3 政府は、国内の農業生産の基盤であり、地域における貴重な資源である農地が、それぞれの地域において農業上有効に利用されるよう、農地の利用に関連する計画その他の制度について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

4 政府は、この法律の施行後五年を目途として、新農地法及び新農振法の施行の状況等を勘案し、国と地方公共団体との適切な役割分担の下に農地の確保を図る観点から、新農地法第四條第一項及び第五條第一項の許可に関する事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 5 政府は、前〇項に規定するもののほか、この法律の施行後五年を目途として、新農地法、新

(地方自治法の一部改正)

別表第一農地法(昭和二十七年法律第二百二)

同項第六号及第七号と、同項第三号及び第四号を削り、同項第六号とし、同号の次に次の二号を加える。
同項第三号及び第四号を次のように改める。

別表第一農地法(昭和二十七年)

る。

第七
第五十二条の規定により市町村が処理す

ることとされている事務

政府は、本法の施行に当たり、生産資源であり

る。

地制度の運用に当たること。

權利を有する者の責務の考え方については、次

1 農地について所有権を有する者は、当該農

に基づき当該農地が耕作の事業に供されるこ

農地について賃借権その他の使用及び収益

ものとする。

は、現地調査を行うものとする。

ついで契約上月記するよう指導すること。

る。つ。

に、制度の運用に当たっては、公平・公正・透

と。

支援及び体制整備を図ること。

の創設その他必要な措置を検討すること。

右決議する。

右の議案を提出する。

提出者

農林水産委員長 遠藤 利明

バイオマス活用推進基本法

目次

第一章 総則(第一条―第十九条)

第二章 バイオマス活用推進基本計画等(第二十条・第二十一条)

第三章 基本的施策

第一節 国の施策(第二十二条―第三十一条)

第二節 地方公共団体の施策(第三十二条)

第四章 バイオマス活用推進会議(第三十三条) 附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、バイオマスの活用の推進に
関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団
体、事業者及び国民の責務を明らかにすると
もに、バイオマスの活用の推進に関する施策の
基本となる事項を定めること等により、バイオ
マスの活用の推進に関する施策を総合的かつ計
画的に推進し、もって持続的に発展することが
できる経済社会の実現に寄与することを目的と
する。

(定義)

第二条 この法律において「バイオマス」とは、動
植物に由来する有機物である資源(原油、石油
ガス、可燃性天然ガス及び石炭(以下「化石資
源」という。)を除く。)をいう。

2 この法律において「バイオマスの活用」とは、
バイオマスを製品の原材料(バイオマスを製品
の原材料の原材料その他の間接の原材料として
利用する場合における間接の原材料を含む。以
下同じ。)として利用すること(農林水産物を食

品の原材料として利用することその他の農林水
産物を本来の用途に利用することを除く。)又は
エネルギー源として利用することをいう。
(総合的、一体的かつ効果的な推進)

第三条 バイオマスの活用の推進は、太陽、大
地、海等の自然の恩恵によってもたらされる資
源をはじめとする枯渇することのない資源の活
用を図ることが化石資源の乏しい我が国にとつ
て経済社会の持続的な発展を実現する上で極め
て重要であることにかんがみ、バイオマスを製
品の原材料及びエネルギー源として最大限に利
用することができるよう、総合的、一体的かつ
効果的に行われなければならない。

(地球温暖化の防止に向けた推進)

第四条 バイオマスの活用の推進は、バイオマス
の積極的な利用により温室効果ガスの排出の抑
制並びに吸収作用の保全及び強化を促進し、人
類共通の課題である地球温暖化の防止に資する
ことを旨として行われなければならない。

(循環型社会の形成に向けた推進)

第五条 バイオマスの活用の推進は、廃棄物、副
産物等であるバイオマスの利用を促進すること
により、廃棄物の発生が抑制され、限りある資
源が有効に活用される循環型社会の形成を推進
することを旨として行われなければならない。
(産業の発展及び国際競争力の強化への寄与)

第六条 バイオマスの活用の推進は、バイオマス
の活用による新たな事業の創出及び就業の機会
の増大並びにバイオマスの活用に係る技術の研
究開発及びその成果の普及等が図られることに
より、産業の発展及び国際競争力の強化に寄与

することを旨として行われなければならない。
(農山漁村の活性化等に資する推進)

第七条 バイオマスの活用の推進は、バイオマス
の大部分が農林水産物に由来し、農林水産業及
び農山漁村がバイオマスの供給に関し極めて重
要な役割を担うものであることにかんがみ、農
林水産業の持続的かつ健全な発展及び農山漁村
の活性化が図られ、これにより我が国の農林水
産物の供給能力の維持向上及び農林水産業の多
面的な機能の持続的な発揮に資することを旨と
して行われなければならない。

(バイオマスの種類ごとの特性に応じた最大限
の利用)

第八条 バイオマスの活用の推進は、まずバイオ
マスが製品の原材料として利用され、最終的に
エネルギー源として利用されるなど、バイオマス
の種類ごとの特性に応じて最大限に利用され
ることを旨として行われなければならない。

(エネルギーの供給源の多様化)

第九条 バイオマスの活用の推進は、エネルギー
に関する国際情勢が不安定な要素を有している
こと等にかんがみ、エネルギーの安定的な供給
の確保及び経済性に留意しつつ、バイオマスを
エネルギー源として利用することを促進し、エ
ネルギー資源の乏しい我が国におけるエネル
ギーの供給源の多様化が図られるよう行われな
ければならない。

(地域の主体的な取組の促進)

第十条 バイオマスの活用の推進は、バイオマス
が小規模に散在し、バイオマスの分布状況をは
じめとする自然的経済的社会的諸条件が地域ご
とに異なることにかんがみ、各地域による創意

工夫を生かした主体的な取組が促進されるよう
行われなければならない。

(社会的気運の醸成)

第十一条 バイオマスの活用の推進は、バイオマ
スの活用が国民の生活に密接に関わっているも
のであり、国民の理解と協力を得つつ推進され
るべきものであることにかんがみ、バイオマス
の利用に自主的かつ積極的に取り組む社会的気
運が醸成されるよう行われなければならない。
(食料の安定供給の確保)

第十二条 バイオマスの活用の推進は、食料が人
間の生命の維持に欠くことができないものであ
り、かつ、健康で充実した生活の基礎として重
要なものであることにかんがみ、食料の安定供
給の確保に支障を来さないよう行われなければ
ならない。

(環境の保全への配慮)

第十三条 バイオマスの活用の推進は、生活環境
の保全、生物の多様性の確保その他の環境の保
全に配慮して行われなければならない。

(国の責務)

第十四条 国は、第三条から前条までに定めるバ
イオマスの活用の推進に関する基本理念(以下
「基本理念」という。)にのっとり、バイオマスの
活用の推進に関する施策を総合的に策定し、及
び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第十五条 地方公共団体は、基本理念にのっと
り、バイオマスの活用の推進に関し、国との適
切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の
区域の自然的経済的社会的諸条件に応じた施策
を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の責務)

第十六条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、自ら積極的にバイオマスの活用の推進に努めるとともに、国又は地方公共団体が実施するバイオマスの活用の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(国民の責務)

第十七条 国民は、基本理念にのっとり、その日常生活に関し、製品の購入に当たってバイオマスを利用した製品を選択すること等によりバイオマスの活用を推進するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施するバイオマスの活用の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(連携の強化)

第十八条 国は、国、地方公共団体、事業者及び大学等の研究機関が相互に連携を図りながら協力することにより、バイオマスの活用の効果的な推進を図られることにかんがみ、これらの者の間の連携の強化に必要な施策を講ずるものとする。

(法制上の措置等)

第十九条 政府は、バイオマスの活用の推進に関する施策を実施するため必要な法制上、財政上、税制上又は金融上の措置その他の措置を講じなければならない。

第二章 バイオマス活用推進基本計画等

(バイオマス活用推進基本計画の策定等)

第二十条 政府は、バイオマスの活用の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、バイオマスの活用の推進に関する基本的な計画(以下「バイオマス活用推進基本計画」とい

う。)を策定しなければならない。

2 バイオマス活用推進基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 バイオマスの活用の推進に関する施策についての基本的な方針

二 バイオマスの活用の推進に関し、国が達成すべき目標

三 バイオマスの活用に関する技術の研究開発に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、バイオマスの活用の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 政府は、バイオマス活用推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これをインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

4 政府は、適時に、第二項第二号の規定により定める目標の達成状況を調査し、その結果をインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

5 政府は、バイオマスの活用に関する技術の進歩その他のバイオマスに関する状況の変化を勘案し、及び前項の目標の達成状況の調査の結果を踏まえ、少なくとも五年ごとに、バイオマス活用推進基本計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

6 第三項の規定は、バイオマス活用推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県及び市町村のバイオマス活用推進計画の策定等)

第二十一条 都道府県は、バイオマス活用推進基

本計画を勘案して、当該都道府県におけるバイオマスの活用の推進に関する計画(以下「都道府県バイオマス活用推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、バイオマス活用推進基本計画(都道府県バイオマス活用推進計画が策定されているときは、バイオマス活用推進基本計画及び都道府県バイオマス活用推進計画)を勘案して、当該市町村におけるバイオマスの活用の推進に関する計画(以下「市町村バイオマス活用推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県及び市町村は、都道府県バイオマス活用推進計画又は市町村バイオマス活用推進計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、これをインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

第三章 基本的施策

第一節 国の施策

(バイオマスの活用に必要な基盤の整備)

第二十二条 国は、バイオマスの活用の推進を効果的かつ効率的に行うため、バイオマスの生産、収集、流通、利用等の各段階が有機的に連携し、経済性が確保されたシステムを構築することができるよう、各地域に分散して配置される小規模かつ効率的な施設の整備その他の必要な基盤の一体的な整備のために必要な施策を講ずるものとする。

(バイオマス又はバイオマス製品等を供給する事業の創出等)

第二十三条 国は、バイオマス又はバイオマス製品等(バイオマスを製品の原材料として利用し

た製品又はエネルギー源として利用したエネルギー)をいう。以下同じ。)を供給する事業及びその関連事業の創出及び健全な発展並びに国際競争力の強化を図るため、その事業基盤の強化、バイオマス及びバイオマス製品等の生産及び流通の合理化その他の必要な施策を講ずるものとする。

(技術の研究開発及び普及)

第二十四条 国は、効率的かつ効果的なバイオマスの活用のためにはバイオマスの利用に関する技術の研究開発及びその成果の普及を図ることが不可欠であることにかんがみ、未利用のバイオマスの利用に関する技術その他の効率的なバイオマスの利用を確保するための技術の研究開発、バイオマスの利用に関する技術の実用化のための研究開発等の促進、地域の特性に応じたバイオマスの利用に関する技術の研究開発、これらの技術の研究開発の成果の普及事業の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(人材の育成及び確保)

第二十五条 国は、バイオマスの活用に関する専門的知識を有する人材その他のバイオマスの活用の推進に寄与する人材の育成及び確保を図るため、バイオマスの活用に関する教育、研究及び普及の事業の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

(バイオマス製品等の利用の促進)

第二十六条 国は、バイオマス製品等の適切な利用の促進に資するため、自らの事務及び事業に関し、バイオマス製品等の利用を推進するとともに、バイオマス製品等に関し、利用の意義に関する知識の普及及び情報の提供、新たな需要

の開拓、流通及び販売その他事業活動の円滑化、品質及び安全性の確保並びに製造等に係る経費の低減のための措置、バイオマスの活用により発電した電力の利用の促進のための支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(民間の団体等の自発的な活動の促進)

第二十七条 国は、事業者、国民又はこれらの者の組織する民間の団体が自発的に行うバイオマスの活用の推進に関する活動が促進されるよう、情報の提供、助言その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地方公共団体の活動の促進)

第二十八条 国は、地方公共団体による地域に存するバイオマスを地域の実情に即して効果的かつ効率的に活用するための仕組みの構築を促進するとともに、地方公共団体による地域の特性を生かしたバイオマスの活用の推進に関する施策の適切な策定及び実施を確保するため、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国際的な連携の確保及び国際協力の推進)

第二十九条 国は、バイオマスの活用の推進を国際的協調の下で促進することの重要性にかんがみ、バイオマスの持続可能な利用に関する基準等の作成、バイオマスの活用に関する研究開発の推進等のための国際的な連携、開発途上地域に対する技術協力その他の国際協力の推進のために必要な施策を講ずるものとする。

(国の内外の情報の収集等)

第三十条 国は、バイオマスの活用の推進に関する施策を総合的、一体的かつ効果的に行うことができるよう、バイオマスの活用の状況的確な把握に資するため、バイオマスの活用に関する

る国の内外の情報の収集、整理及び活用その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国民の理解の増進)

第三十一条 国は、国民が広くバイオマスの活用に関する理解と関心を深めることによりバイオマスの活用が促進されるよう、バイオマスの活用に関する教育及び学習の振興並びに広報活動等を通じた知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

第二節 地方公共団体の施策

第三十二条 地方公共団体は、前節に定める国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の自然的経済的社会的諸条件に応じたバイオマスの活用の推進に関する施策を、これらの総合的かつ計画的な推進を図りつつ実施するものとする。

第四章 バイオマス活用推進会議

第三十三条 政府は、関係行政機関(内閣府、総務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省その他の関係行政機関をいう。以下同じ。)相互の調整を行うことにより、バイオマスの活用の総合的、一体的かつ効果的な推進を図るため、バイオマス活用推進会議を設けるものとする。

2 関係行政機関は、バイオマスの活用に関し専門的知識を有する者によって構成するバイオマス活用推進専門家会議を設け、前項の調整を行うに際しては、その意見を聴くものとする。

附 則

この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。

理 由

バイオマスの活用の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、バイオマスの活用の推進に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、バイオマスの活用の推進に関する施策の基本となる事項を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

都市再生特別措置法及び都市開発資金の貸付けに関する法律の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

平成二十一年一月二十七日

内閣総理大臣 麻生 太郎

都市再生特別措置法及び都市開発資金の貸付けに関する法律の一部を改正する法律

都市再生特別措置法の一部改正

第一条 都市再生特別措置法(平成十四年法律第二十二号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三款 都市再生事業に係る認可等の特例(第四十二条―第四十五条)」を

「第三款 都市再生事業に係る認可等の特例

第四節 都市再生歩行者経路協定(第四十五条

(第四十二条―第四十五条)」に改め、「要請」の

下に「及び提案」を加え、「第五十七条」を「第五

十七条の二」に、「第五節 都市再生整備推進法

人(第七十三条―第七十八条)」を「第五節 都市

再生整備歩行者経路協定(第七十二条の二)

再生整備推進法人(第七十三条―第七十八条)」

に改める。

第十五条第二項第三号中「の整備」の下に「及び管理」を加える。

第三十条第一項中「第一条第八項」を「第一条第九項」に改める。

第四章に次の一節を加える。

第四節 都市再生歩行者経路協定

(都市再生歩行者経路協定の締結等)

第四十五条の二 都市再生緊急整備地域内の一団の土地の所有者及び建築物その他の工作物の所有を目的とする地上権又は賃借権(臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかなるものを除く。以下「借地権等」という。)を有する者(土地区画整理法第九十八条

第一項(大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法(昭和五十年法律第六十七号。以下「大都市住宅等供給法」という。)第八十三条において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定により仮換地として指定された土地にあつては、当該土地に

対応する従前の土地の所有者及び借地権等を有する者。以下この節において「土地所有者等」と総称する。)は、その全員の合意により、当該都市再生緊急整備地域内における都市開発事業の施行に関連して必要となる歩行者の移動上の利便性及び安全性の向上のための経路(以下「都市再生歩行者経路」という。)の整備又は管理に関する協定(以下「都市再生歩行者経路協定」という。)を締結することができる。ただし、当該土地(土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土地にあつては、当該土地に対応

する従前の土地)の区域内に借地権等の目的となつてゐる土地がある場合においては、当該借地権等の目的となつてゐる土地の所有者の合意を要しない。

2 都市再生歩行者経路協定においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 都市再生歩行者経路協定の目的となる土地の区域(以下「協定区域」という。)及び都市再生歩行者経路の位置

二 次に掲げる都市再生歩行者経路の整備又は管理に関する事項のうち、必要なもの

イ 前号の都市再生歩行者経路を構成する道路の幅員又は路面の構造に関する基準

ロ 前号の都市再生歩行者経路を構成する施設(エレベーター、エスカレーター)その他の歩行者の移動上の利便性及び安全性の向上のために必要な設備を含む。)の整備又は管理に関する事項

ハ その他都市再生歩行者経路の整備又は管理に関する事項

三 都市再生歩行者経路協定の有効期間

四 都市再生歩行者経路協定に違反した場合の措置

3 都市再生歩行者経路協定においては、前項各号に掲げるもののほか、都市再生緊急整備地域内の土地のうち、協定区域に隣接した土地であつて、協定区域の一部とすることにより都市再生歩行者経路の整備又は管理に資するものとして協定区域の土地となることを当該協定区域内の土地に係る土地所有者等が希望するもの(以下「協定区域隣接地」という。)を定めることができる。

4 都市再生歩行者経路協定は、市町村長の認可を受けなければならない。

(認可の申請に係る都市再生歩行者経路協定の縦覧等)

第四十五条の三 市町村長は、前条第四項の認可の申請があつたときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公告し、当該都市再生歩行者経路協定を公告の日から二週間関係人の縦覧に供さなければならない。

2 前項の規定による公告があつたときは、関係人は、同項の縦覧期間満了の日までに、当該都市再生歩行者経路協定について、市町村長に意見書を提出することができる。

(都市再生歩行者経路協定の認可)

第四十五条の四 市町村長は、第四十五条の二第四項の認可の申請が次の各号のいずれにも該当するときは、同項の認可をしなければならない。

一 申請手続が法令に違反しないこと。

二 土地又は建築物その他の工作物の利用を不当に制限するものでないこと。

三 第四十五条の二第二項各号に掲げる事項(当該都市再生歩行者経路協定において協定区域隣接地を定める場合にあつては、当該協定区域隣接地に関する事項を含む。)について国土交通省令で定める基準に適合するものであること。

四 その他当該都市再生緊急整備地域の地域整備方針に適合するものであること。

2 建築主事を置かない市町村の市町村長は、第四十五条の二第二項第二号に掲げる事項に建築物に関する事項を定めた都市再生歩行者

経路協定について同条第四項の認可をしようとするときは、前条第二項の規定により提出された意見書を添えて、都道府県知事に協議し、その同意を得なければならない。

3 市町村長は、第四十五条の二第四項の認可をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公告し、かつ、当該都市再生歩行者経路協定を当該市町村の事務所に備えて公衆の縦覧に供するとともに、協定区域である旨を当該協定区域内に明示しなければならない。

(都市再生歩行者経路協定の変更)

第四十五条の五 協定区域内の土地に係る土地所有者等(当該都市再生歩行者経路協定の効力が及ばない者を除く。)は、都市再生歩行者経路協定において定めた事項を変更しようとする場合においては、その全員の合意をもつてその旨を定め、市町村長の認可を受けなければならない。

2 前二条の規定は、前項の変更の認可について準用する。

(協定区域からの除外)

第四十五条の六 協定区域内の土地(土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土地にあつては、当該土地に対応する従前の土地)で当該都市再生歩行者経路協定の効力が及ばない者の所有するものの全部又は一部について借地権等が消滅した場合においては、当該借地権等の目的となつてゐる土地(同項の規定により仮換地として指定された土地に対応する従前の土地にあつては、当該土地についての仮換地として

指定された土地)は、当該協定区域から除外されるものとする。

2 協定区域内の土地で土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定されたものが、同法第八十六条第一項の換地計画又は大都市住宅等供給法第七十二条第一項の換地計画において当該土地に対応する従前の土地についての換地として定められず、かつ、土地区画整理法第九十一条第三項(大都市住宅等供給法第八十二条第一項において準用する場合を含む。)の規定により当該土地に対応する従前の土地の所有者に対してその共有持分を与えるように定められた土地としても定められなかつたときは、当該土地は、土地区画整理法第百三条第四項(大都市住宅等供給法第八十三条において準用する場合を含む。)の規定による公告があつた日が終了した時において当該協定区域から除外されるものとする。

3 前二項の規定により協定区域内の土地が当該協定区域から除外された場合においては、当該借地権等を有していた者又は当該仮換地として指定されていた土地に対応する従前の土地に係る土地所有者等(当該都市再生歩行者経路協定の効力が及ばない者を除く。)は、遅滞なく、その旨を市町村長に届け出なければならない。

4 第四十五条の四第三項の規定は、前項の規定による届出があつた場合その他市町村長が第一項又は第二項の規定により協定区域内の土地が当該協定区域から除外されたことを知つた場合について準用する。

(都市再生歩行者経路協定の効力)

第四十五条の七 第四十五条の四第三項(第四十五条の五第二項において準用する場合を含む。)の規定による認可の公告のあった都市再生歩行者経路協定は、その公告のあった後において当該協定区域内の土地に係る土地所有者等となった者(当該都市再生歩行者経路協定について第四十五条の二第一項又は第四十五条の五第一項の規定による合意をしなかった者の有する土地の所有権を承継した者を除く。)に対しても、その効力があるものとする。

(都市再生歩行者経路協定の認可の公告のあった後都市再生歩行者経路協定に加わる手続等)

第四十五条の八 協定区域内の土地の所有者(土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土地にあつては、当該土地に対応する従前の土地の所有者で当該都市再生歩行者経路協定の効力が及ばないものは、第四十五条の四第三項(第四十五条の五第二項において準用する場合を含む。)の規定による認可の公告があった後いつても、市町村長に対して書面でその意思を表示することによって、当該都市再生歩行者経路協定に加わることができる。

2 協定区域隣接地の区域内の土地に係る土地所有者等は、第四十五条の四第三項(第四十五条の五第二項において準用する場合を含む。)の規定による認可の公告があった後いつても、当該土地に係る土地所有者等の全員の合意により、市町村長に対して書面でその意

思を表示することによって、都市再生歩行者経路協定に加わることができる。ただし、当該土地(土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土地にあつては、当該土地に対応する従前の土地)の区域内に借地権等の目的となつてゐる土地がある場合においては、当該借地権等の目的となつてゐる土地の所有者の合意を要しない。

3 協定区域隣接地の区域内の土地で前項の規定による土地所有者等の意思の表示に係るものの区域は、その意思の表示のあつた時以後、協定区域の一部となるものとする。

4 第四十五条の四第三項の規定は、第一項又は第二項の規定による意思の表示があつた場合について準用する。

5 都市再生歩行者経路協定は、第一項又は第二項の規定により当該都市再生歩行者経路協定に加わつた者がその時において所有し、又は借地権等を有していた当該協定区域内の土地(土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土地にあつては、当該土地に対応する従前の土地)について、前項において準用する第四十五条の四第三項の規定による公告のあつた後において土地所有者等となった者(当該都市再生歩行者経路協定について第二項の規定による合意をしなかつた者の有する土地の所有権を承継した者及び前条の規定の適用がある者を除く。)に対しても、その効力があるものとする。

(都市再生歩行者経路協定の廃止)

第四十五条の九 協定区域内の土地に係る土地

所有者等(当該都市再生歩行者経路協定の効力が及ばない者を除く。)は、第四十五条の二第四項又は第四十五条の五第一項の認可を受けた都市再生歩行者経路協定を廃止しようとする場合においては、その過半数の合意をもってその旨を定め、市町村長の認可を受けなければならない。

2 市町村長は、前項の認可をしたときは、その旨を公告しなければならない。

(土地の共有者等の取扱い)

第四十五条の十 土地又は借地権等が数人の共有に属するときは、第四十五条の二第一項、第四十五条の五第一項、第四十五条の八第一項及び第二項並びに前条第一項の規定の適用については、合わせて一の所有者又は借地権等を有する者とみなす。

(一の所有者による都市再生歩行者経路協定の設定)

第四十五条の十一 都市再生緊急整備地域内の一団の土地で、一の所有者以外に土地所有者等が存しないものの所有者は、都市再生歩行者経路の整備又は管理のため必要であると認めるときは、市町村長の認可を受けて、当該土地の区域を協定区域とする都市再生歩行者経路協定を定めることができる。

2 市町村長は、前項の認可の申請が第四十五条の四第一項各号のいずれにも該当し、かつ、当該都市再生歩行者経路協定が都市再生歩行者経路の整備又は管理のため必要であると認める場合に限り、前項の認可をするものとする。

3 第四十五条の四第二項及び第三項の規定

は、第一項の認可について準用する。

4 第一項の認可を受けた都市再生歩行者経路協定は、認可の日から起算して三年以内において当該協定区域内の土地に二以上の土地所有者等が存することになった時から、第四十五条の四第三項の規定による認可の公告のあつた都市再生歩行者経路協定と同一の効力を有する都市再生歩行者経路協定となる。

(借主の地位)

第四十五条の十二 都市再生歩行者経路協定に定める事項が建築物その他の工作物の借主の権限に係る場合においては、その都市再生歩行者経路協定については、当該建築物その他の工作物の借主を土地所有者等とみなして、この節の規定を適用する。

第四十六条第二項中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 前二号の事業により整備された公共公益施設の適切な管理のために必要な事項

第四十六条中第十三項を第十四項とし、第十項から第十二項までを一項ずつ繰り下げ、第九項の次に次の一項を加える。

10 第二項第五号に掲げる事項には、同項第一号の区域(都市再生緊急整備地域内にある土地の区域を除く。)のうち、都市開発事業を通じて緊急かつ重点的に市街地の整備を推進すべき土地の区域であつて、当該区域における都市開発事業の施行後の土地の高度利用及び公共施設の整備の状況その他の状況からみて、都市開発事業の施行に関連して当該区域内の一団の土地の所有者及び借地権等を有す

る者(土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土地にあつては、当該土地に対応する従前の土地の所有者及び借地権等を有する者)による歩行者の移動上の利便性及び安全性の向上のための経路の整備又は管理が必要となると認められるもの及び当該経路の整備又は管理に関する事項を記載することができる。

第四十六条の二第一項中「実施」の下に「並びに都市再生整備計画に基づく事業により整備された公共施設等の管理」を加え、同条第三項中「及び前条第二項第三号イ」を、「前条第二項第三号イ」に改め、「見込まれる者」の下に「及び都市再生整備計画に基づく事業により整備された公共施設等の管理」を加える。

第四十七条第二項中「ため」の下に「当該事業等を通じて増進が図られる都市機能の内容」を加え、「基礎として」を「勘案して」に改める。

第四十九条の見出しを「大都市住宅等供給法の特例」に改め、同条中「大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法(昭和五十年法律第六十七号)」を「大都市住宅等供給法」に改める。

第五十一条第一項中「第四十六条第十二項後段(同条第十三項)」を「第四十六条第十三項後段(同条第十四項)」に改める。

第五章第三節第二款の款名を次のように改める。

第二款 都市計画の決定等の要請及び提案
第五章第三節第二款中第五十七条の次に次の一条を加える。

(都市再生整備推進法人による都市計画の決定等の提案)

第五十七条の二 第七十四条第三号(ロに係る部分に限る。)又は第五号に掲げる業務として公共施設又は同条第三号ロの国土交通省令で定める施設の整備又は管理を行う第七十三条第一項の規定により指定された都市再生整備推進法人は、市町村に対し、これらの施設の整備又は管理を適切に行うために必要な次に掲げる都市計画の決定又は変更をすることを提案することができる。この場合において、当該提案に係る都市計画の素案を添えなければならぬ。

一 都市計画法第十二条の四第一項第一号から第四号までに掲げる計画に関する都市計画

二 次に掲げる都市計画で都市計画法第十五条第一項の規定により市町村が定めることとされているもの

イ 都市施設で政令で定めるものに関する都市計画

ロ その他政令で定める都市計画

2 第三十七条第二項及び第三項並びに第三十八条から第四十条までの規定は、前項の規定による提案について準用する。この場合において、第三十七条第二項中「都市再生事業」とあるのは「公共施設又は第七十四条第三号ロの国土交通省令で定める施設の整備又は管理」と、第四十条第一項中「者(当該都市計画決定権者が第四十三条第二項の規定による通知を受けているときは、当該計画提案をした者及び当該通知をした行政庁)」とあるのは

「都市再生整備推進法人」と読み替えるものとする。

第七十二条第二項中「前条第二項第三号イ」を「都市再生整備計画」に、「見込まれる者」を「管理者」に改める。

第七十四条第三号ロ中「イに掲げる事業の施行に關連して必要となる公共施設を公共施設又は駐車場その他の都市再生整備計画の区域内の居住者、滞在者その他の者の利便の増進に寄与するものとして国土交通省令で定める施設」に改め、同条第六号を同条第七号とし、同条第五号を同条第六号とし、同条第四号の次に次の一号を加える。

五 都市再生整備計画に基づく事業により整備される公共施設又は第三号ロの国土交通省令で定める施設の所有者(所有者が二人以上いる場合にあつては、その全員)との契約に基づき、これらの施設の管理を行うこと。

第五章中第五節を第六節とし、第四節の次に次の一節を加える。

第五節 都市再生整備歩行者経路協定

第七十二条の二 都市再生整備計画に記載された第四十六条第十項に規定する区域内の一団の土地の所有者及び借地権等を有する者土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土地にあつては、当該土地に対応する従前の土地の所有者及び借地権等を有する者)は、その全員の合意により、当該区域内における都市開発事業の施行に關連して必要となる歩行者の移動上の利便性及び安全性の向上のための経路の整備又は

管理に關する協定(次項において「都市再生整備歩行者経路協定」という。)を締結することができる。ただし、当該土地(同法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土地にあつては、当該土地に対応する従前の土地)の区域内に借地権等の目的となつてゐる土地がある場合においては、当該借地権等の目的となつてゐる土地の所有者の合意を要しない。

2 前章第四節(第四十五条の二第一項を除く。)の規定は、都市再生整備歩行者経路協定について準用する。この場合において、同条第二項第一号中「都市再生歩行者経路」とあるのは「都市再生整備歩行者経路(第七十二条の二第一項の経路をいう。以下同じ。)」のと、同項第二号中「都市再生歩行者経路」とあるのは「都市再生整備歩行者経路」と、同条第三項及び第四十五条の十一第一項中「都市再生緊急整備地域」とあるのは「第四十六条第十項の規定により都市再生整備計画に記載された区域」と、第四十五条の二第三項並びに第四十五条の十一第一項及び第二項中「都市再生歩行者経路」とあるのは「都市再生整備歩行者経路」と、第四十五条の二第三項中「土地所有者等」とあるのは「土地所有者等(第七十二条の二第一項本文に規定する者をいう。以下同じ。)」と、第四十五条の四第一項第四号中「都市再生緊急整備地域の地域整備方針」とあるのは「第四十六条第十項の規定により都市再生整備計画に記載された経路の整備又は管理に関する事項」と、第四十五条の七及び第四十五条の十中「第四十五条の二第一項」

とあるのは「第七十二条の二第一項」とする。
(都市開発資金の貸付けに関する法律の一部改正)

第二条 都市開発資金の貸付けに関する法律(昭和四十一年法律第二十号)の一部を次のように改正する。

第一条第八項中「平成十四年法律第二十二号」を削り、同項を同条第九項とし、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6 国は、地方公共団体が、都市再生特別措置法(平成十四年法律第二十二号)第七十三条第一項の規定により指定された都市再生整備推進法人又はまちづくりの推進を図る活動を行うことを目的とする法人(いずれも政令で定める要件に該当するものに限る。)に対する同法第七十四条第三号に規定する事業に要する費用で政令で定める範囲内のものに充てるための無利子の資金の貸付けを行うときは、当該地方公共団体に対し、当該貸付けに必要な資金の二分の一以内を貸し付けることができる。

第二条第一項中「第七項」を「第八項」に、「前条第一項第二号」を「同条第一項第二号」に改め、同条第二項中「第六項」を「第七項」に、「第八項」を「第九項」に改め、同条第三項中「第七項」を「第八項」に改め、同条第十項中「前条第八項」を「前条第九項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第九項中「前条第六項又は第八項」を「前条第七項又は第九項」に、「同条第六項」を「同条第七項」に、「同条第八項」を「同条第九項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項の

次に次の一項を加える。

9 前条第六項の規定による貸付金の償還期間は、十年(四年以内の据置期間を含む。)以内とし、その償還は、均等半年賦償還の方法によるものとする。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一条(都市再生特別措置法第四十七条第二項及び第七十四条の改正規定に限る。)、第二条並びに附則第六条及び第七条の規定は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の都市再生特別措置法(以下「新都市再生特別措置法」という。)(第十五条の規定により地域整備方針が定められるまでの間は、この法律の施行の際に第一条の規定による改正前の都市再生特別措置法(以下「旧都市再生特別措置法」という。)(第十五条の規定により定められている地域整備方針は、新都市再生特別措置法第十五条の規定により定められた地域整備方針とみなす。

第三条 この法律の施行の際に旧都市再生特別措置法第四十六条の規定により作成されている都市再生整備計画は、新都市再生特別措置法第四十六条の規定により作成された都市再生整備計画とみなす。

第四条 この法律の施行の際に旧都市再生特別措置法第四十六条の二第一項の規定により組織

されている市町村都市再生整備協議会は、新都市再生特別措置法第四十六条の二第一項の規定により組織された市町村都市再生整備協議会とみなす。

(政令への委任)

第五条 前三条に定めるもののほか、この法律の施行に必要となる経過措置は、政令で定める。

(民間都市開発の推進に関する特別措置法の一部改正)

第六条 民間都市開発の推進に関する特別措置法(昭和六十二年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「第一条第八項」を「第一条第九項」に改める。

(独立行政法人都市再生機構法の一部改正)

第七条 独立行政法人都市再生機構法(平成十五年法律第百号)の一部を次のように改正する。

附則第四十四条第一項中「第八項」を「第九項」に、「同条第九項」を「同条第十項」に、「同条第六項」を「同条第七項」に改める。

理 由

都市の再生を一層推進するため、都市再生緊急整備地域内の一団の土地の所有者等による都市開発事業の施行に関連して必要となる歩行者の移動上の利便性及び安全性の向上のための経路の整備又は管理に関する協定の締結について定めるとともに、都市再生整備推進法人が施行する公共施設等の整備に関する事業に係る都市開発資金の無利子貸付制度の創設等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

都市再生特別措置法及び都市開発資金の貸付けに関する法律の一部を改正する法律案
(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、都市の再生を一層推進するため、都市再生緊急整備地域内の一団の土地の所有者等による都市開発事業の施行に関連して必要となる歩行者の移動上の利便性及び安全性の向上のための経路の整備又は管理に関する協定の締結について定めるとともに、都市再生整備推進法人が施行する公共施設等の整備に関する事業に係る都市開発資金の無利子貸付制度の創設等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 都市再生特別措置法の一部改正

(一) 歩行者ネットワーク協定の創設

(1) 都市再生緊急整備地域内又は(2)の歩行者ネットワーク促進区域内の一団の土地の土地所有者等は、その全員の合意により、都市開発事業の施行に関連して必要となる歩行者の移動上の利便性及び安全性の向上のための経路の整備又は管理に関する協定(以下「歩行者ネットワーク協定」という。)を締結することができること。

(2) 歩行者ネットワーク協定においては、歩行者ネットワーク協定の目的となる土地の区域及び経路の位置、経路の整備又は管理に関する事項等を定めること。
(3) 歩行者ネットワーク協定は、市町村長の認可を受けなければならないこと。
(4) (3)の認可の公告のあった歩行者ネットワーク

ワーク協定は、その公告のあった後において当該歩行者ネットワーク協定の区域内の土地所有者等となった者に対して、その効力があるものとする。

(5) 一の所有者以外に土地所有者等が存在しない場合、その所有者は、市町村長の認可を受けて、歩行者ネットワーク協定を定めることができる。

(二) 都市再生整備計画の記載事項の追加

(1) 都市再生整備計画に、当該都市再生整備計画に基づく事業により整備された公共施設施設の適切な管理のために必要な事項を記載すること。

(2) (1)の事項に、歩行者ネットワーク促進区域(都市再生整備計画の区域のうち、都市開発事業を通じて緊急かつ重点的に市街地の整備を推進すべき土地の区域であつて、都市開発事業の施行に関連して当該区域内の土地の土地所有者等による歩行者の移動上の利便性及び安全性の向上のための経路の整備又は管理が必要となると認められるものをいう。)及び当該経路の整備又は管理に関する事項を記載することができる。

(三) まちづくり交付金の交付に際して勘案すべき事項の追加

国が市町村に対し、都市再生整備計画に基づく事業等の実施に要する経費に充てるため、交付金を交付する際の勘案事項として、当該事業等を通じて増進が図られる都市機能の内容を追加すること。

四 都市再生整備推進法人による都市計画の決定等の提案制度の創設

都市再生整備計画に基づき整備される公共施設の管理等を行う都市再生整備推進法人は、市町村に対して、その管理等を適切に行うために必要な都市計画の決定又は変更を提案することができる。

(五) 都市再生整備推進法人の業務の追加

都市再生整備推進法人の業務として、都市再生整備計画の区域内における公共施設等の整備に関する事業を施行し、又は当該事業に参加すること等を追加すること。

2 都市開発資金の貸付けに関する法律の一部改正

国は、地方公共団体が、都市再生整備推進法人又はまちづくりの推進を図る活動を行うことを目的とする法人が施行する都市開発事業、公共施設等の整備に関する事業に要する費用に充てるための無利子の資金の貸付けを行うときは、当該地方公共団体に対し、当該貸付けに必要な資金の二分の一以内を貸し付けることができる。

3 附則

この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。ただし、1の(三)及び(五)並びに2に関する規定は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

二 議案の可決理由

都市の再生を一層推進するため、都市再生緊

急整備地域内の一団の土地の所有者等による都市開発事業の施行に関連して必要となる歩行者の移動上の利便性及び安全性の向上のための経路の整備又は管理に関する協定の締結について定めるとともに、都市再生整備推進法人が施行する公共施設等の整備に関する事業に係る都市開発資金の無利子貸付制度の創設等の措置を講じようとする本案は妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

三 本案施行に要する経費

平成二十一年度社会資本整備事業特別会計予算(業務勘定)において、都市開発資金貸付金に係る経費二百二十五億五千六百万円の中に計上されている。

右報告する。

平成二十一年五月八日

国土交通委員長 望月 義夫
衆議院議長 河野 洋平殿

〔別紙〕

都市再生特別措置法及び都市開発資金の貸付けに関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用について遺憾なきを期すべきである。

一 NPO、まちづくり会社等、民間のまちづくりの担い手による活動の継続・強化が可能となるよう、資金支援に加え、担い手間の情報交換、交流の場の整備・拡充等の環境整備に努めること。

二 都市再生歩行者経路協定等の締結の促進、協定締結後のトラブル発生防止のため、協定の雛形の作成、優良事例の紹介等、関係者に対する情報提供を図ること。

三 まちづくり交付金による事業など、都市再生特別措置法に基づき実施してきた事業等の効果・影響を適切に評価・把握するとともに、その結果を踏まえ、必要な措置を講じること。

四 都市再生、まちづくりに関する多くの事業制度等がある中、まちづくりに係る民間、地方公共団体等がそれらの制度を有効に活用できるよう、情報提供に努めること。また、まちづくり主体からみた分かりやすさの観点から、必要な見直しについて検討を行うこと。

五 今後の高齢化の進展に対応した都市の再生を図るため、都市再生緊急整備地域、都市再生整備計画の区域において、歩行者経路や都市再生整備事業で整備される施設のバリアフリー化の促進に努めること。また、都市再生歩行者経路協定等の認可基準の設定に当たっては、高齢者の利便性、安全性の確保について配慮すること。

六 地域の歴史、文化、景観等を生かした個性的なまちづくりを推進するため、都市計画法、景観法、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律等に基づく各種制度の積極的活用が図られるよう努めること。また、都市再生整備事業の推進に当たっては、良好な都市環境の形成にも十分配慮すること。

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所	
東京一〇五―八四四五 二番四号区虎ノ門二丁目 独立行政法人国立印刷局	
電 話	
03 (3587) 4294	
定 価	
（本体）	本号一部 二三〇円 二二〇円